

事務局説明資料

2024年10月8日

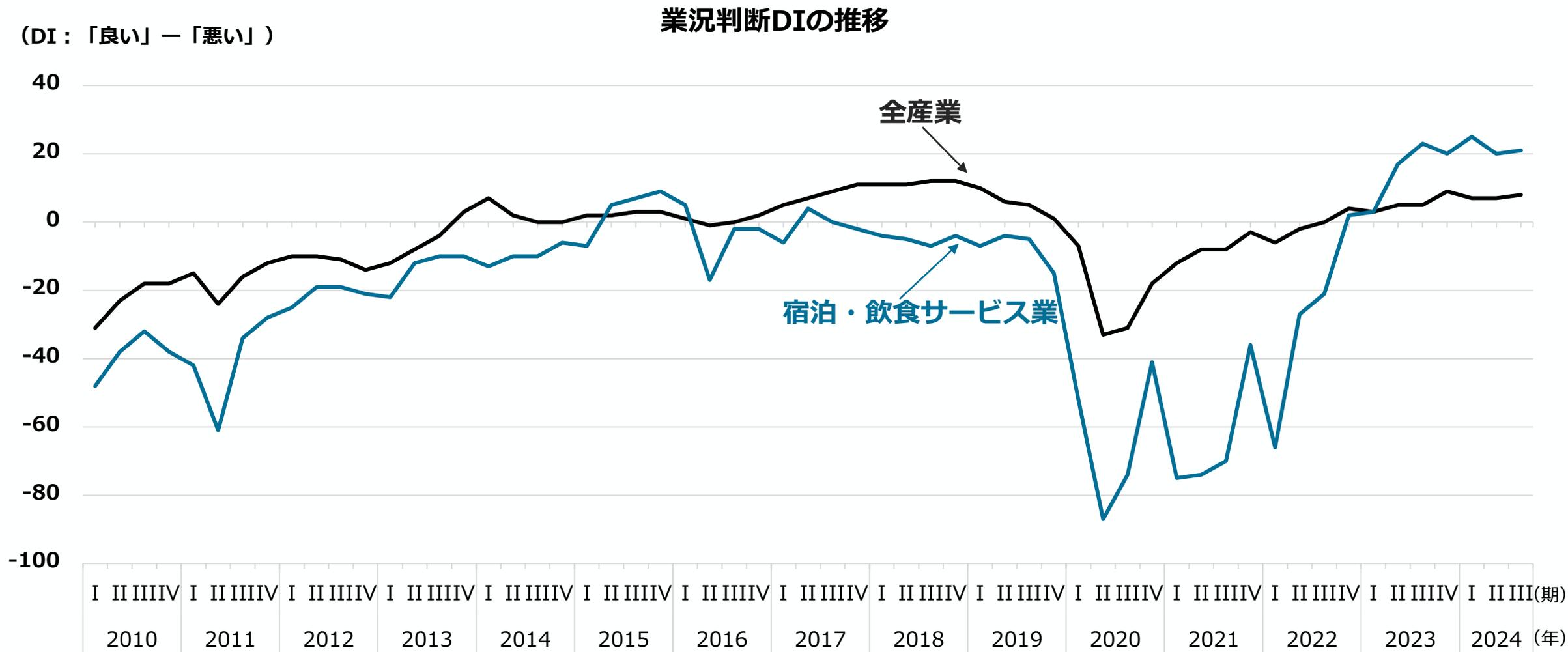
中小企業庁 事業環境部 金融課

1.足元の中小企業金融の状況

- 2.スタートアップ・成長企業を念頭に置いた多様な金融支援
- 3.信用保証付融資を取り巻く状況
- 4.再生支援の総合的対策公表後の取組状況
- 5.経営者保証改革
- 6.コロナ融資の効果検証
- 7.御議論いただきたい論点

中小企業の業況判断DI

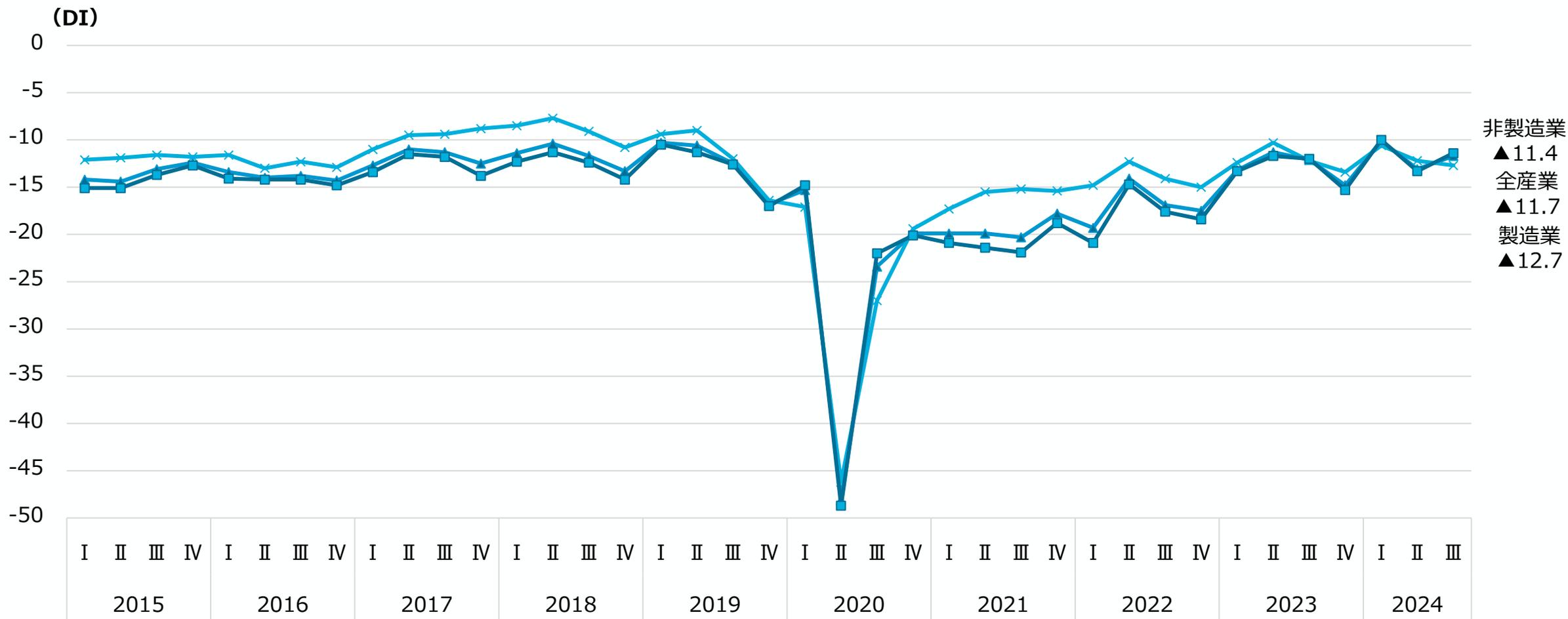
- 宿泊・飲食サービス業を含め、中小企業の業況は（コロナ禍と比較すると）概ね良好な水準まで回復。



中小企業の資金繰りDI

- 中小企業の資金繰りも（コロナ禍と比較すると）概ね良好な水準まで回復。

資金繰りDIの推移



(注) 前期比季節調整値を利用。

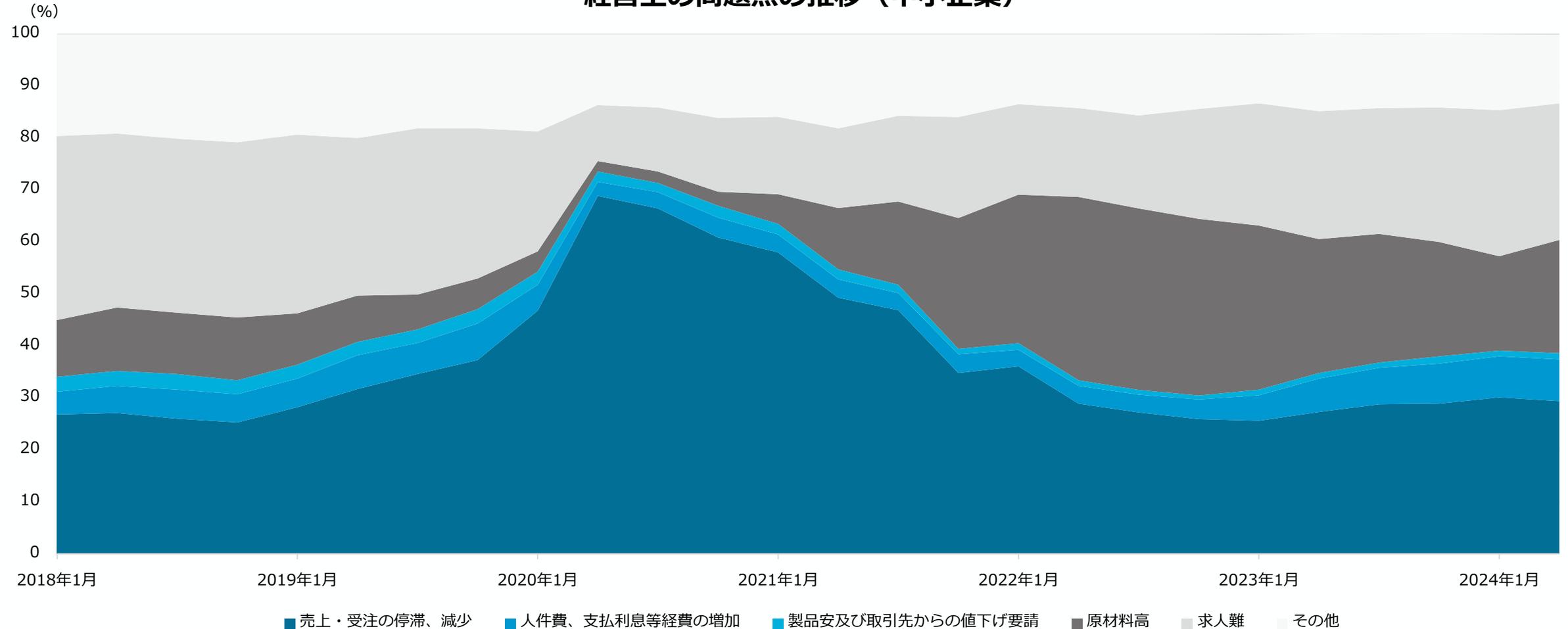
全産業 製造業 非製造業

(出所) 中小企業基盤整備機構「第177回中小企業景況調査」より作成。

経営上の問題点の推移

- 当面の経営上の問題点について、コロナ禍と比較して、直近でも「売上・受注の停滞、減少」が最も多いものの、「求人難」、「原材料高」の割合が増加傾向にある。

経営上の問題点の推移（中小企業）



(注) ここでいう「中小企業」とは、(株)日本政策金融公庫取引先のうち、原則として従業員20人以上の企業をいう。

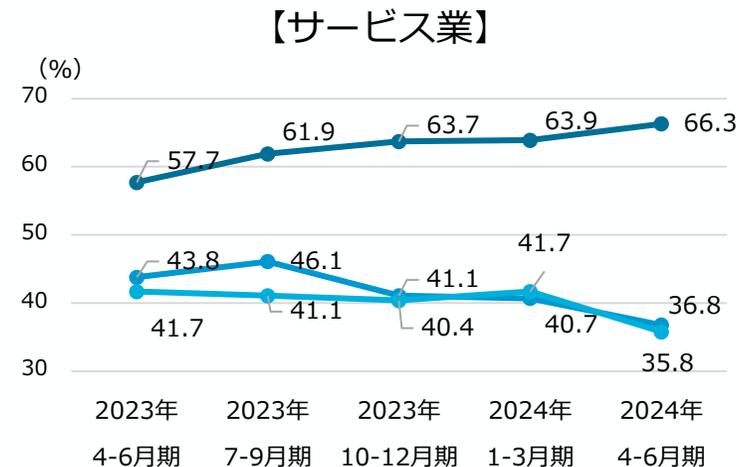
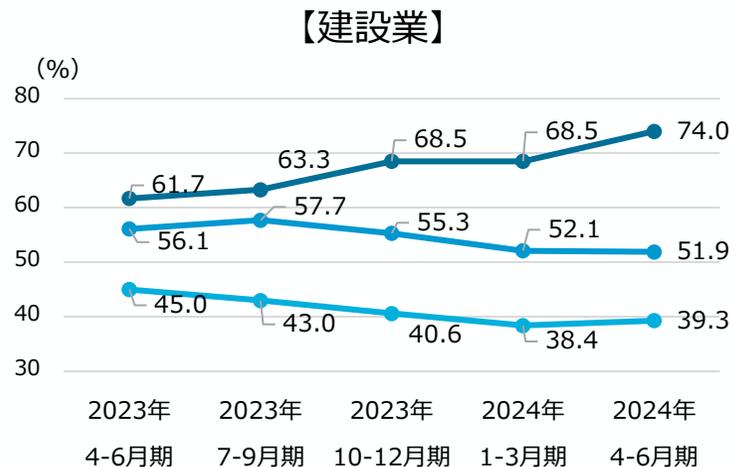
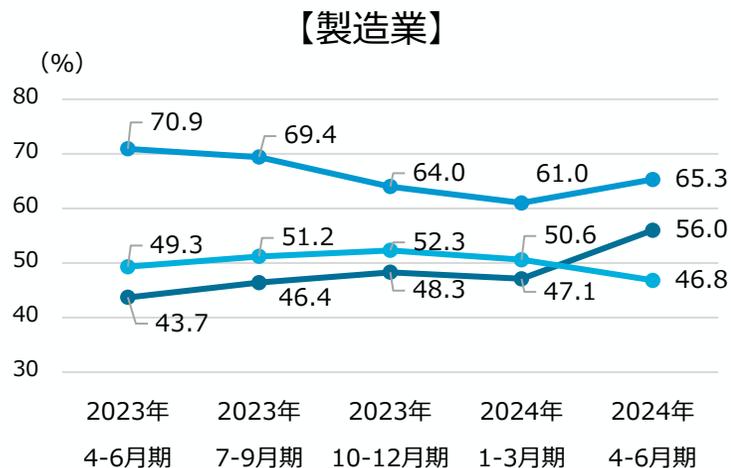
(出所) (株)日本政策金融公庫総合研究所「全国中小企業動向調査(中小企業編)」。

業種別の課題

- 業種ごとの濃淡はあるものの、一様に人件費・人手不足の課題が増加傾向、特に製造業においては直近の増加が著しい。
- 人手確保のためにも、付加価値の向上が必要となるが、そのために必要な投資資金の需要の増加が見込まれる。

経営環境において直面している課題（上位3課題）【業種別】

- 人手不足、人件費上昇
- エネルギー・原材料価格等の高騰
- 売上・受注の停滞・減少



資金繰り課題の特徴（業種毎）

（製造業）

- 足下で人件費・人手確保の課題が顕著に増加しつつある。
- DXや省力化のための投資を行い、人手不足にも対応しつつ、付加価値を上げる投資も必要。

（建設業）

- 足下で人件費・人手確保の課題がさらに増加しつつある。
- 賃上げをはじめとした労働者の処遇改善の他、DXや省力化のための投資が必要。
- 支払い先行型のため、金融機関からの資金調達が必要。

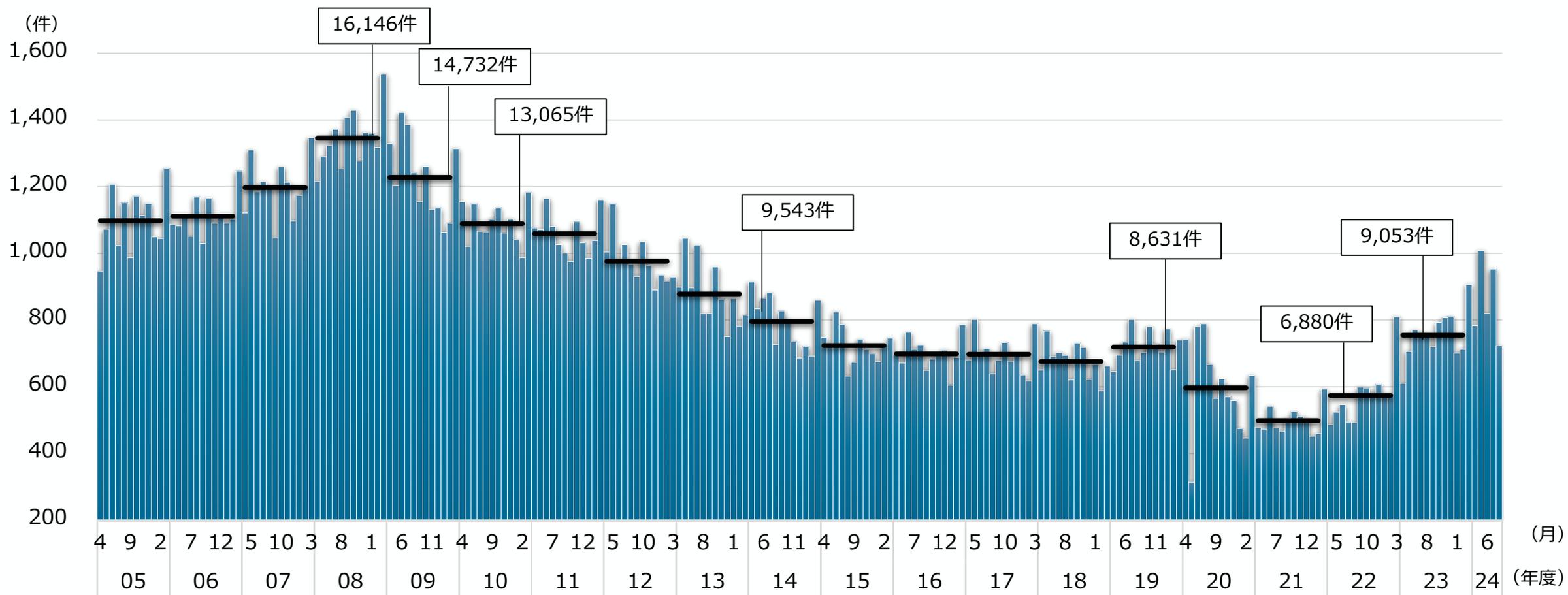
（サービス業）

- 足下で人件費・人手確保の課題がさらに増加しつつある。
- 労働者の処遇改善の他、DXや省力化のための投資が必要。
- 特に宿泊業については、装置産業的な側面が強いため、自己資本の増強に資する資金調達が必要。

倒産動向

- 2023年度の倒産件数は、2014年度以来、**9年ぶりに9,000件台に増加**し、前年度比で**+31.58%増**。
- 2024年8月の倒産件数は**723件**。2022年3月以来、29ヶ月ぶりに前年同月を下回ったものの、物価高や人件費上昇等のコストアップ要因、金利動向等も踏まえて今後の動向を注視する必要あり。

倒産件数の推移（2024年8月時点）



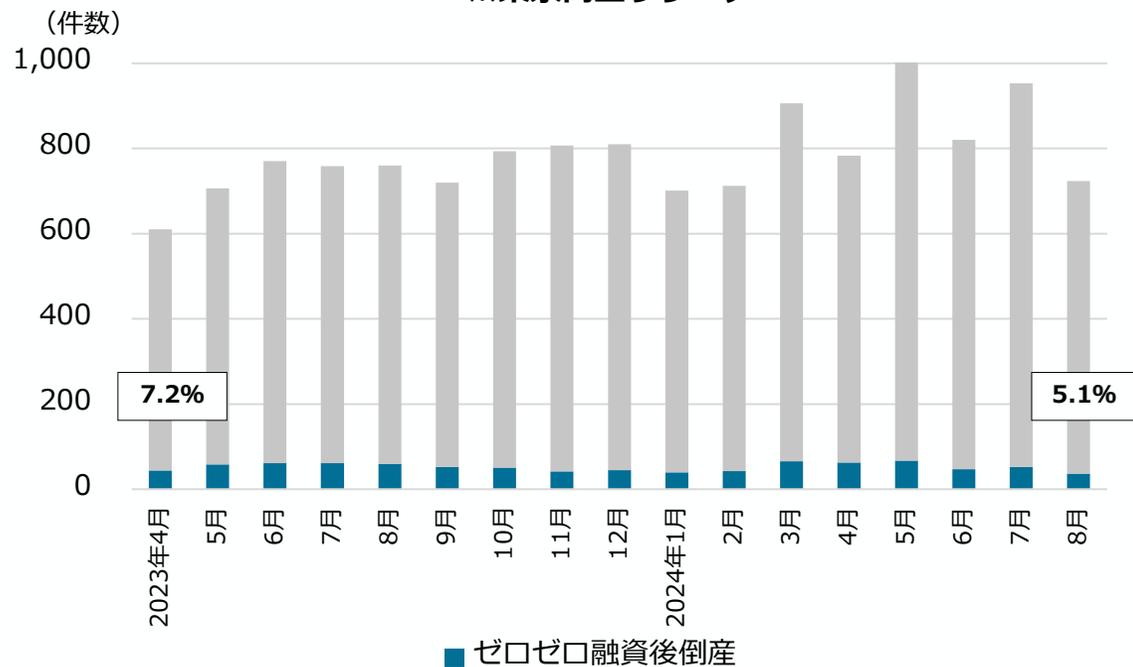
(出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

倒産の要因分析

- 東京商工リサーチ・帝国データバンクの調査によると、倒産件数全体のうち、「民間ゼロゼロ・日本公庫無利子融資」を受けた事業者が倒産した件数は1割未満。
- なお、業種別では、**建設業が全体の約2割で最も多く、飲食業は約1割、宿泊業は0.4%（3件）**に留まっている。規模別では、**従業員10人未満が約9割**。 ※東京商工リサーチ、2024年8月

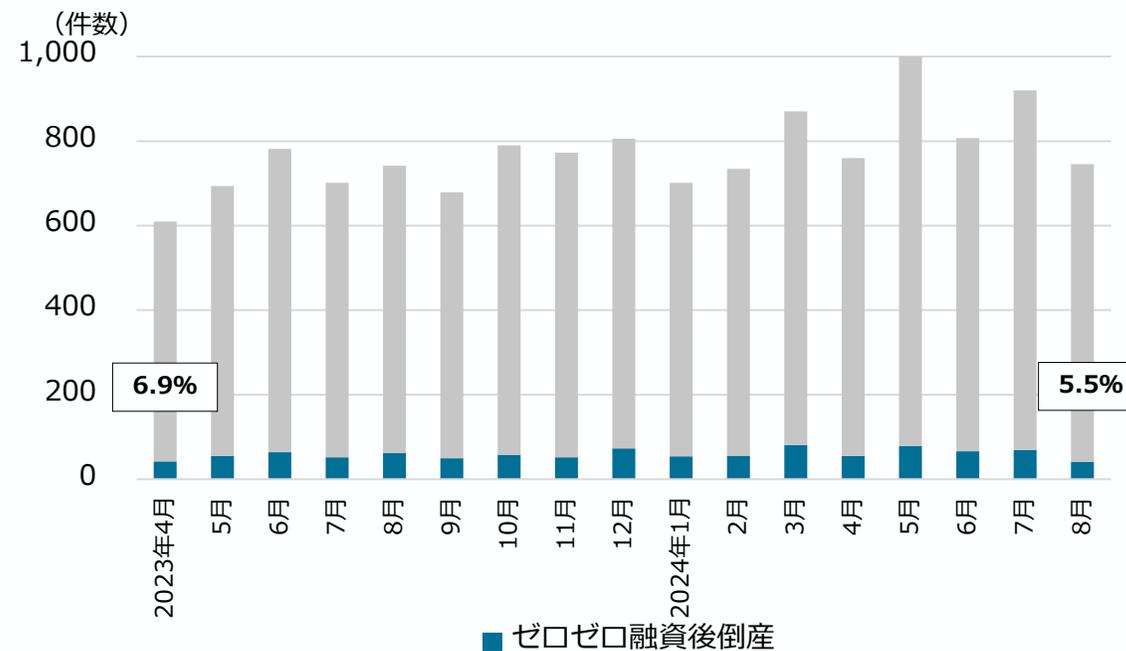
ゼロゼロ融資後倒産件数の推移（2024年8月時点）

※東京商工リサーチ



ゼロゼロ融資後倒産件数の推移（2024年8月時点）

※帝国データバンク



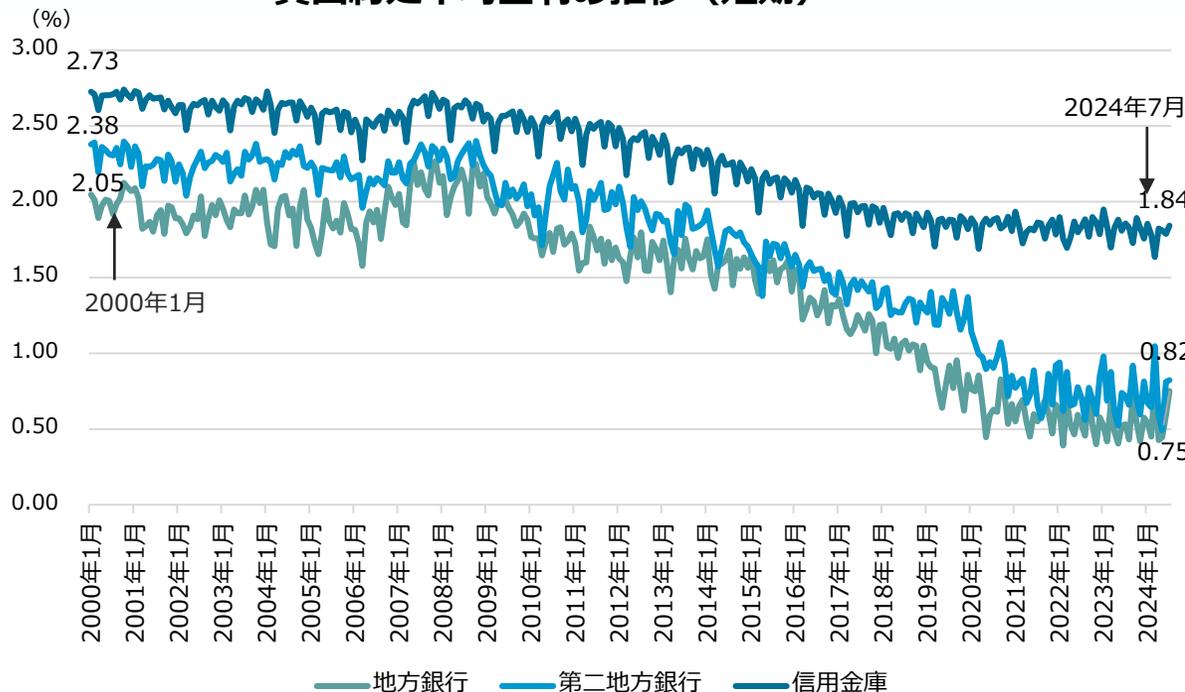
(注) 負債総額1,000万円以上の法的倒産及び私的倒産（協議会やGLによる私的整理は除く）。
 (出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より作成。

(注) 負債総額1,000万円以上の法的倒産。
 (出所) 帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

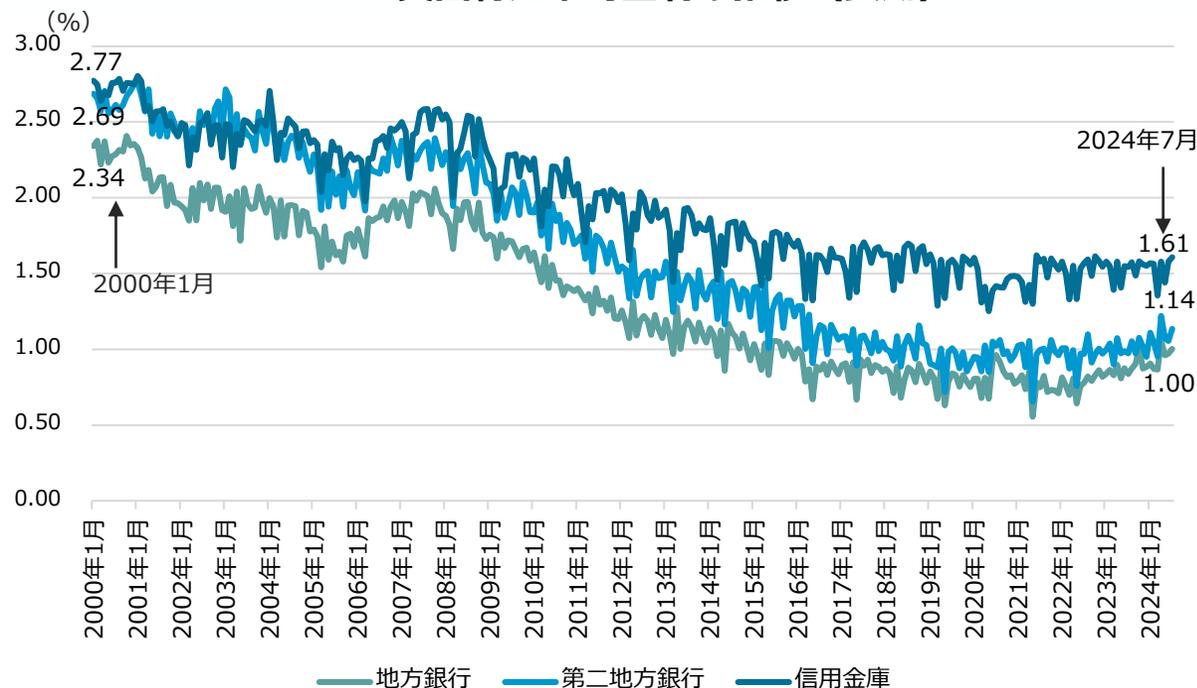
貸出金利の推移

- 日本銀行の金融政策の枠組みの見直しなどの動向については、中小企業のメインバンクとなるような**地域金融機関においても貸出金利に一定の影響がある**と考えられる（多くの金融機関が貸出金利の基準となる短期プライムレートを0.15%等引上げ）。
- 足下の貸出金利は長期に渡って低水準で推移**してきている状況ではあるが、中小企業の資金繰りへの影響等を含めて今後の貸出金利の動向を注視。
- なお、借入のうち、**民間ゼロゼロ融資は固定金利のため、金利上昇の直接的な影響は受けない**。借換時には、その時点の金利が適用されるが、民間ゼロゼロ融資の最後の借換のピークは本年4月であり、本年7月の政策金利引き上げについても、同月の会見において、日本銀行・植田総裁は「**利上げといっても金利の水準、あるいは実質金利で見れば非常に低い水準での少しの調整**」と発言している。

貸出約定平均金利の推移（短期）



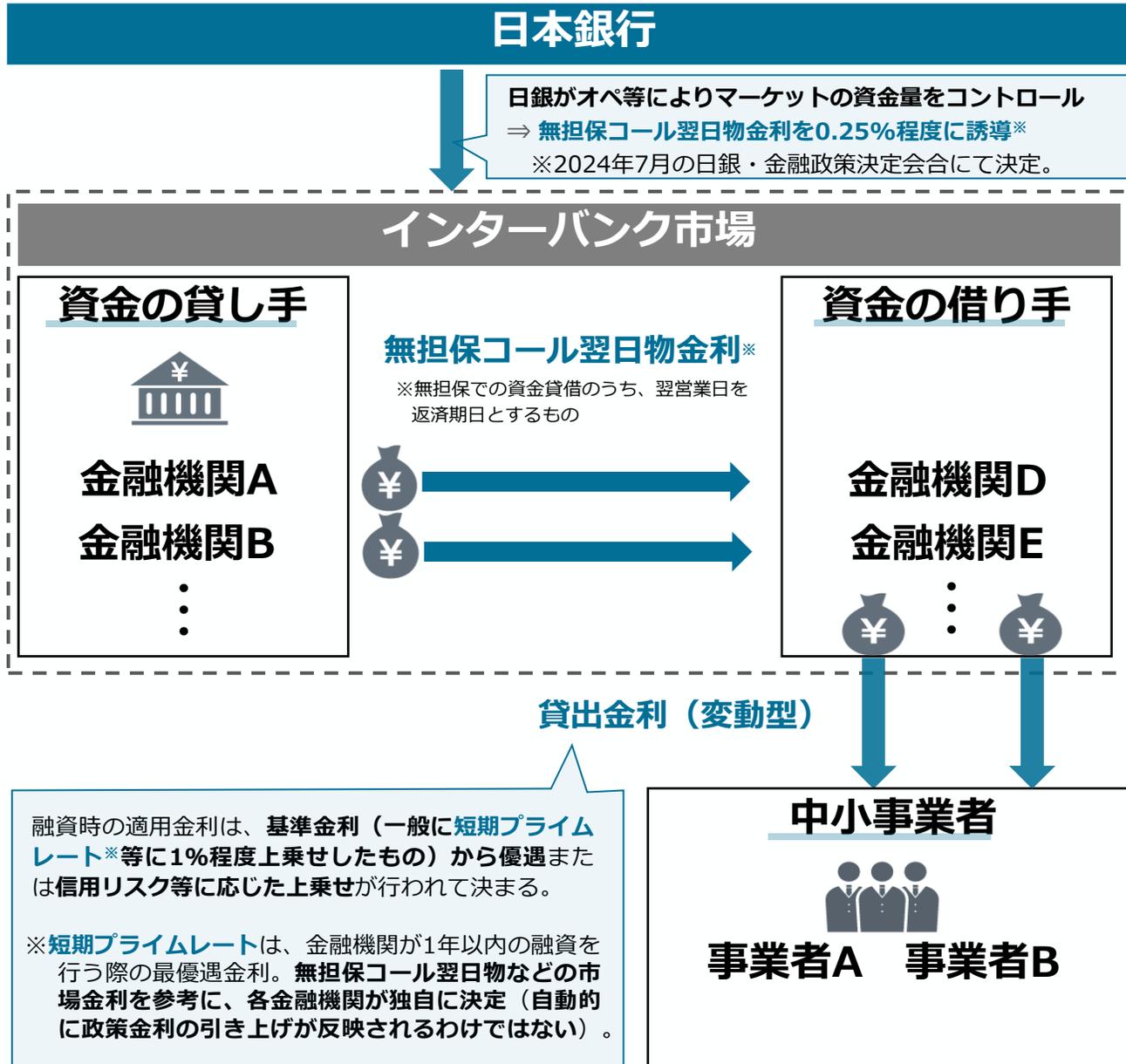
貸出約定平均金利の推移（長期）



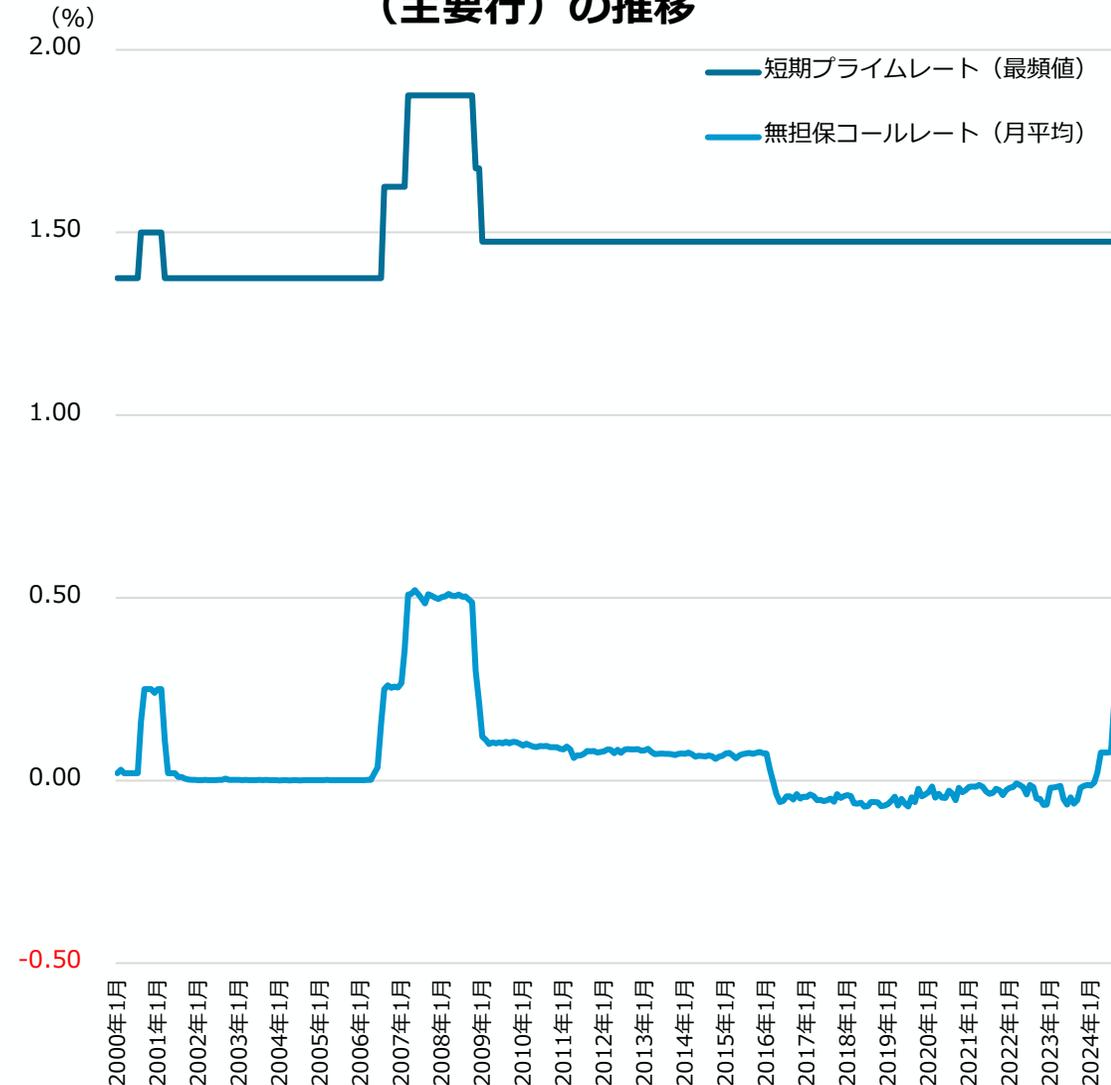
（注）本グラフにおける「貸出約定平均金利」は、当該月末貸出残高のうち、当月中において実行した貸出における金利を表す。「短期」の貸出金利は、約定時の貸出期間が1年未満の貸出を対象、「長期」の貸出金利は、約定時の貸出期間が1年以上の貸出を対象としている。

（出所）日本銀行時系列統計データ検索サイトから「貸出約定平均金利」の月次データを抽出、加工。

(参考) 日本銀行の政策金利と民間金融機関の貸出金利の関係性 (イメージ)



(参考) 無担保コール翌日物金利と短期プライムレート (主要行) の推移

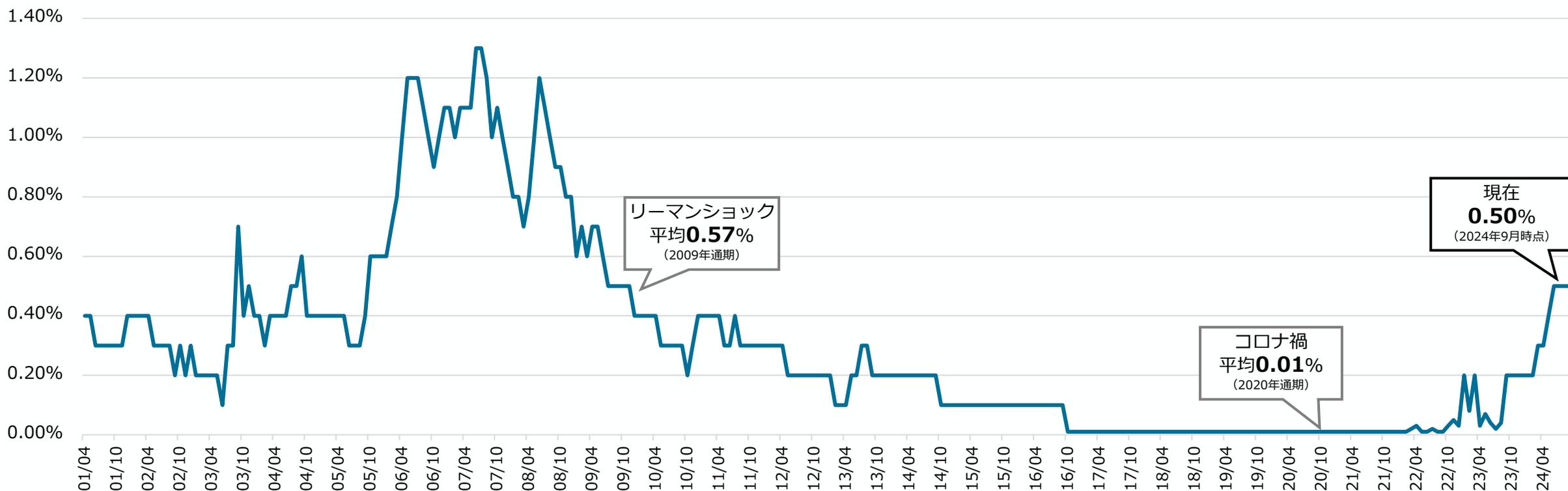


(出所) 日本銀行時系列統計データ検索サイト「無担保コールレート・O/N 月平均/金利」、日本銀行HP「長・短期プライムレート (主要行) の推移」

(参考) 財政融資資金貸付金利の推移

- 財政融資資金の貸付金利も、日本銀行の金融政策の枠組みの見直しに伴い、足元は上昇傾向にある。
- 日本公庫の貸出金利は、財政融資資金の調達時の金利に諸経費等を上乘せし、収支相償となる金利水準を定めている。そのため、財政融資資金の貸付金利の水準に、日本公庫の貸出金利も連動する傾向にある。

財政融資資金貸付金利推移（貸付期間5年以内）



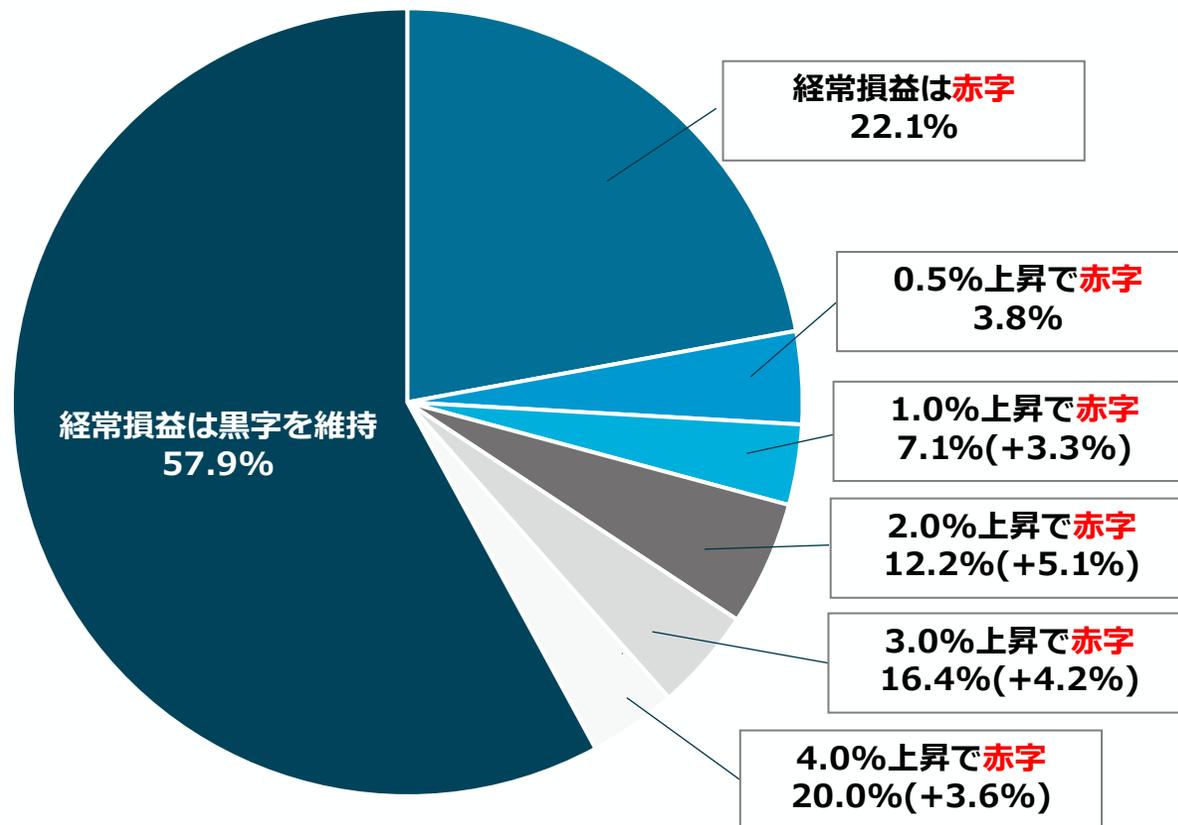
(注) 元金均等償還の据置期間5年以内にかかる貸付期間5年以内の金利を抽出（2024年9月時点）

(出所) 財務省HP「財政融資資金預託金利・貸付金利」より作成 (https://www.mof.go.jp/policy/filp/reference/flf_interest_rate/kinrir6/index.html)

金利上昇による企業の返済負担への影響 (帝国データバンクによる分析)

- 借入金利上昇による利息負担分を企業の決算期末データに反映したところ、借入金利が上昇することで一部の企業が赤字になる一方で、約6割の企業は経常損益は黒字を維持。

借入金利上昇による経常利益への影響
(帝国データバンクによる分析)



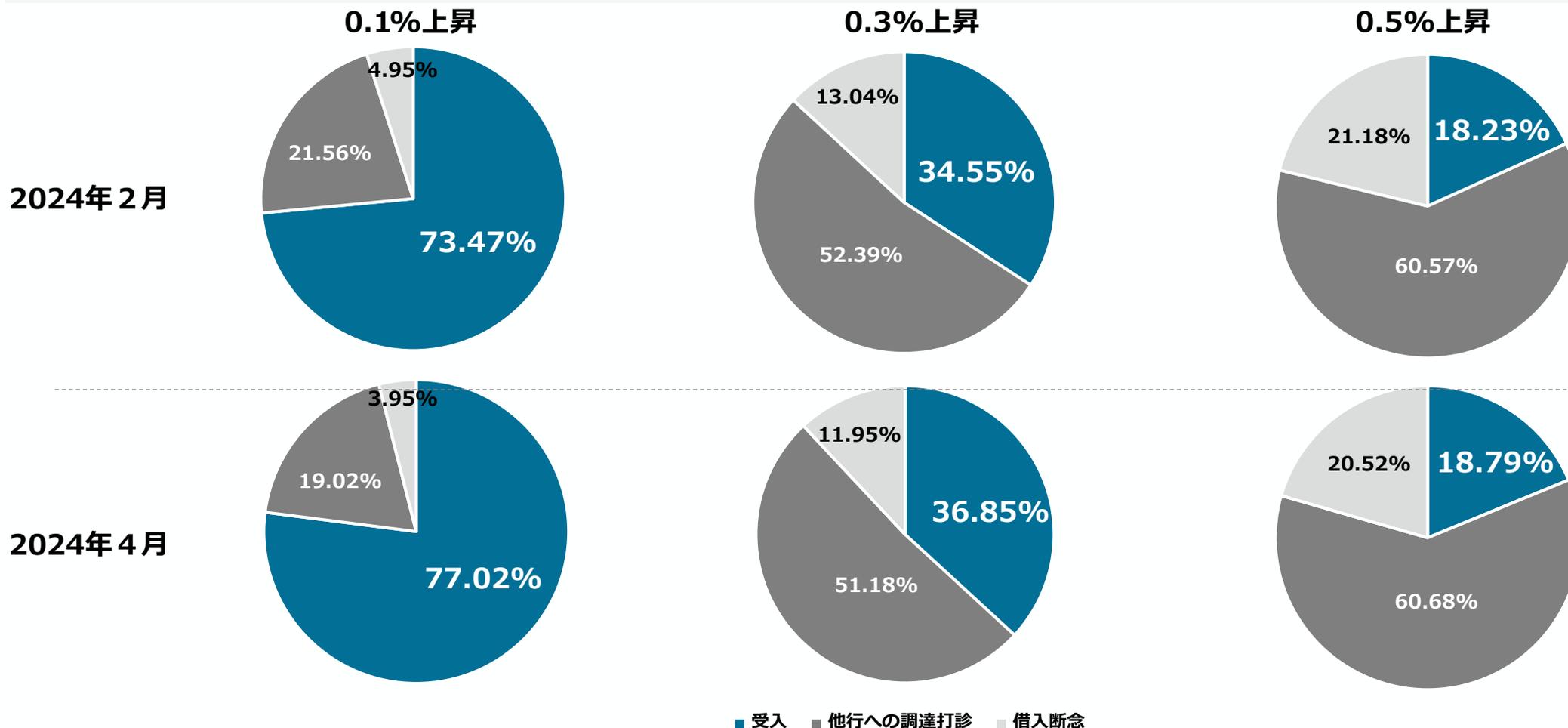
(注1) 帝国データバンク 2024年3月「『マイナス金利解除』と金利上昇に伴う企業の借入利息負担試算」より抜粋・加工。

(注2) 分析の前提として、2023年3月~24年2月間に決算を迎えた企業財務データ(約97万社)のうち、長短借入金を含む「有利子負債」とそれに伴う「支払利息」が発生している企業(約9万社)を対象。

(注3) 決算期末のデータについて、借入金利上昇による利息負担分を単純に差し引きして、黒字・赤字を判定。

借入金利の上昇による中小企業への影響 (東京商工リサーチによる分析)

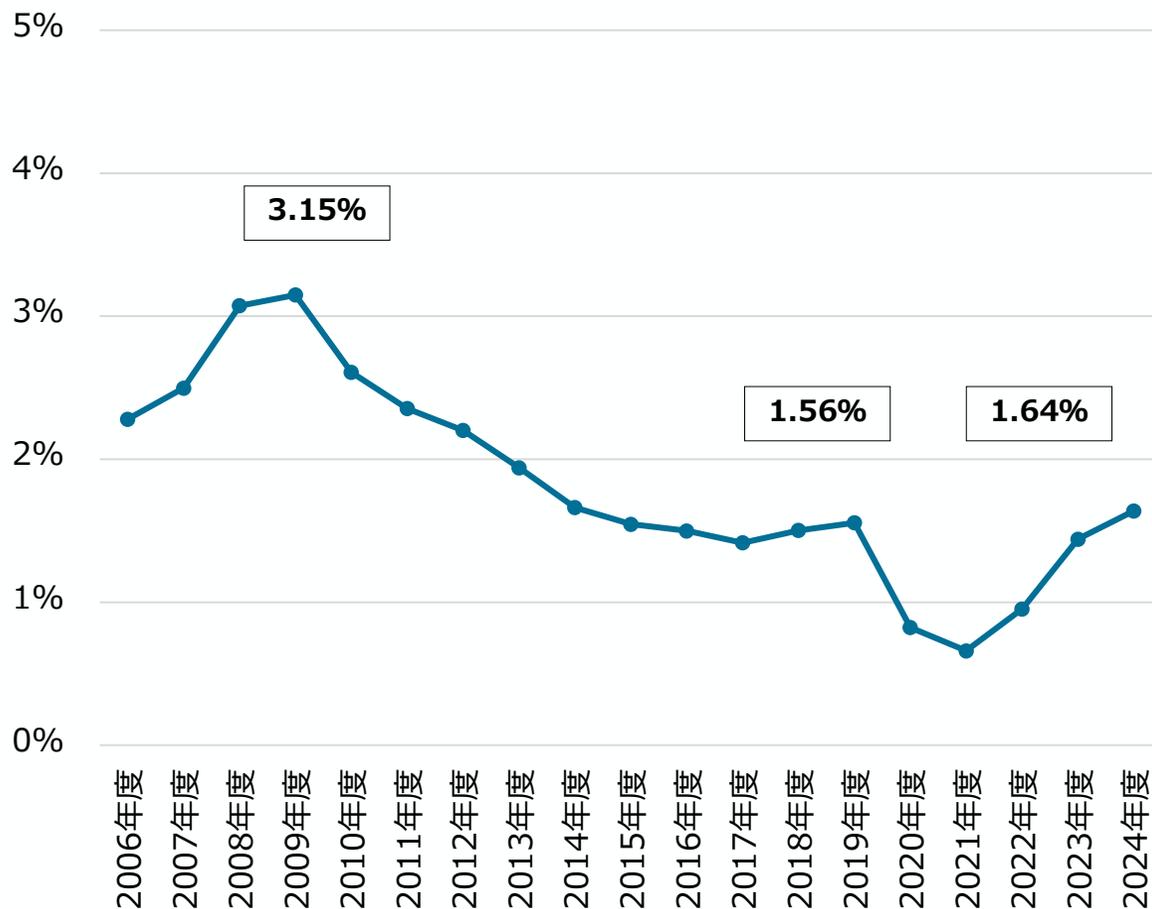
- 今後のメインバンクからの借入金利について、既存金利より、0.1%、0.3%、0.5%の上昇を打診された場合の中小企業の対応として、**0.1%の金利上昇については、約7割の中小企業が受入可能、0.5%の金利上昇については、約2割が受入可能**と回答。
- なお、24年2月時点と24年4月時点と比較すると、3月に日銀による政策金利引き上げが行われた後の**24年4月時点の方が、金利上昇を受け入れる中小企業の割合が増加**している。



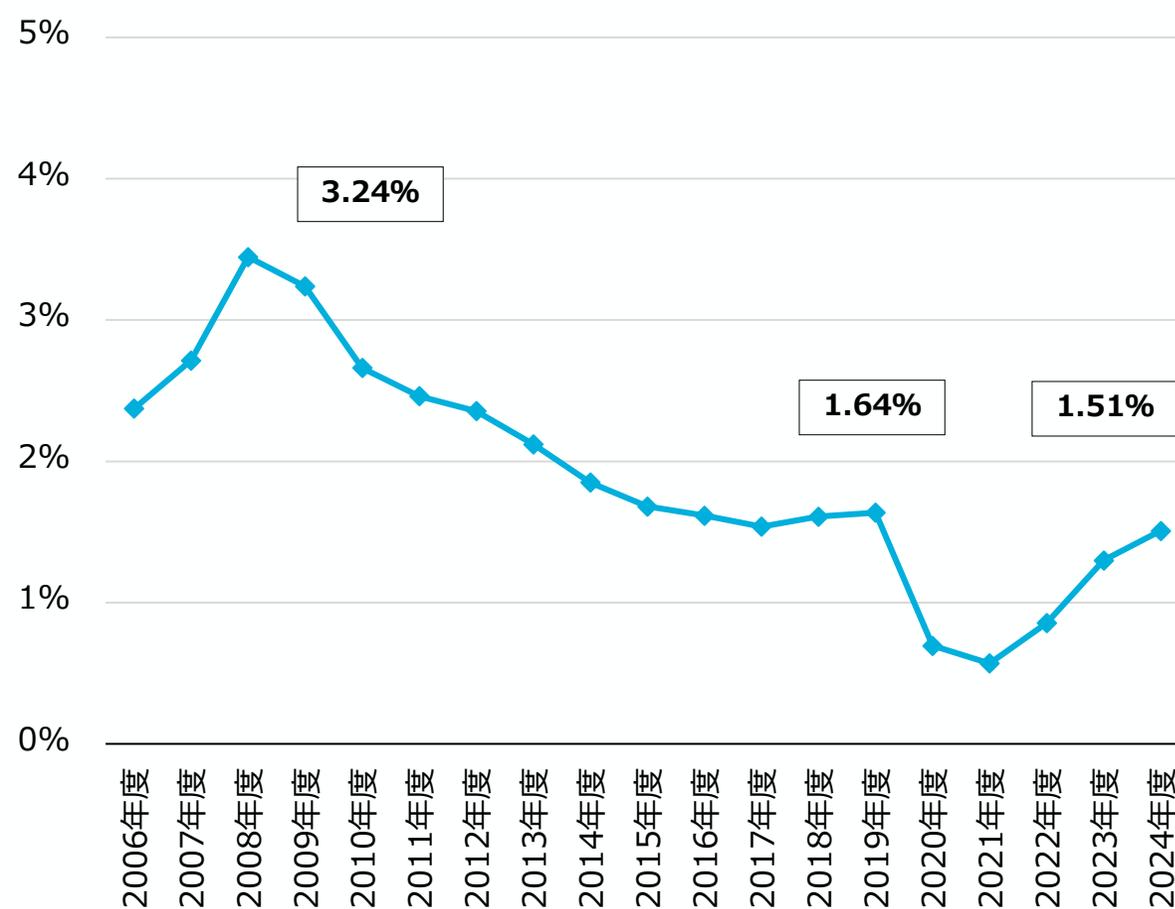
信用保証協会の代位弁済率（件数・金額ベース）の推移

- 信用保証協会の代位弁済率（協会が中小企業に代わって弁済した割合）はコロナ前の水準に到達しつつあるものの、リーマンショック時と比較すると低位。また、足下の代位弁済案件は、コロナ前から業況が厳しかった先が多いと見られる。

代位弁済率（件数）



代位弁済率（金額）



（注）代位弁済率（件数）は、各年度の保証債務平均残件数に対する各年度の代位弁済件数の割合（平残代位弁済率）。

なお、2024年度データは2024年7月の代位弁済件数が2024年度中継続したと仮定して推計。

（出所）全国信用保証協会連合会より

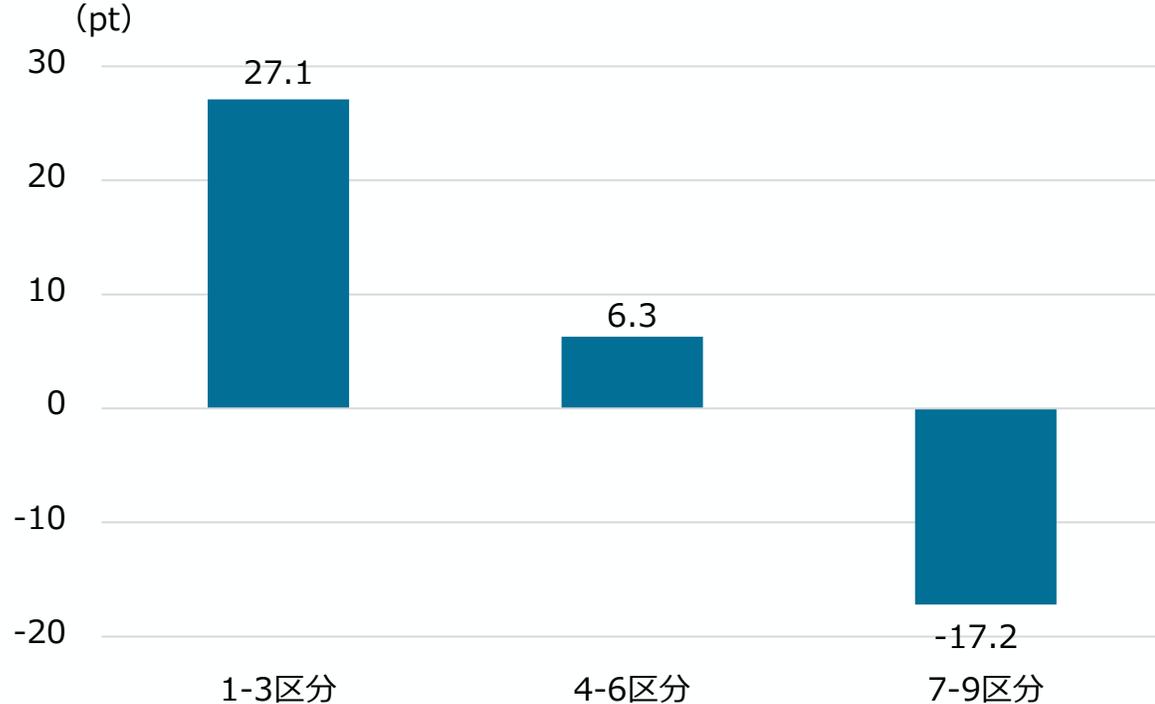
（注）代位弁済率（金額）は、各年度の保証債務平均残高に対する各年度の代位弁済金額の割合（平残代位弁済率）。なお、

2024年度データは2024年7月の代位弁済金額が2024年度中継続したと仮定して推計。

(参考) 足下の代位弁済先は、コロナ前から厳しい状況

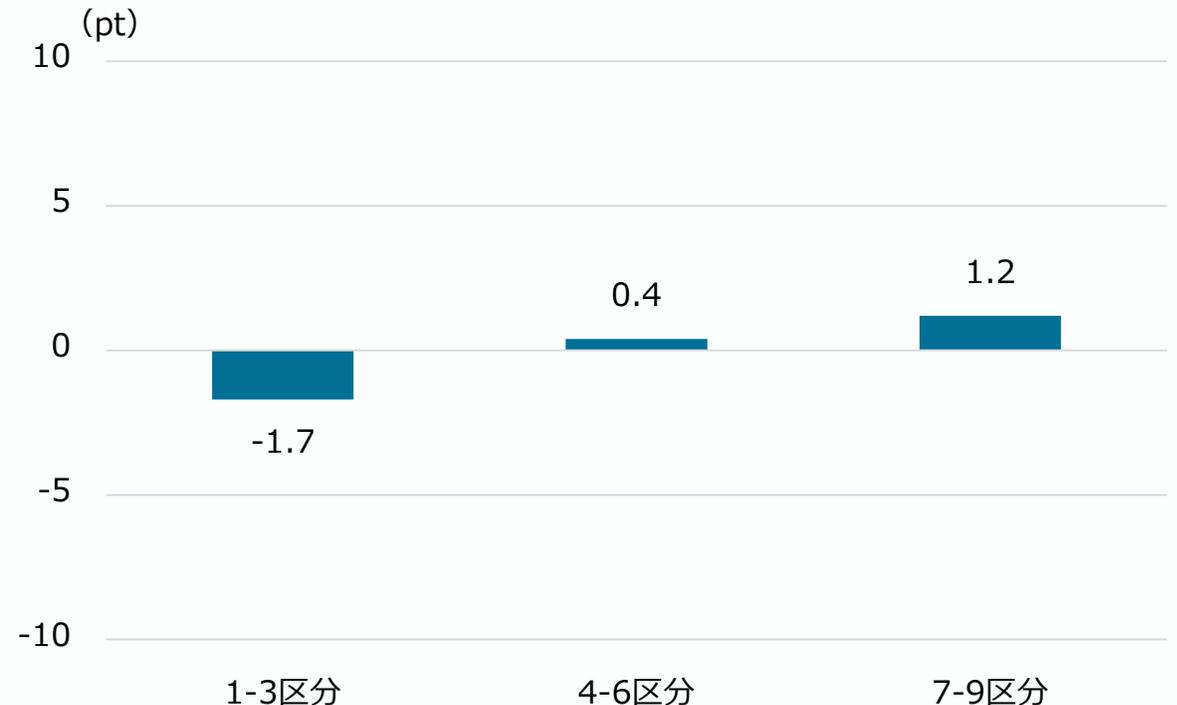
- ①「足下の代位弁済先」と②「現在も信用保証を利用している先」のコロナ前決算に係るCRD（信用リスク情報データベース）区分の構成比を比較すると、①代位弁済先は、コロナ前に1-3区分であった割合が3割程度高く、**コロナ前から業況が厳しかった先が多い**と見られる。
- また、**足下の代位弁済構成比はコロナ前の構成比と大きな差はない。**

代位弁済先と保証利用先のCRD区分構成比の差



(注) CRD区分は、数字が高い区分ほど倒産確率が低くなる。
(注) コロナ前（2020年1月末以前）決算に基づき、2020年度に承諾された保証（根保証更新及びCRD区分不明を除く）について、2024年4月～6月に代位弁済したもの及び2024年6月末に利用中である（保証債務残高を有する）ものについてのCRD区分構成比を集計し、その差を算出したもの。
(出所) 全国信用保証協会連合会より

足下とコロナ前の代位弁済構成比の差

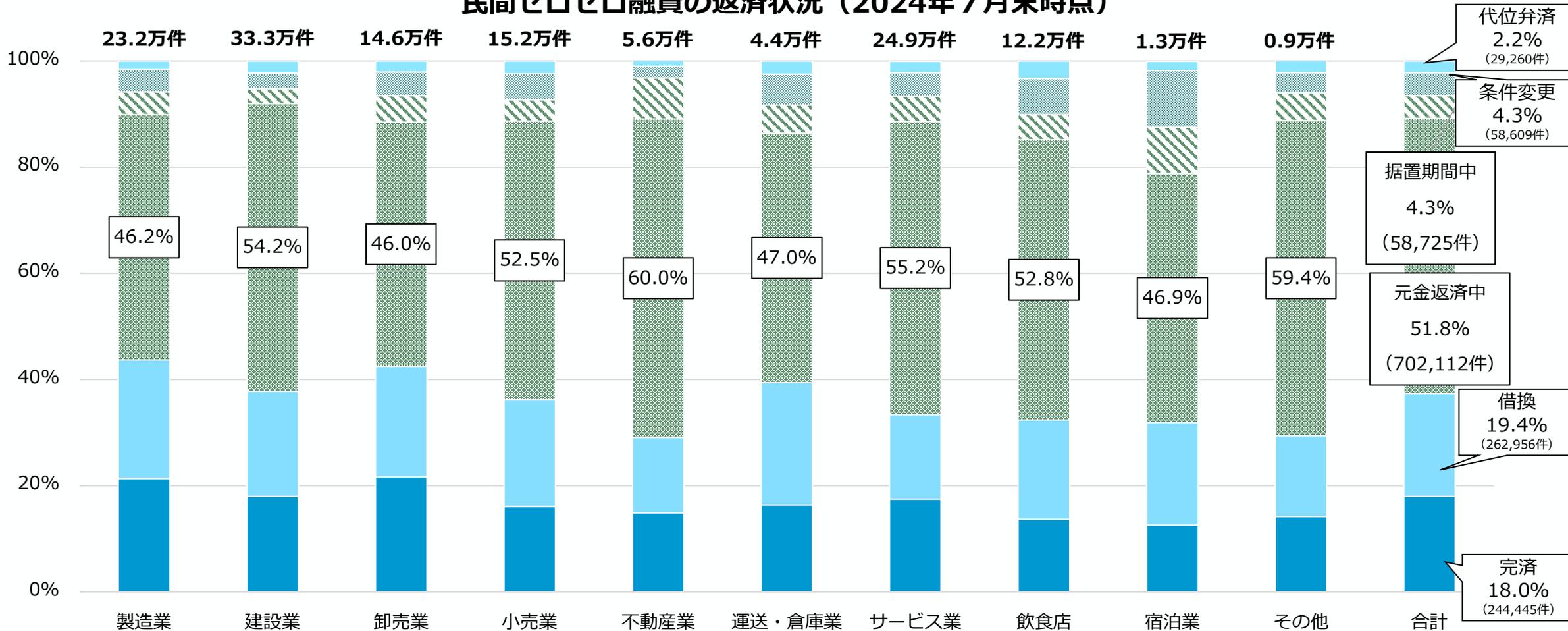


(注) CRD区分は、数字が高い区分ほど倒産確率が低くなる。
(注) コロナ前（2019年度）における代位弁済先と2024年4月～6月の代位弁済先についてのCRD区分構成比を集計し、その差を算出したもの。

(参考) 民間ゼロゼロ融資の返済状況 (業種別)

- 民間ゼロゼロにおいても、2024年7月末時点で7割近くが完済・返済中。ただし、宿泊業については、据置期間中と条件変更の比率が高くなっている。

民間ゼロゼロ融資の返済状況 (2024年7月末時点)



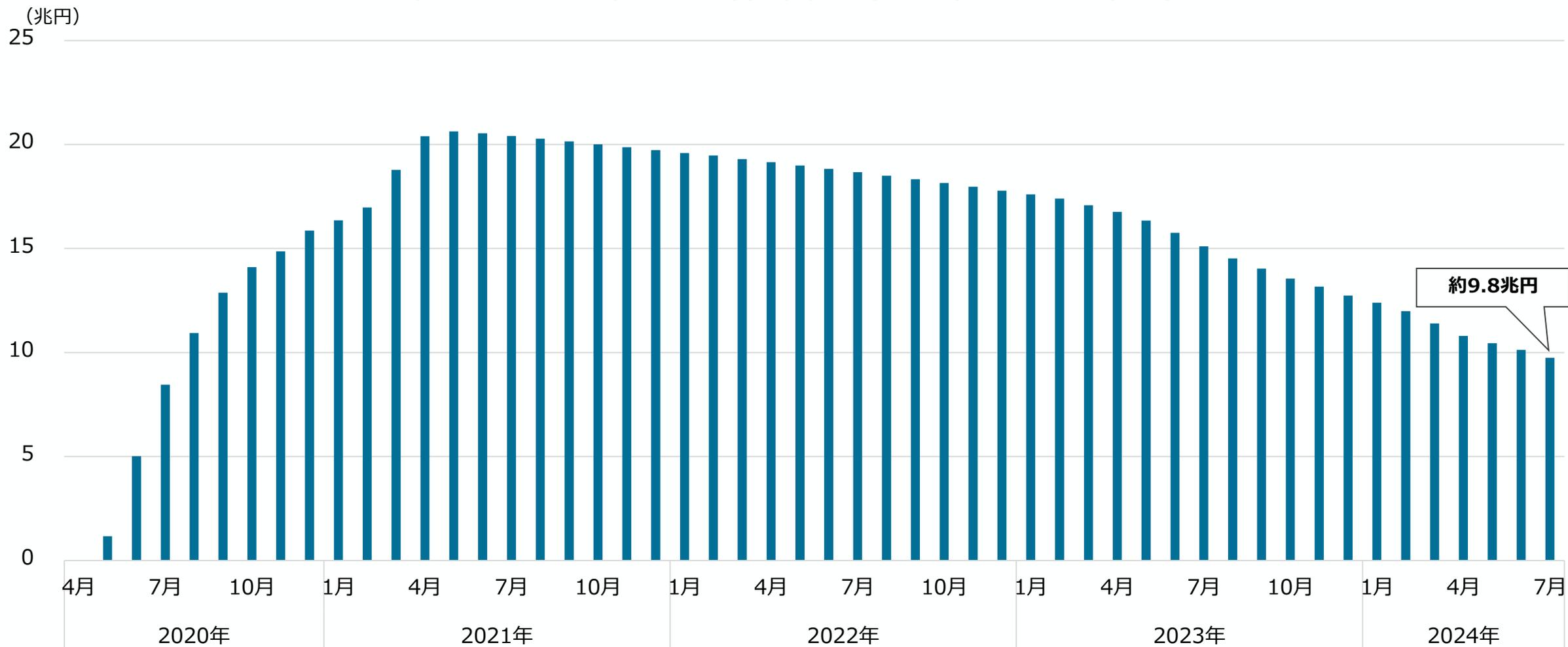
(注) 融資実行ベースによる実績。
保証承諾：約137万件 約23.4兆円、 融資実行：約136万件 約23.2兆円。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成。

(参考) 民間ゼロゼロ融資の保証残高推移

- 民間ゼロゼロ融資の保証債務残高はピーク時の約21兆（2021年）から半減し、足下は約9.8兆まで減少。

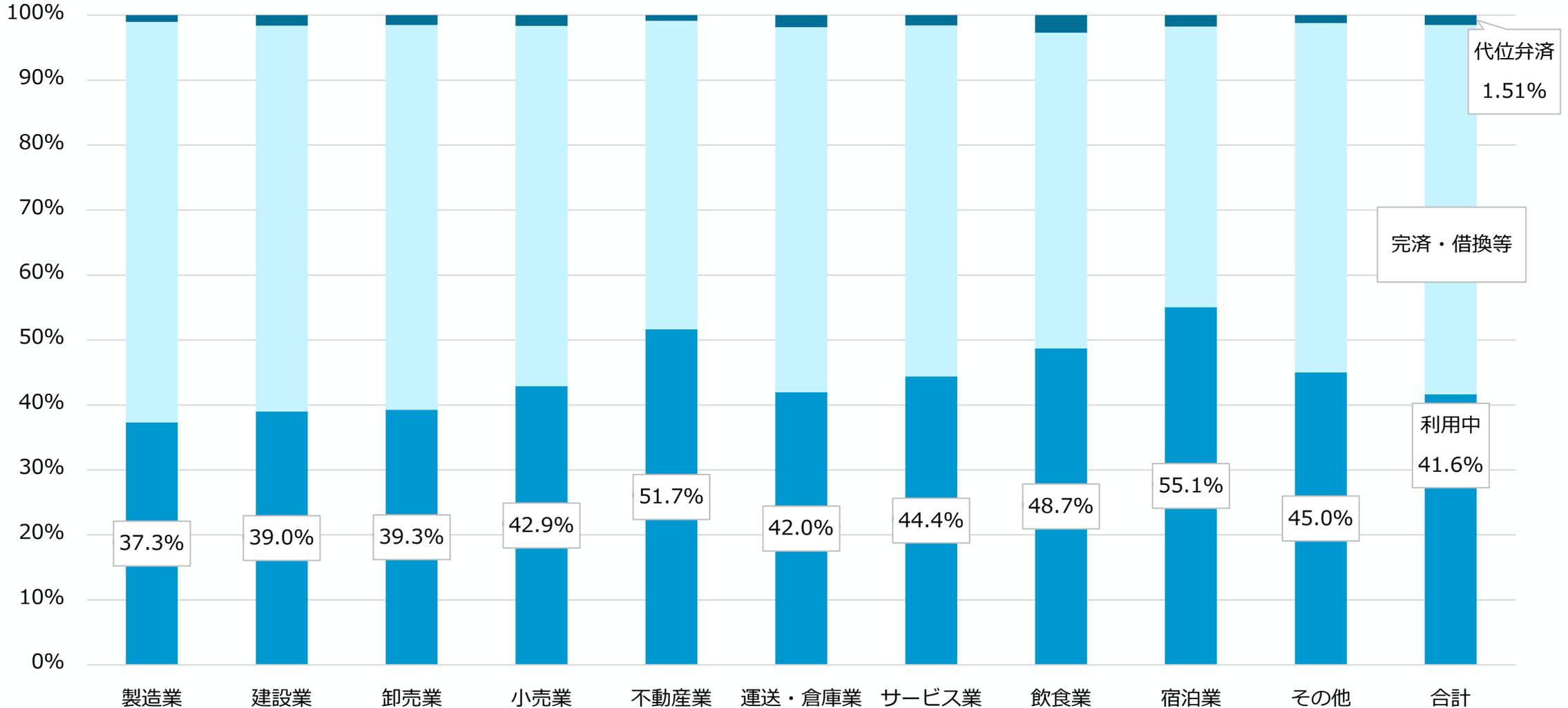
民間ゼロゼロ融資の保証債務残高推移状況（2020年4月～2024年7月）



(出所) 全国信用保証協会連合会提供資料より作成。

(参考) 民間ゼロゼロ融資の保証債務残高状況 (業種別)

民間ゼロゼロ融資の保証債務残高状況 (2024年7月末時点)



(注) 保証承諾 (金額) ベースによる実績。グラフは保証承諾の合計を100%とした場合の、利用状況等の内訳 (構成比) を示す。保証承諾: 約137万件 約23.4兆円、融資実行: 約136万件 約23.2兆円。

(出所) 全国信用保証協会連合会提供資料より作成。

(参考) コロナ禍における資金繰り支援の経緯

2020年2月以降、発動した主な施策

■ 保証

- **セーフティネット保証5号 (80%保証)の全業種指定**
⇒ 2020年5月に開始。2021年7月に全業種指定解除。
- **危機関連保証 (一般保証・セーフティネット保証とは別枠の100%保証)**
⇒ 2020年2月に開始。2021年12月に終了。
- **コロナ借換保証 (100%保証の融資は100%保証で借換可能)**
⇒ 2023年1月に開始。**本年6月末で終了**。石川県内の災害救助法適用地域でのみ継続中。
- **セーフティネット保証4号 (100%保証)**
⇒ 2020年2月に開始。**本年6月末で終了**。

■ 融資

- **民間ゼロゼロ融資 (当初3年無利子、保証料全期間ゼロ)**
⇒ 2020年5月に開始。2021年3月に終了。
- **商工中金の危機対応融資 (含む劣後ローン)(当初3年無利子)**
⇒ 2020年4月に開始。2022年9月に終了。
- **日本公庫の実質無利子・無担保融資 (当初3年無利子)**
⇒ 無利子融資は2020年3月に開始し、2022年9月に終了。その後継続していた金利引下げ (▲0.5%等) も本年6月末で終了。災害貸付金利のみ適用の制度も**本年12月末が期限**。
- **日本公庫のコロナ資本性劣後ローン**
⇒ 2020年8月に開始。**本年12月末が期限**。
- **物価高騰対策として日本公庫のセーフティネット貸付の金利引下げ**
⇒ 2022年4月に開始。**本年12月末が期限**。

中小企業活性化パッケージ公表 (2022年3月)

- 増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策等 (事業再生等のガイドライン策定、中小企業活性化協議会の設置等)

中小企業活性化パッケージNEXT公表 (2022年9月)

- 増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの更なる加速を目的とした総合的な支援策等 (収益力改善支援実務指針の策定等)

挑戦する中小企業応援パッケージ公表 (2023年8月)

- 挑戦意欲がある中小企業の経営改善・再生支援の更なる加速を目的とした総合的な支援策等 (信用保証協会や民間金融機関による経営改善支援の促進等)

再生支援の総合的対策 (2024年3月)

- 再生支援等のニーズの高まりを踏まえた支援の強化等を目的とした総合的対策 (信用保証協会の監督指針の改正、中小企業活性化協議会の機能強化、事業再生情報ネットワークの創設等)

(参考) コロナ関連融資等の融資承諾実績

- 2024年7月末までの実質無利子無担保融資（民間＋政府系）の実績は約264万件、約45兆円。
- コロナ借換保証の実績は約29.9万件、約7.1兆円。
- 中小・小規模事業者向けの資本性劣後ローンの実績は約1.2万件、約1.4兆円。

承諾実績（2024年7月末）

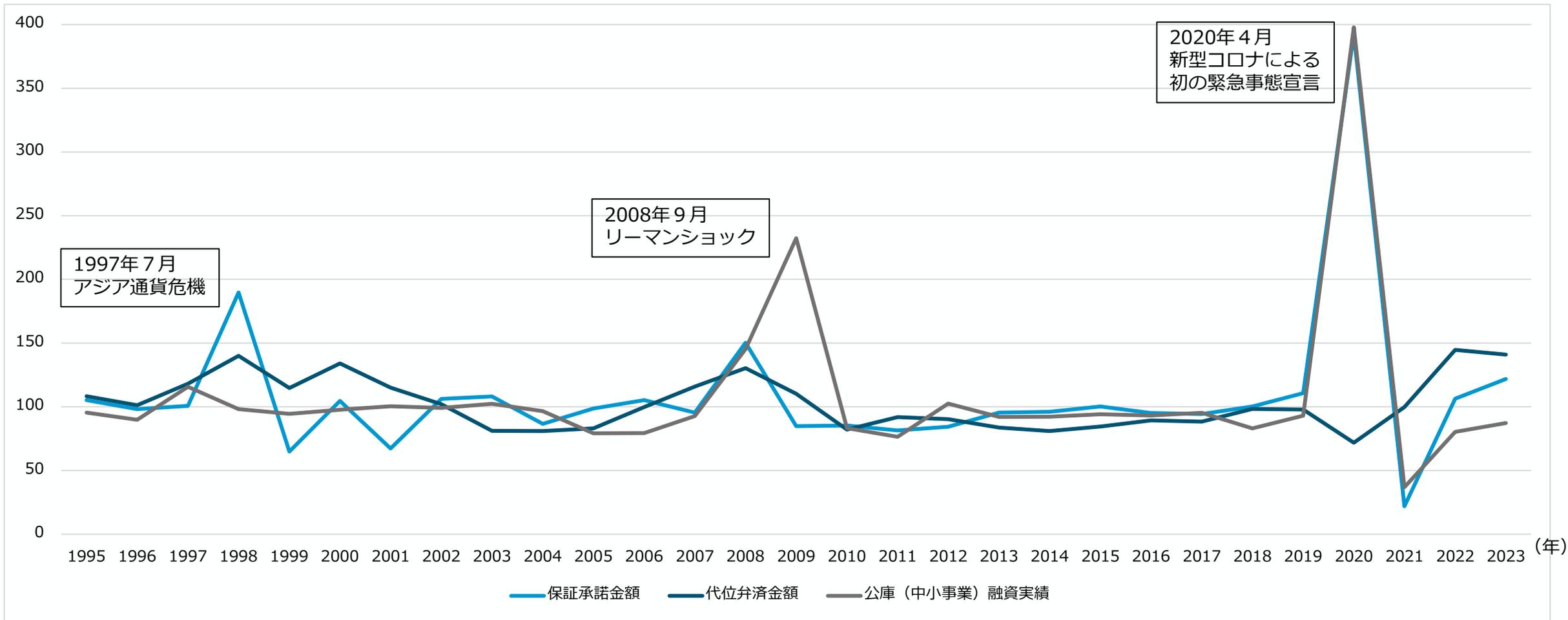
	件数	金額
民間ゼロゼロ融資（2021年3月まで）	約137万件	約23兆円
日本公庫等のコロナ特別貸付（注）	約127万件	約22兆円
合計(民間＋政府系)	約264万件	約45兆円
コロナ借換保証	約29.9万件	約7.1兆円
資本性劣後ローン（中小向け）	約1.2万件	約1.4兆円

（注）実質無利子無担保融資（2022年9月末で終了）のほか、2022年10月以降も日本公庫等で実施している低利融資の実績の総計

(参考) 過去の推移 (日本政策金融公庫融資及び保証承諾金額)

- 過去において、有事の際に日本政策金融公庫による融資実績や保証承諾の伸び率が増加している。

(前年度比 (金額ベース)、%)



(出所) 日本政策金融公庫及び全国信用保証協会連合会提供データより作成。

本年7月以降の中小企業向け資金繰り支援の全体像

- 本年6月末で、「コロナセーフティネット保証4号」・「コロナ借換保証」といったコロナに焦点を当てた支援策は終了したものの、「コロナ経営改善サポート保証」・「コロナ資本性劣後ローン」といったコロナ禍からの経営改善・再生を図るための資金繰り支援等は引き続き継続中。

昨年9月末

6月末

12月末

民間金融機関
(信用保証制度)

コロナセーフティネット保証4号
(売上▲20%、100%保証)

借換目的での利用は継続
※新規融資のみでの利用は終了

※ **終了**。ただし、能登半島地震の影響が残る地域で災害セーフティネット保証4号を継続。

コロナ借換保証

(100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)

※ **終了**。ただし、能登半島地震の影響が残る地域で継続。

※小規模事業者は、引き続き、コロナ前から措置している「小口零細企業保証」(100%保証)を活用して借換等が可能。

経営改善・再生支援

経営改善サポート保証(コロナ対応)

(100%保証は100%保証で借換) (保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年)

6ヶ月の延長

政府系金融機関

日本公庫等のコロナ特別貸付
(売上▲5%等 災害貸付金利▲0.9%)

金利引下げ幅を縮小の上、6ヶ月延長
(売上▲5%等 **災害貸付金利▲0.5%**)

災害貸付金利を適用
(金利▲0.5%を廃止)
した上で**6ヶ月の延長**(※)

※新規の設備融資資金は除く、5年貸付：中小事業：1.50% 国民事業：1.45% (2024年9月時点)

経営改善・再生支援

**日本公庫等の
コロナ資本性劣後ローン**

限度額を引上げ(10億→**15億**)のうえ、6カ月延長

6ヶ月の延長

※資材費等の価格高騰対策として実施している日本公庫等の「セーフティネット貸付(利益率▲5%→金利▲0.4%)」は、本年12月末まで継続。

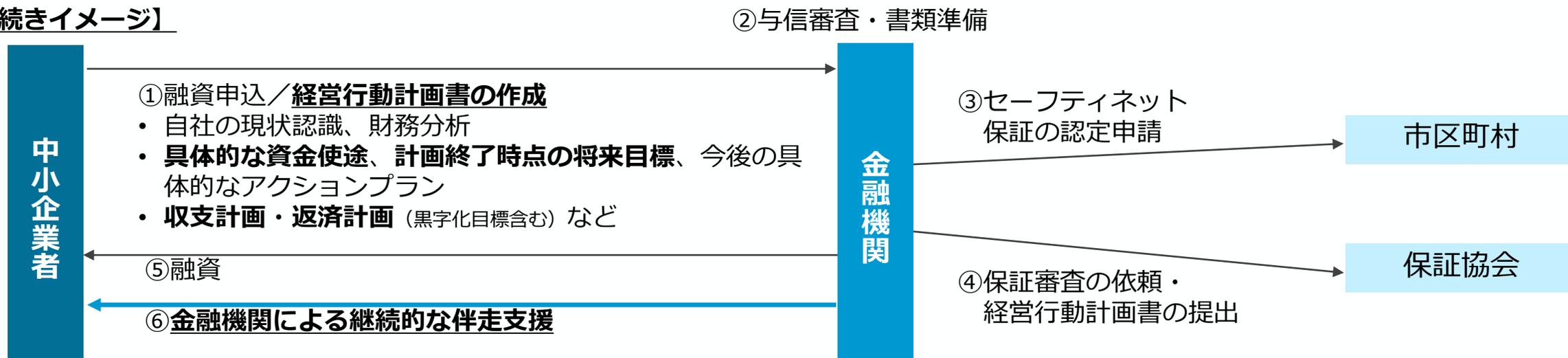
(参考) コロナ借換保証の概要

※2024年6月末で申込受付終了
(令和6年能登半島地震の被害を受けた石川県内の災害救助法適用地域を除く)

【制度概要】

- 保証限度額：(民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る) **1億円 (100%保証の融資は100%保証で借り換え可能)**
- 保証期間等：10年以内 (据置期間5年以内)
- 保証料率：下記①、②の場合は0.2%。③、④の場合は0.2~1.15% (財務状況による)
- 下記①~④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成**が必要。なお、セーフティネット保証4号については、2023年10月1日以降の認定申請分から資金使途を借換に限定。
 - ① **セーフティネット4号の認定** (売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間 (実績) とその後2ヶ月間 (見込み) と前年同期の比較)
 - ② **セーフティネット5号の認定** (指定業種 (2024年4月~6月期: 514業種) であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間 (実績) と前年同期の比較)
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
 - ③ **売上高が5%以上減少していること** (最近1ヶ月間 (実績) と前年同月の比較)
 - ④ **売上高総利益率/営業利益率が5%以上減少していること** (③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可)

【手続きイメージ】



■ 承諾実績 (2023年1月10日~2024年7月31日) 298,543件、7兆798億円

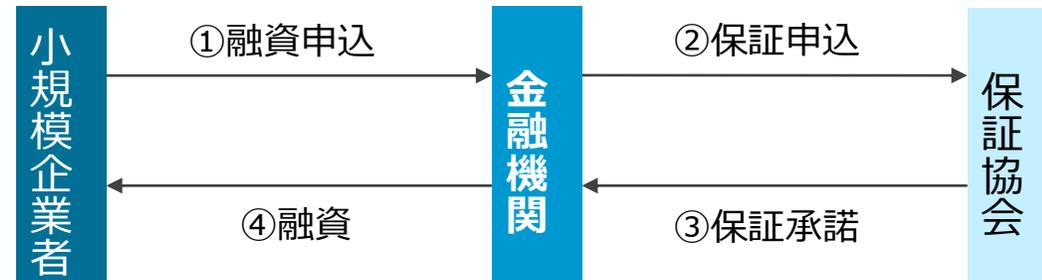
(参考) 小口零細企業保証制度

- 小規模事業者については、コロナ前から措置されている小口零細企業保証を活用することで、**100%保証のコロナ融資は100%保証で借換が可能**（多くの自治体で、保証料補助を実施）。
- 直近4ヵ月での承諾実績は27,000件（対前年同期比+4,414件）を超え、コロナ借換保証終了の影響のためか、**昨年実績を上回るペースで利用**されている。

【制度概要】

- 保証限度額：2,000万円（既存の信用保証付融資との合計で2,000万円の範囲内）
- 保証期間：10年以内（据置期間1年以内）など（各信用保証協会所定）
- 保証料率：0.5%~2.2%など（各信用保証協会所定、経営状況によって異なる）
- 保証割合：100%保証
- 担保：原則として無担保
- 対象企業者：小規模企業者

【手続きイメージ】



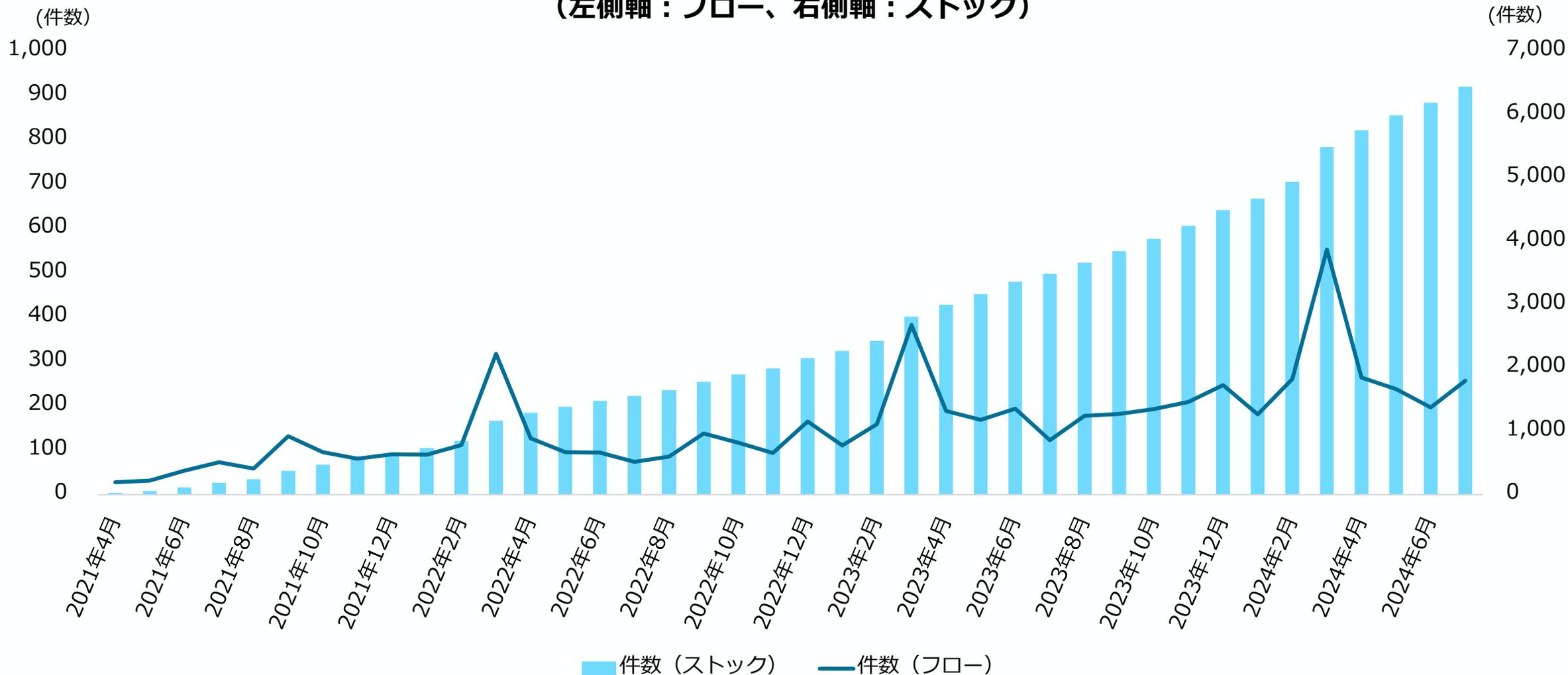
■ 承諾実績

2020年度（令和2年度）	35,515件、1,746億円
2021年度（令和3年度）	54,600件、2,293億円
2022年度（令和4年度）	63,137件、2,618億円
2023年度（令和5年度）	71,984件、3,134億円
2024年度（令和6年7月末時点）	27,359件、1,213億円

経営改善サポート保証（コロナ対応）の保証承諾実績

- 保証承諾実績においては、今年度（2024年4～7月）で**956件**（対前年同期比+281件）の増加。

経営改善サポート保証（コロナ対応）保証承諾実績
（左側軸：フロー、右側軸：ストック）



(参考) 経営改善サポート保証

- 経営改善サポート保証は、**経営サポート会議**や**経営改善計画策定支援事業（405事業）**等により作成した**経営改善・再生計画**に基づき、中小企業者が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を保証付融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度。
- 経営改善サポート保証（コロナ対応）については、**保証料率0.2%（国による補助）**、**据置最大5年**と新型コロナの影響を受け、より経営状況が厳しい事業者向けに用意している。

	経営改善サポート保証（コロナ対応）	<参考> コロナ借換保証
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 経営サポート会議（※）や405事業等により作成した経営改善・事業再生計画の提出 ※金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み 	SN4・5号認定 売上or利益▲5%以上 経営行動計画書を提出
限度額	2.8億円	1億円（一部別枠）
保証期間	15年（据置5年以内）	10年（据置5年以内）
保証割合	100%保証の同額借換：100% それ以外：80%保証	SN4号：100% それ以外：80% 100%保証の借換：100%
金利	金融機関所定利率	金融機関所定利率
保証料率	80%・100%保証： 0.2%	SN4・5号：0.2% それ以外：0.2%～1.15%
取扱期限	2024年12月31日	2024年12月31日 ※2024年7月からは、令和6年能登半島地震の被害を受けた石川県内の災害救助法適用地域に限定。

■ 承諾実績（2021年4月1日～2024年8月31日（速報値）） 6,731件、2,272億円

日本公庫のコロナ特別貸付の実績

- 日本公庫で実施しているコロナ特別貸付は、実質無利子の終了や金利引下げ幅の段階的な縮小等の影響から**足元の利用実績は減少基調**にある。

日本公庫のコロナ特別貸付実績
(左側軸：フロー、右側軸：フローの累計)

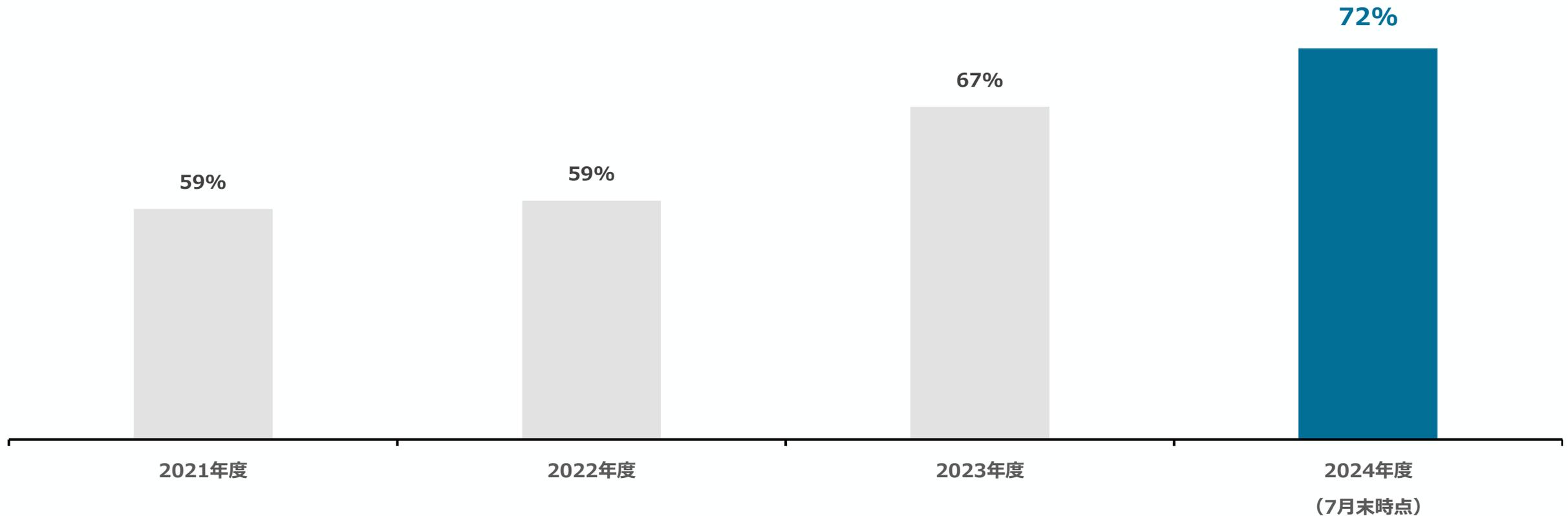


(出所) 日本政策金融公庫（国民事業・中小事業）提供データより作成。

日本公庫のコロナ特別貸付の借換状況

- 日本公庫のコロナ特別貸付における借換割合は、足下約70%まで増加。

コロナ融資の借換実績（単年）



(注1) 2024年7月末のコロナ融資利用実績における借換比率（金額ベース）

(注2) 日本政策金融公庫（国民事業・中小事業合算）における新型コロナウイルス感染症特別貸付を集計。商工中金は含まない。

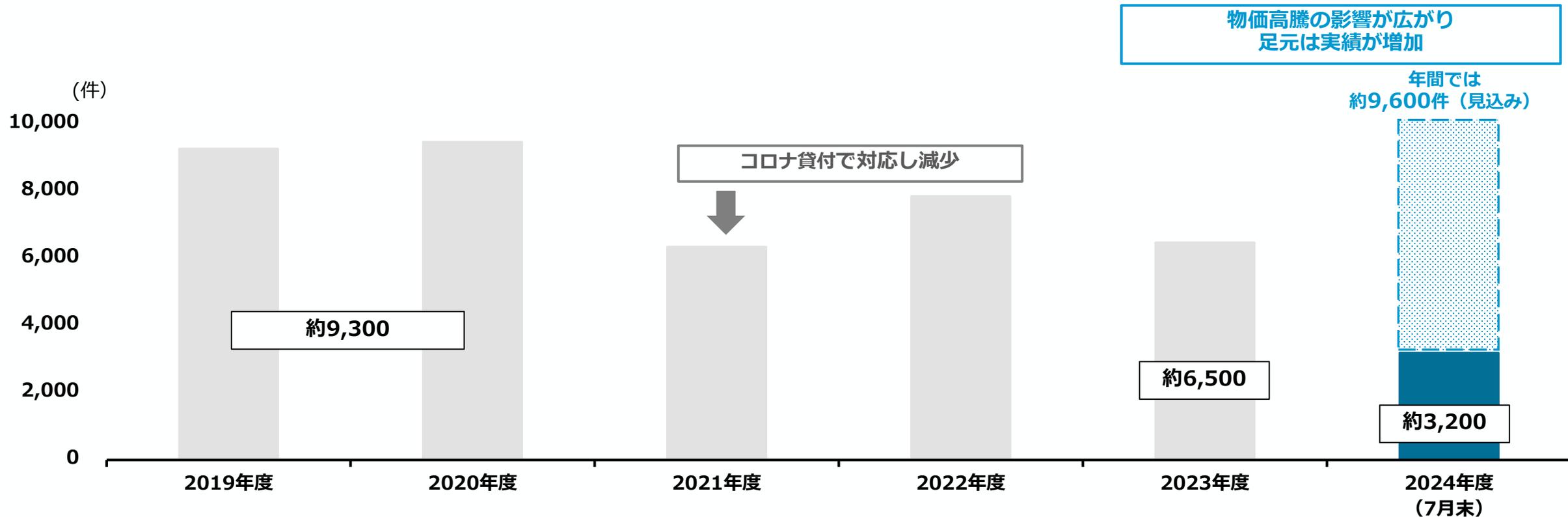
(注3) 借換と同時に真水を融資している場合、当該真水額は借換額に含めて集計。

(出所) 日本政策金融公庫提供データより作成。

日本公庫のセーフティネット貸付の実績

- セーフティネット貸付は、コロナ支援策の措置以降、コロナ前の2019年度の利用実績を下回ったが、足下では物価高騰の影響もあり、増加傾向にある。

日本公庫のセーフティネット貸付実績



(注1) セーフティネット貸付の利用実績は、国民事業と中小事業の合算値。

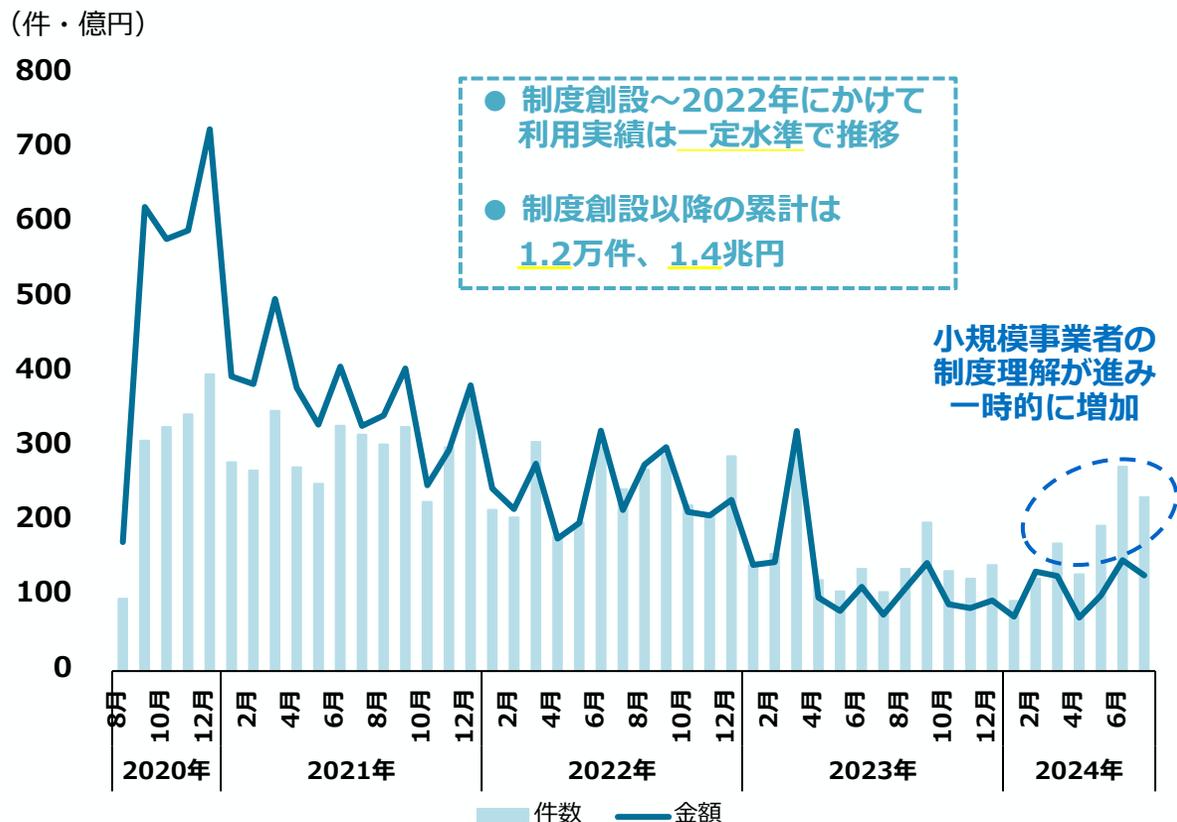
(注2) 物価高騰に係る金利引下げは、原油価格上昇をはじめとする原材料・エネルギーコスト増の影響又は、ウクライナ情勢の変化の影響を受け、かつ最近における売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少していることを要件とする。

(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成

日本公庫等のコロナ資本性劣後ローンの実績

- 2024年6月末時点の累計実績は約1.2万件、1.4兆円。足下は、小規模事業者を中心に制度理解が進んだことを影響してか、一時的に件数は増加しているものの、一件あたりの金額等を含め、コロナ禍と比較すると**減少傾向**にある。
- 製造業のほか、サービス業や飲食・宿泊業等、**幅広い業種で利用**されている。

コロナ資本性劣後ローンの利用実績推移（単月）



業種別利用実績(2024年6月末)

	件数	割合
製造業	2,747	34%
建設業	551	7%
卸・小売業	1,478	18%
飲食・宿泊業	1,234	16%
サービス	1,228	15%
運輸業	661	8%
その他	220	3%
	8,127	100%

※日本公庫中小事業及び商工中金の実績の合算

※2024年6月末時点で残高がある事業者で集計

(注) 日本公庫（国民事業・中小事業）及び商工中金の実績の合算

(参考) 令和6年能登半島地震の金融支援について

	日本公庫による貸付 (別枠で融資が受けられる)	災害関係保証 (100%保証、一般保証・セーフティネット保証とは別枠の3階建て、保証限度額2.8億円)	民間ゼロゼロ融資のリスケ時の追加保証料ゼロ	コロナ借換保証 利用に必要な計画書作成の猶予	コロナ資本性劣後ローンについて、黒字金利適用事業者も時限的に赤字金利適用	二重債務対策 (能登半島地震復興支援ファンドを活用した債権買取等)
石川県 (災害救助法適用地域)	【特別貸付】 融資限度額 中小：3億円 民：0.6億円 ● 直接被害：3年間の金利※ ¹ 0.9%引下げ 。利下げ上限は中小 1億円・国民3千万円 (停電等による在庫被害も対象) ● 間接被害：利下げ措置無し。金利は一律※ ¹ ● その他被害：利下げ措置無し。金利は国民2.10%、中小1.4%等※ ² (注) 直接被害以外については、災害救助法適用地域の4県に限定せず。	直接被害※ ³ (在庫被害も対象) + コロナ借換保証(伴走支援型特別保証)の対象に災害関係保証を追加 → 保証料率は0.2%まで引下げ	直接被害	直接被害	直接被害	石川県に組成4/1より相談受付を開始
富山県 福井県 新潟県 (災害救助法適用地域)			—	—	—	—
実績	823件、約88.7億円 (2024年7月末時点)	104件、約21.5億円	70件			4/1~8/31 138件※相談件数

※1：期間5年の場合、国民1.45%、中小1.5% (2024年9月時点) ※2：貸付期間5年の場合、担保の有無などによって金利は異なる (2024年9月時点)

※3：間接被害・風評被害については、セーフティネット保証4号は利用可

○そのほか、官民金融機関等に対し、条件変更や借換え等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を要請(3/8)

1.足元の中小企業金融の状況

2.スタートアップ・成長企業を念頭に置いた多様な金融支援

3.信用保証付融資を取り巻く状況

4.再生支援の総合的対策公表後の取組状況

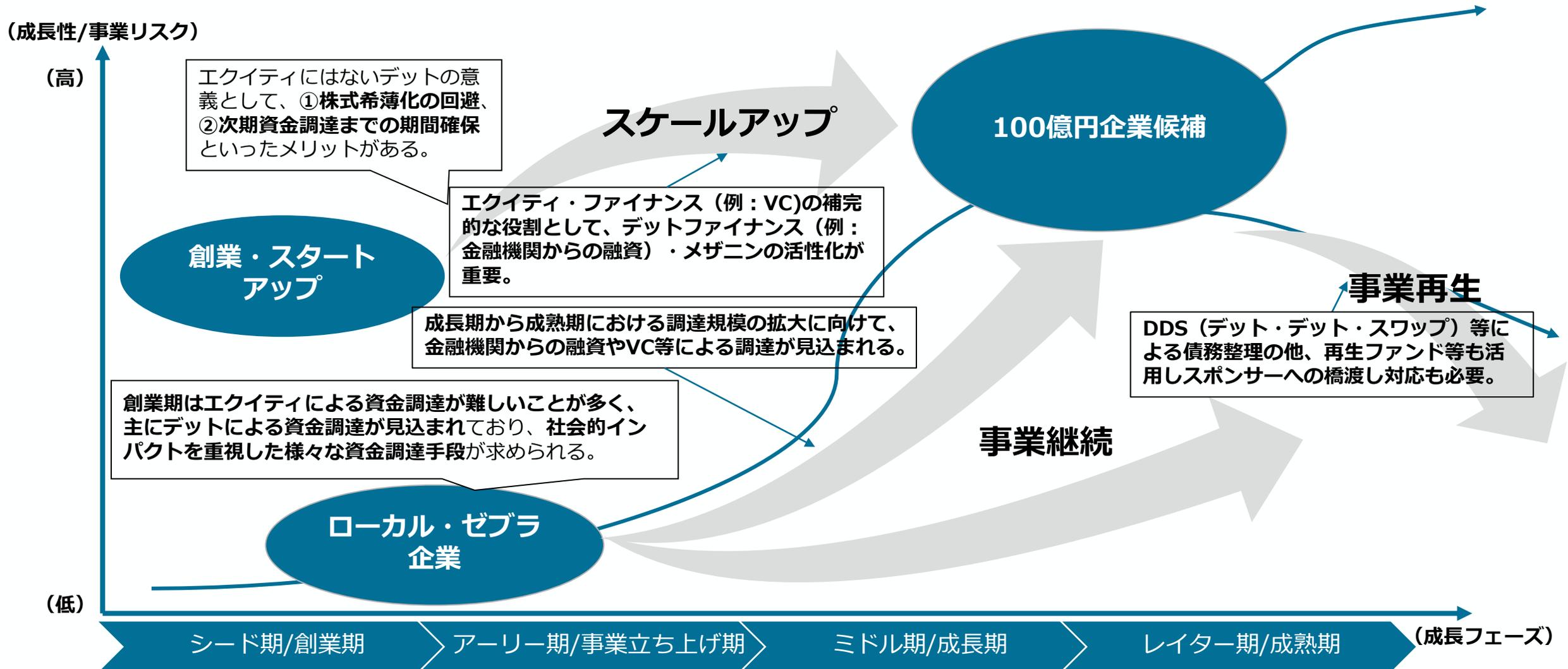
5.経営者保証改革

6.コロナ融資の効果検証

7.御議論いただきたい論点

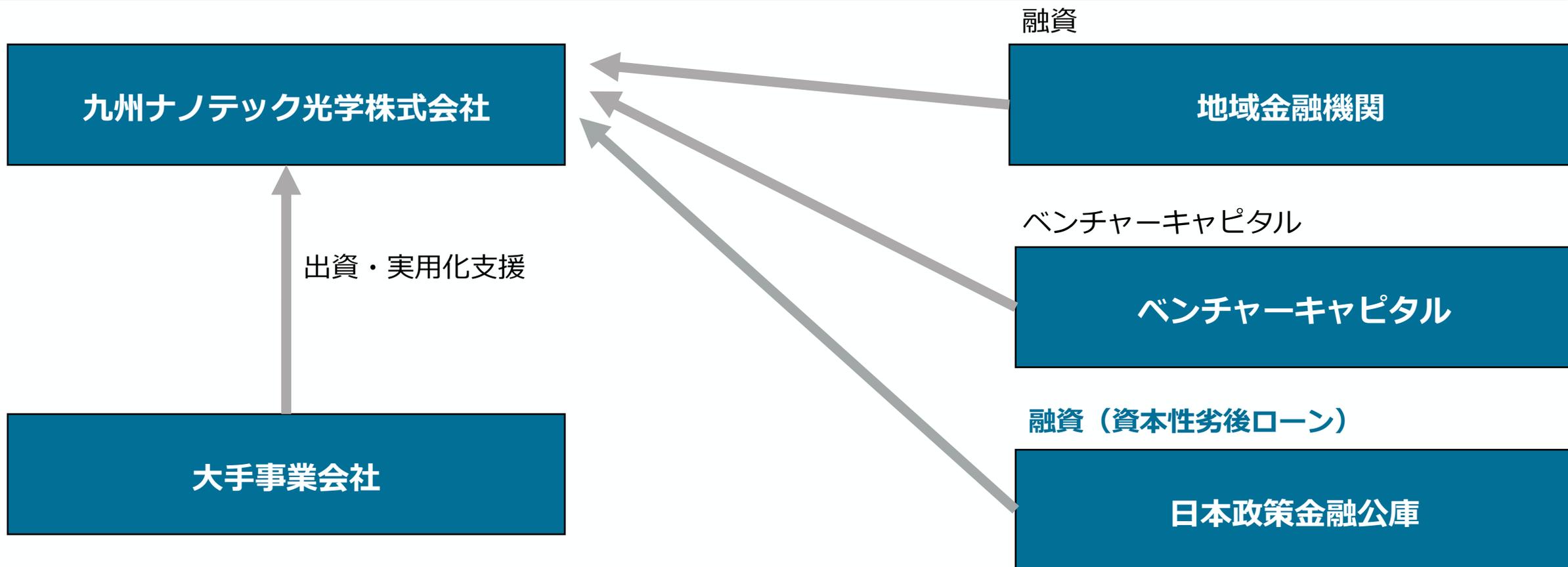
フェーズごとの主に活用される資金調達方法のイメージ

- 事業者の業態・規模は多様であり、資金調達の手法も多岐にわたるが、事業性や事業フェーズにあわせた対応が必要。



(参考) 成長企業の資金調達事例

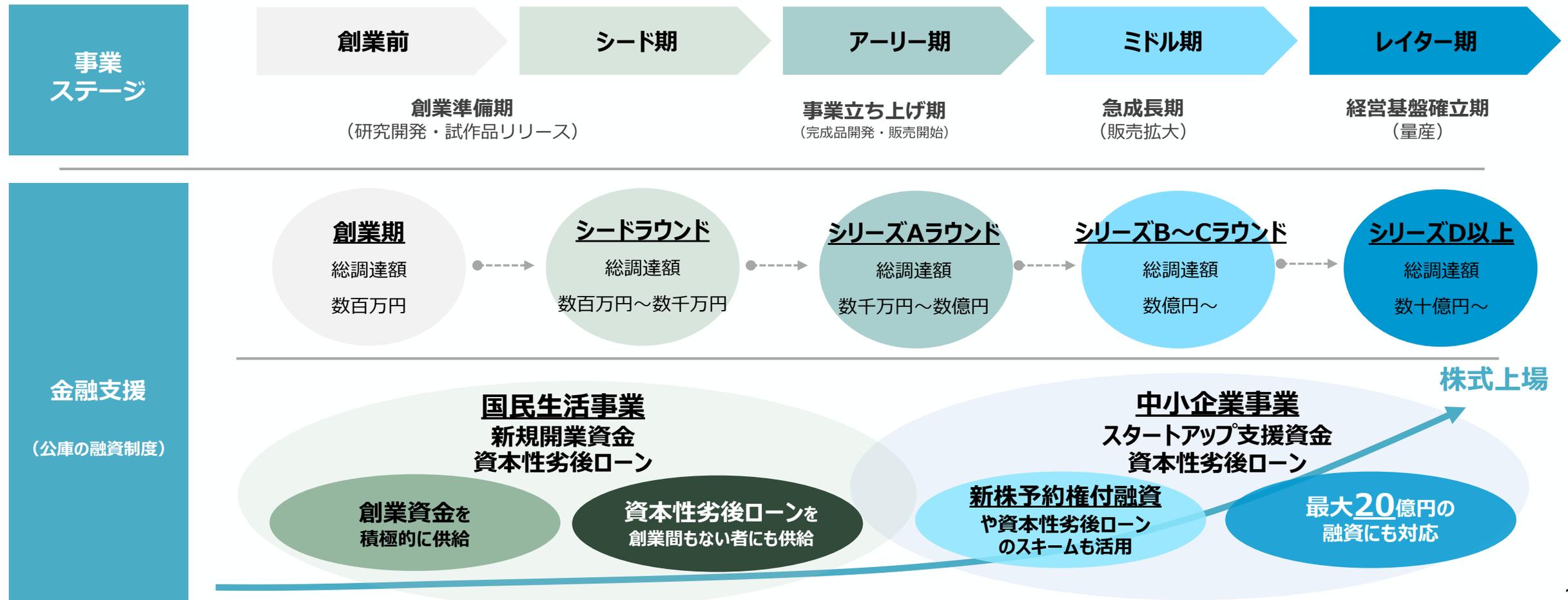
- 液晶調光フィルムの開発・製造販売を手掛ける九州ナノテック光学株式会社（大分県、従業員60名、売上高約29億円）に対して、地域金融機関やベンチャーキャピタル、大手事業会社による資金供給に加え、**日本政策金融公庫から資本性劣後ローンを融資を実施。**
- 各種機関からの融資等によって、独自の研究で開発した液晶調光フィルムを活用した**製品の販路拡大を後押し。**



日本公庫によるスタートアップ支援

- 日本公庫では、創業前からレイター期まで、様々なステージのスタートアップを支援。その支援に際しては、資本性劣後ローンや新株予約権付融資といった融資手法も活用。

日本公庫によるスタートアップ支援の流れ



コロナ資本性劣後ローンと通常資本性劣後ローンの違い

- 通常資本性劣後ローンは、コロナ資本性劣後ローンに比べ、黒字の適用利率が高い制度設計となっている。

コロナ資本性劣後ローン		通常資本性劣後ローン
<p>コロナの影響を受け、次のいずれかに該当する先</p> <ul style="list-style-type: none"> ① J-Startup認定先やVC出資先等 ② 活性協関与のもとで事業再生を行う者 ③ 事業計画を策定し、民間金融機関による協調支援体制が構築されている者 	貸付対象	「 新事業型 (注1)」と「 再生型 (注2)」の2種類が存在し、各貸付制度で定める要件を準用
15億円	貸付限度額	10億円
20年・15年・10年・7年・5年1か月から事業者が選択（期限一括償還）	貸付期間	5年1か月～20年までの中で、 1年単位 で貸付期間を設定可能（期限一括償還）
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当初3年間及び4年目以降赤字の場合は0.50% ➤ 4年目以降は、決算内容に応じて金利が変動し、黒字の場合は2%台の金利が適用（期間20年の場合は2.95%） 	適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 赤字の場合は0.50%、黒字の場合は3%後半～4%後半の金利が適用（16～20年の場合は4.65%） ➤ 民間金融機関の支援を受け事業計画を策定し、当該金融機関が相応の支援を行う場合は、当初3年間について0.50%を適用

(注1) スタートアップ支援や、海外展開、M&A（事業承継）等の、新規事業展開や成長投資に必要な資金を供給する制度を定義

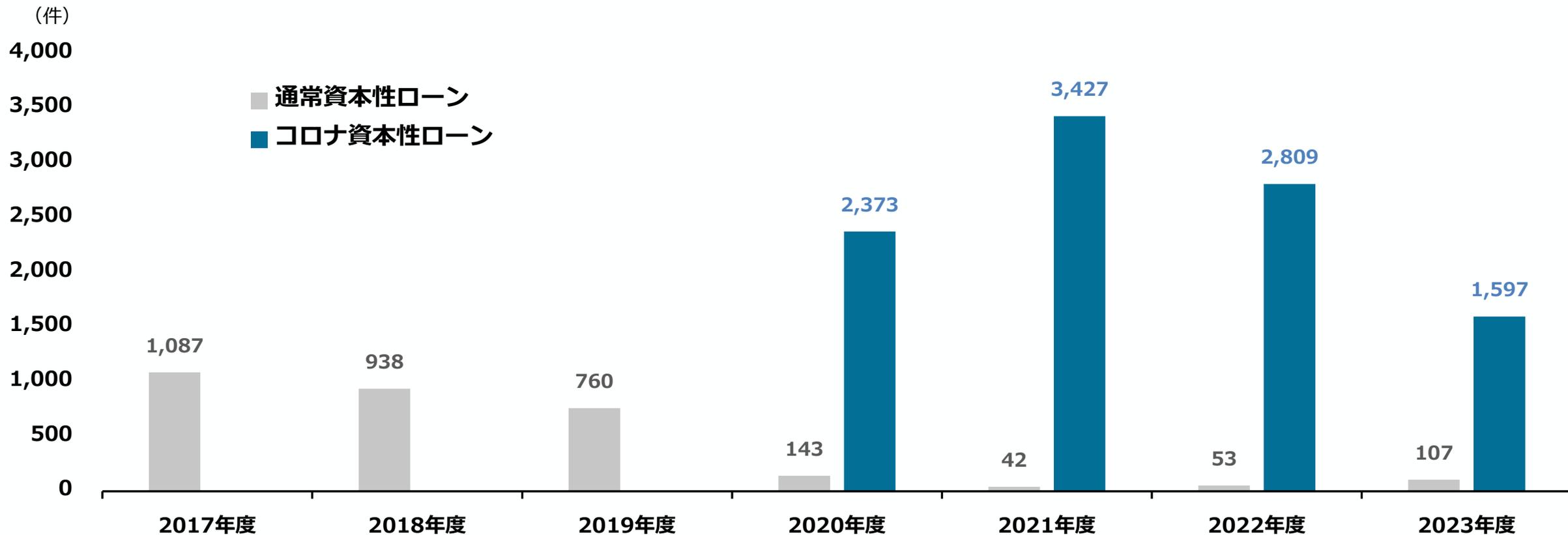
(注2) 過剰債務（債務償還年数15年以上）の状況に陥り、認定経営革新等支援機関による指導・助言のもと「経営改善計画」を策定し再生を図る者を支援する制度を定義

(注3) 上記は、日本公庫中小事業の貸付条件を示したものの。

(参考) 通常資本性劣後ローンの利用実績

- 通常資本性劣後ローンは、コロナ前は1,000件前後の利用があったが、コロナ資本性劣後ローンの創設後、利用は低迷。

資本性劣後ローンの利用実績推移（フロー）



(注1) 資本性劣後ローンの各実績は、国民事業と中小事業の合算により算出

(注2) コロナ資本性劣後ローンは2020年8月創設。

(出所) 日本政策金融公庫提供データより作成 (2024年3月末時点)

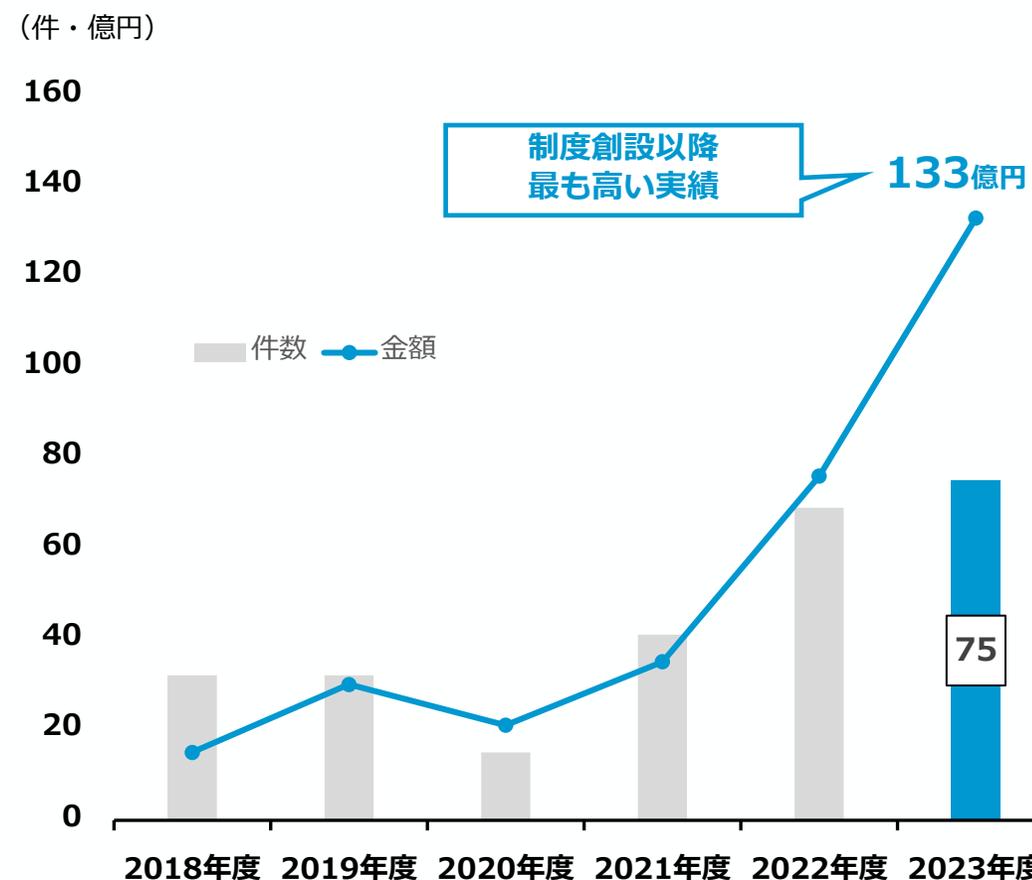
日本公庫の新株予約権付融資

- 新株予約権付融資は、株式公開を目指す**スタートアップ**を対象とし、企業が新たに発行する新株予約権を日本公庫が取得することにより、**無担保資金**を供給する制度。

新株予約権付融資の制度概要

	制度の利用要件
貸付対象	VC出資先やJ-Startup選定先をはじめとするスタートアップ
融資限度額	最大20億円
新株予約権の行使価額	新株予約権取得時の株式の時価
適用利率	基準利率（上限2.5%：非リスク対応金利）
返済期間	20年以内（うち据置期間10年以内）
行使期間	新株予約権発行日から 償還期限まで
その他	<ul style="list-style-type: none">➤ 日本公庫は、新株予約権の行使（株式の取得）は行わない。➤ 株式公開等した場合は、経営者等に新株予約権を売却する。

新株予約権付融資の利用実績推移



(出所) 日本政策金融公庫提供資料より作成

新株予約権付融資の状況認識

- 新株予約権付融資により支援を受けた事業者が株式を公開した場合は、日本公庫は、取得した**新株予約権の行使（株式の取得）は行わず**、新株予約権を**経営者等に売却**する取扱い。
- 売却額は、経営者等に売却する時点の株価と、融資時点の株価の差額を基に算出。そのため、株式公開後に株価が急騰した場合には、**新株予約権の売却額も高騰**する仕組み。
- 現状、多くのケースにおいて経営者等に問題なく売却できているが、売却額が高騰したケースにおいては、経営者等の負担が大きく、**売却が難航する事例も一部存在**。



- 足元では、ベンチャーデットとしての新株予約権付融資のニーズが高まっており、**引き続き一定の利用**が見込まれる。
- スタートアップの資金ニーズに対応する中で、**売却額高騰に伴う事業者の負担増についての対応策を求める声**もあるところ。

1.足元の中小企業金融の状況

2.スタートアップ・成長企業を念頭に置いた多様な金融支援

3.信用保証付融資を取り巻く状況

4.再生支援の総合的対策公表後の取組状況

5.経営者保証改革

6.コロナ融資の効果検証

7.御議論いただきたい論点

保証協会の100%保証の割合が増加

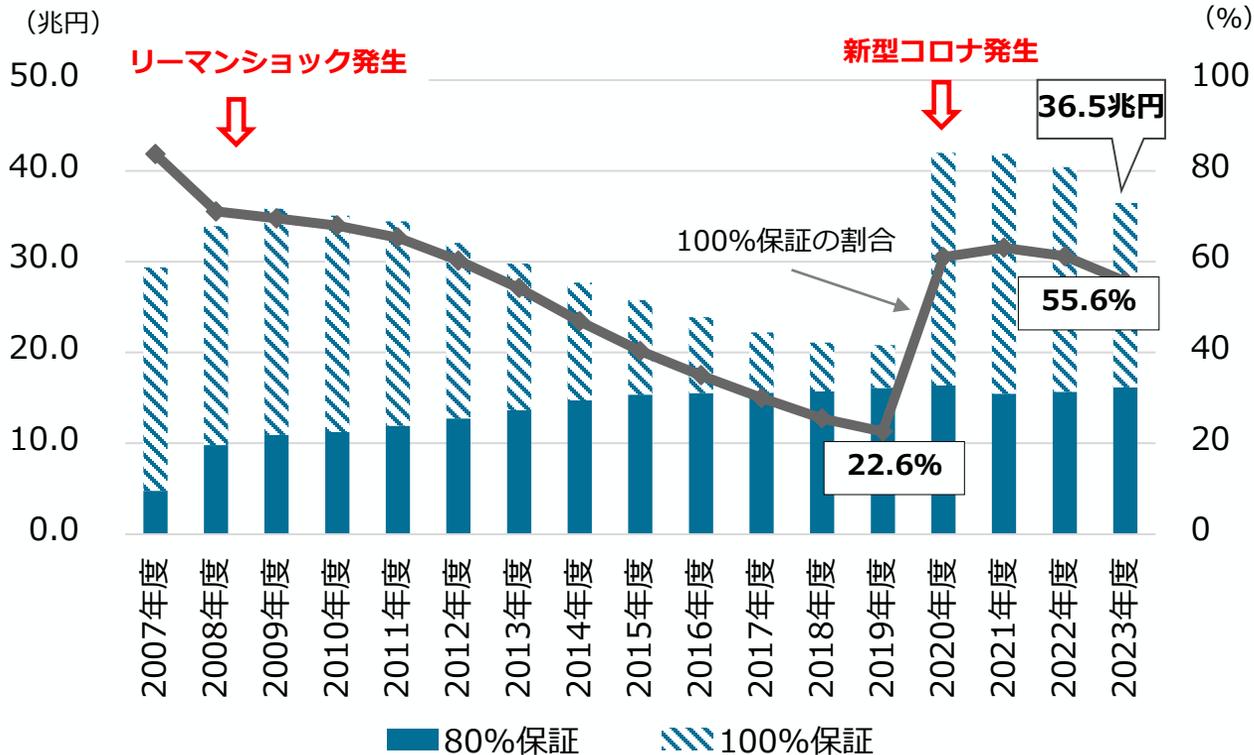
- **2007年以降**、従前の100%保証から原則80%保証（セーフティネット保証を除く。）に移行したが、民間ゼロゼロ融資等により、**保証債務残高は増大**（100%保証の割合は22.6%から**最大63%まで増加したが、足下は55.6%まで低下**）。
- コロナ前（平時）では、**100%保証と80%保証における代位弁済率に2%程度の差がある**（足下では、各種支援策でいずれも低調に抑えられていると考えられる）。また、**100%保証は、80%保証に比べリスク率が高く、リスク回数が多い**。

100%保証リスク率（※）：20.4%、平均リスク回数：9.1回

80%保証リスク率：8.2%、平均リスク回数：6.1回（2019年末時点（コロナで借換が進んだため、コロナ前比較）

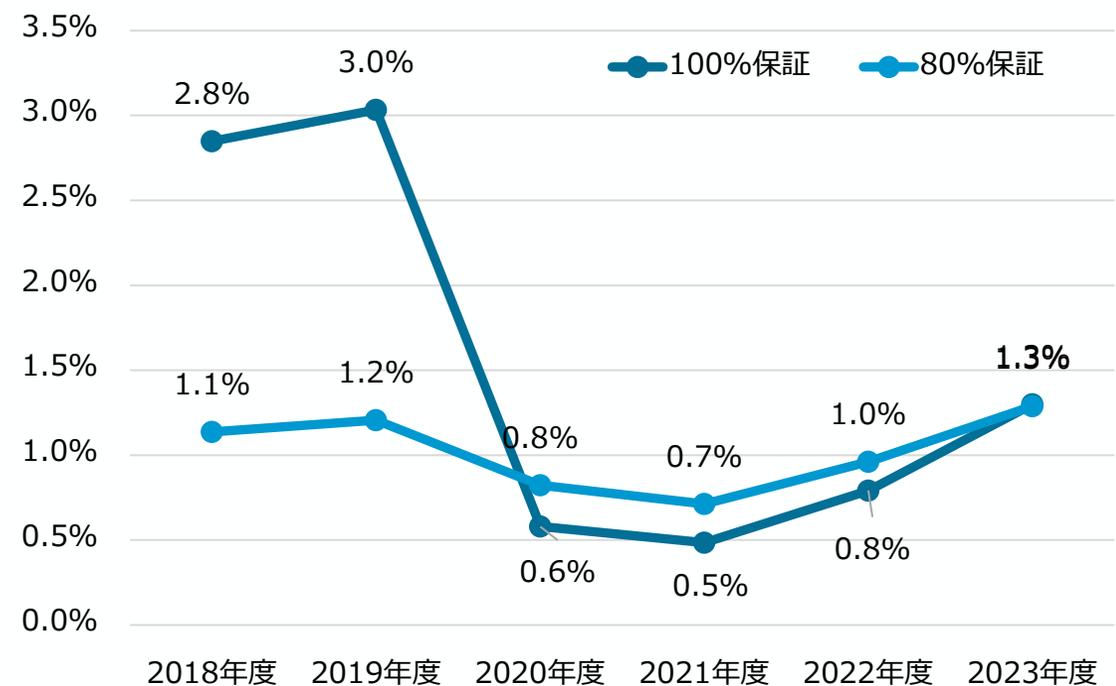
（※）1回でもリスクしたことのある融資件数

信用保証協会における保証債務残高（ストック）



（出所）全国信用保証協会連合会より

100%保証・80%保証別の代位弁済率の推移



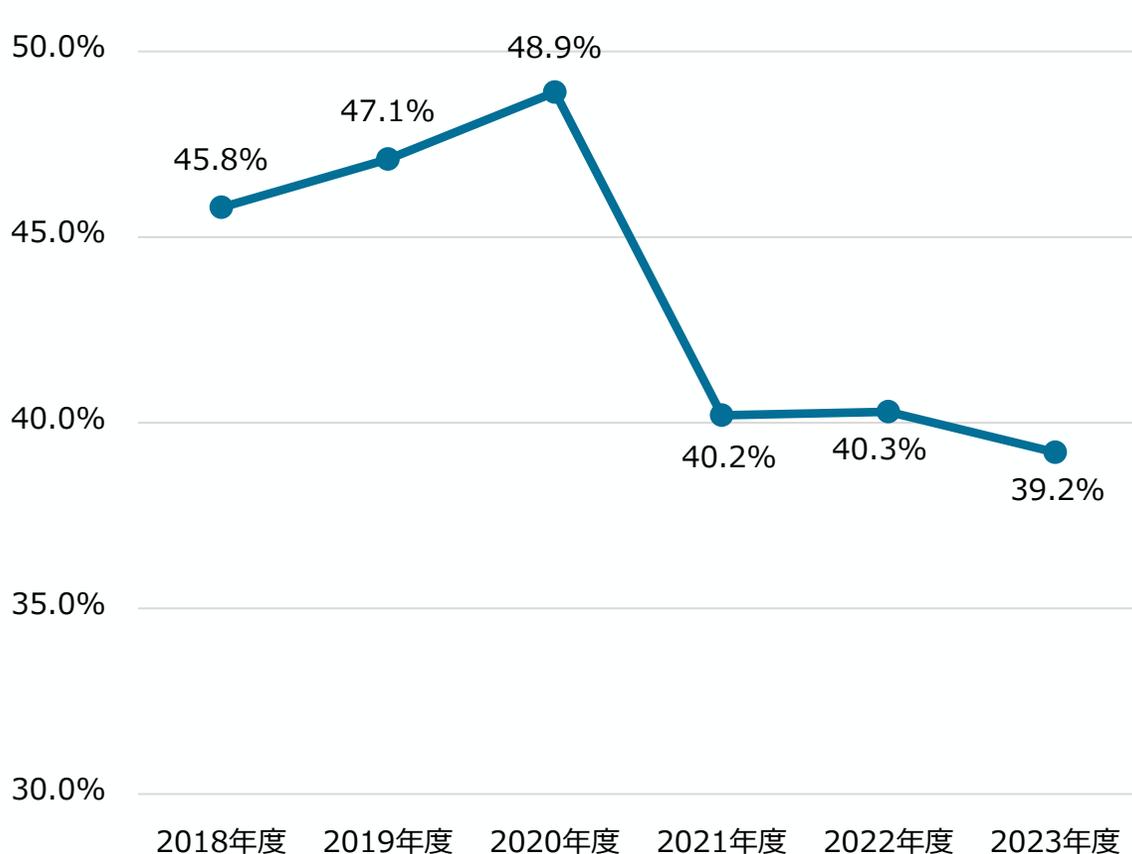
（注）コロナ前の100%保証は、小規模事業者・創業者・災害被災者向けの保証制度の利用が中心であることに留意が必要。

（出所）全国信用保証協会連合会より

保証付融資申込時点のプロパー融資残高の割合

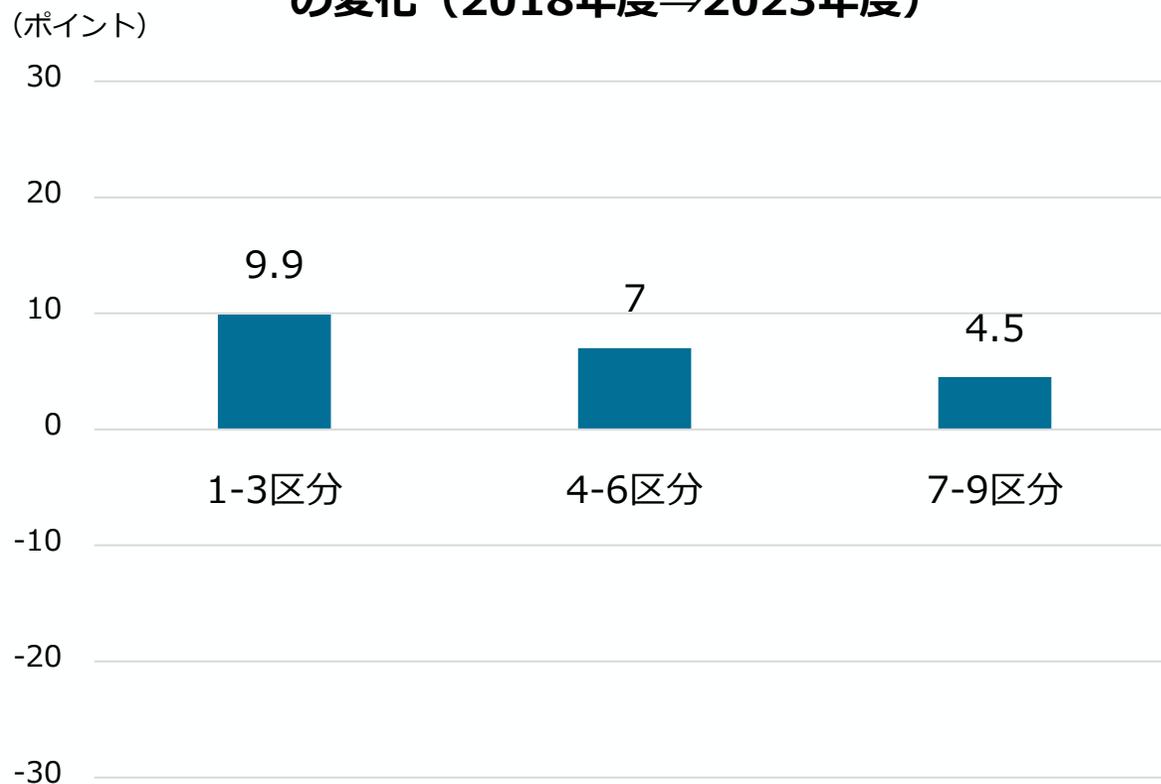
- 保証協会への保証申込時点において、既にプロパー融資が入っている先はコロナ禍で1割程度減少。
- 民間ゼロゼロを含むコロナ禍の各種支援により資金需要を満たしたことでプロパー融資が減少。

プロパー融資あり保証承諾件数の割合



(出典) 信用保証協会別の保証実績より

CRD区分別のプロパー融資なし保証承諾件数の割合の変化 (2018年度⇒2023年度)



(注) CRD区分は、数字が高い区分ほど倒産確率が低くなる。

(出典) 全国信用保証協会連合会より

(参考) プロパー融資の重要性

- **コロナ前（2017年度→19年度）、コロナ禍（2019年度→22年度）において、「プロパー融資のみ」、「プロパー+保証付融資」を受けている中小企業※の経営改善状況を把握すべく、売上高営業利益率・自己資本比率・評点・売上高の変化幅を比較したところ、一部統計的に有意でないものの、コロナ前、コロナ禍のいずれにおいても、全ての指標で、「プロパー融資のみ」の方が増加幅が大きい（ないしは減少幅が小さい）傾向が確認できた。**
- **コロナ前・コロナ禍いずれにおいても、プロパー融資のみ先の方が金融機関による効果的な経営支援がなされている可能性が推察される。**

2017年度、2019年度、2022年度の3時点全てにおいて

①プロパー融資：480社

②プロパー+保証付融資：2,230社

なお、上記①、②いずれについても2017年度時点で経営状況が同程度の企業を抽出（詳細は注を参照）

指標	2017年度→2019年度	2019年度→2022年度
売上高営業利益率	プロパー融資のみ > プロパー+保証付融資*	プロパー融資のみ > プロパー+保証付融資
自己資本比率	プロパー融資のみ > プロパー+保証付融資	プロパー融資のみ > プロパー+保証付融資
評点	プロパー融資のみ > プロパー+保証付融資	プロパー融資のみ > プロパー+保証付融資
売上高	プロパー融資のみ > プロパー+保証付融資**	プロパー融資のみ > プロパー+保証付融資

【T検定】 *:10%有意、**:5%有意、***:1%有意

※帝国データバンクのデータのうち、評点が中央値以下であり、かつ、2017年度、19年度、22年度の全てにおいて「プロパー融資のみ」もしくは「プロパー+保証付融資」を受けている企業。異常値排除は上下5%を設定。
 (注) 2017年度時点の帝国データバンクの評点について、「プロパー融資のみ」の平均値と「プロパー+保証付融資」の平均値の差は僅少(0.844)。

(参考) 埼玉県信用保証協会の無担保型特別保証 (無担保マスター)

中小企業者の皆さまへ保証制度のご案内

スピードで選ぶなら

無担保マスター

無担保型特別保証

制度の特徴

- スピーディな保証審査
- 無担保で最大1億5,000万円まで利用可能
- 割安な信用保証料

他にも... 申込金融機関において経営者保証および保全のないプロパー融資がある(もしくは本件と同時に実行する)場合、経営者保証は不要です!

無担保型特別保証 無担保マスター 制度概要

ご利用いただける方	<ol style="list-style-type: none"> 1.法人企業であること(個人・組合・NPO法人を除く。また、不動産業および不動産を主体とする先を除く) 2.業歴5年以上、3期以上の決算を行っていること 3.保証料率区分が4以上であること 4.申込金融機関においてスコアリングシステムによる格付を行っており、当協会と事前に取り決めた格付・ランクに該当すること 5.直近の決算において繰越欠損がなく債務超過でないこと 6.不良資産等(回収不能な売掛金、不良在庫、不適当な貸付金、社外流出など)がない、もしくは内容が明確であり企業経営上で問題ないことを金融機関が確認していること 7.申込金融機関の債務者区分が正常先であること 8.申込金融機関において次の(1)(2)のいずれかに該当し、今後とも支援育成方針であること (1)保証申込日以前に与信取引が3年以上あり、プロパー支援中であること (2)本件と同時に期間3年以上のプロパー融資を実行すること 9.借入金(本件借入金を含む)の合計額が直近決算期における売上高の50%以下であること(保証料率区分が5以上の場合は60%以下) 							
保証限度額	1億5,000万円 ※既存の一般無担保保証債務残高を含む							
資金用途	運転資金・設備資金(プロジェクト・不動産取得資金を除く)							
保証期間	84か月以内(据置不可)							
信用保証料率	保証料率区分	1~3	4	5	6	7	8	9
	料率	対象外	1.28%	1.09%	0.95%	0.76%	0.57%	0.43%
<small>(会計参与設置会社は0.1%の割引が適用されます)</small>								
担保	不要	連帯保証人			必要となる場合がある			
融資利率	金融機関所定の利率			責任共有		責任共有対象		

ご不明な点がございましたら、下記の窓口までお気軽にお問い合わせください

《お問い合わせ》

さいたま営業部	保証一課	048-647-4721
	保証二課	048-647-4722
熊谷支店	保証課	048-521-5221
川越支店	保証一課・二課	049-249-1681
春日部支店	保証課	048-731-7311

当協会ホームページでは、他にもさまざまな保証制度をご紹介します。

埼玉県信用保証協会 保証制度 検索

2023.11

1. 足元の中小企業金融の状況
2. スタートアップ・成長企業を念頭に置いた多様な金融支援
3. 信用保証付融資を取り巻く状況
- 4. 再生支援の総合的対策公表後の取組状況**
5. 経営者保証改革
6. コロナ融資の効果検証
7. 御議論いただきたい論点

再生支援の総合的対策公表（本年3月）後の状況について

現状認識

- 4月以降の中小企業活性化協議会（以下、「協議会」）の相談件数は前年同期比2割増、再生計画策定件数は1割増となっており、**想定通り、再生支援ニーズの高まりが見受けられるところ。**
- 協議会の現場からは、より**小規模な事業者の相談案件が増えている**とともに、小規模な事業者ほど逼迫した状態での相談が多いとの声が寄せられている。実際、**再チャレンジ支援については前年同期比で5割増**となっており、**より早めの対応、円滑な再チャレンジ支援が一層求められている。**

足下の状況

- 2022年度評価結果を受けて対象となった4つの低評価協議会のうち、**3協議会については2023年度評価ではランクアップ。**
- 本年4月から開始した**協議会補佐人制度を活用し、既に12の協議会で実績あり。**
- 事業再生情報ネットワークの創設（本年6月～）を契機に**協議会と年金事務所の連携が一層促進。**

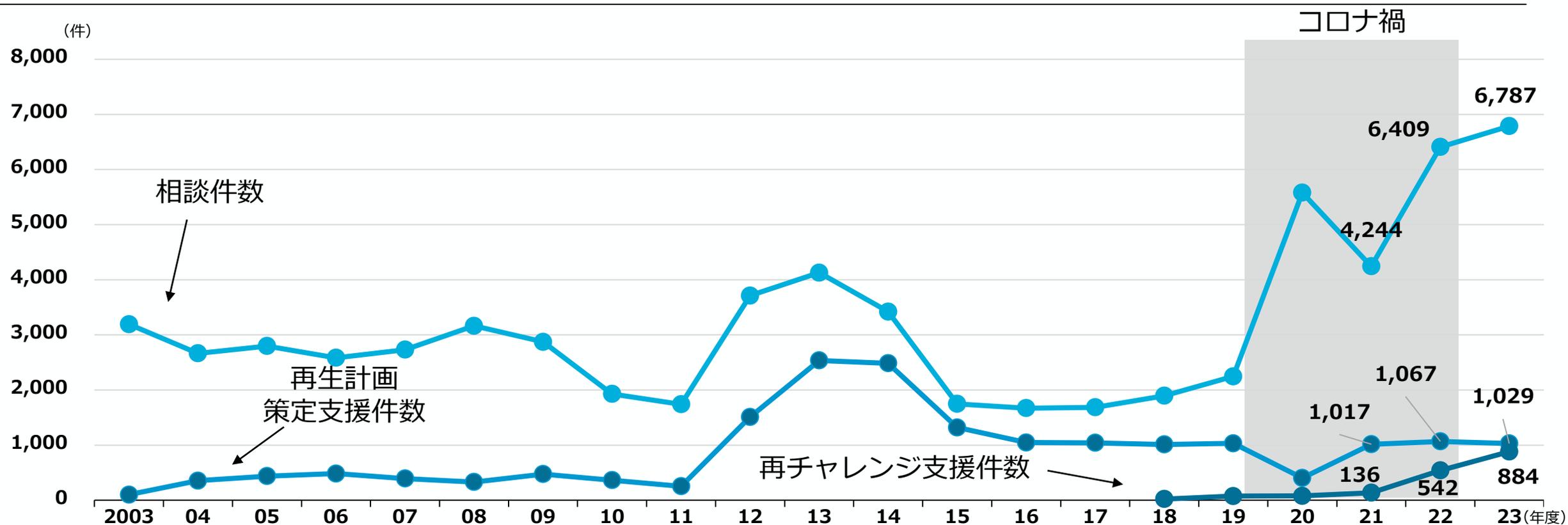
更なる課題

- 2022年から開始したトレーニー制度については、順調に派遣者は増えているものの、協議会を積極的に活用するかどうかにおいて、**派遣がある地域金融機関と無い地域金融機関との間で差が拡大しつつある状況。**
- 2024年2月から開始した**民間金融機関による早期経営改善計画策定支援**についても徐々に活用が広がっているものの、**活用してもらいたい層に十分に行き届いていない可能性あり。**
- 足下で再チャレンジ件数が急増している中、**早期の相談につなげる仕組みの構築**や、より効果的な**再チャレンジ支援のあり方の検討が必要。**

(参考) 中小企業活性化協議会の支援実績

- 2023年度の中小企業活性化協議会の相談件数は過去最高の6,787件。
- 再生計画策定支援件数も2021年度から増加傾向であるほか、再チャレンジ支援件数は大幅に増加。

中小企業活性化協議会の支援実績

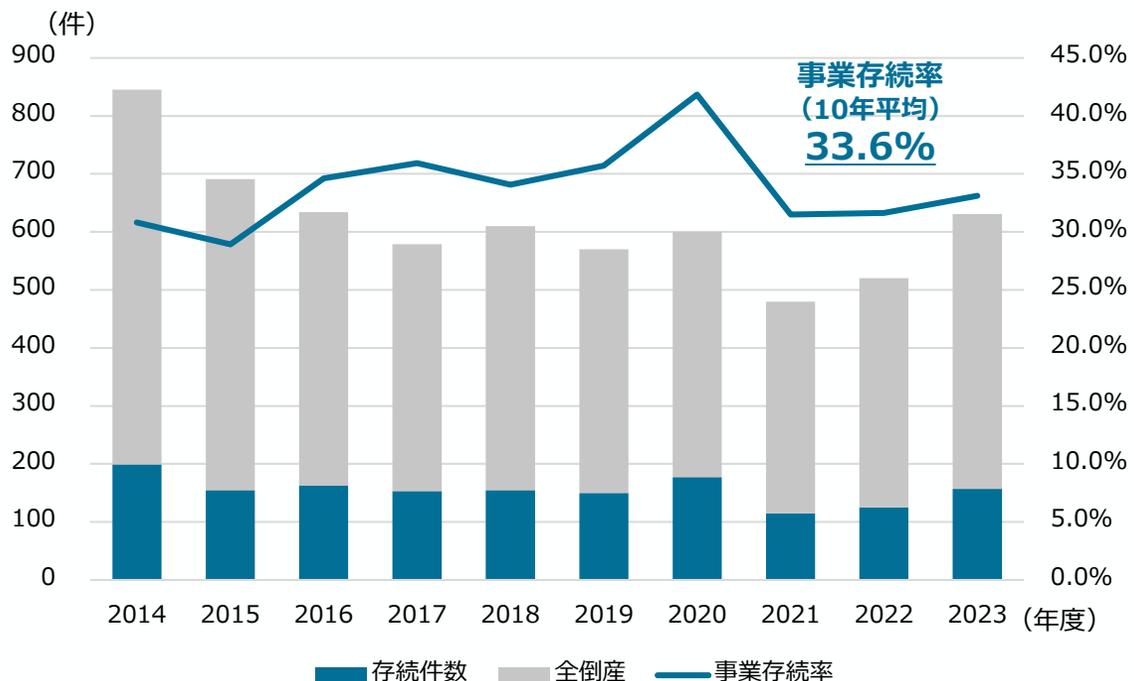


※1 中小企業再生支援協議会は2022年4月1日より中小企業活性化協議会として再編。(上記実績は中小企業再生支援協議会における支援実績を含む)

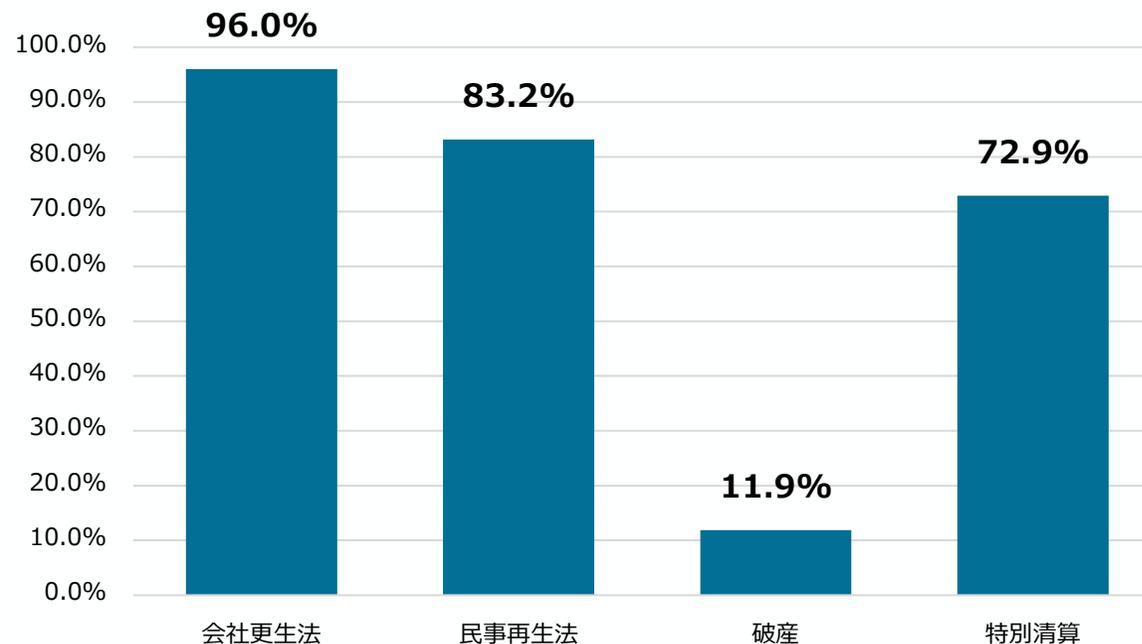
(参考) 事業存続型倒産の推移 (全体、倒産様態別)

- 2014年度～2023年度の10年間に於いて、負債5億円以上で法的整理を行った倒産企業の3割超は、法的整理後も事業が存続。また、倒産後も事業存続をしている倒産企業（負債5億円以上、法的整理）の割合は、会社更生法による倒産が9割超と最も高く、民事再生法による倒産も8割超の高水準。
- 破産に至っている案件についても、早めの相談を促し事業存続や円滑な再チャレンジにつなげることが課題。

事業存続型倒産の件数・割合の推移



事業存続率 (倒産様態別、10年累計)



(注1) 負債5億円以上の倒産企業（法的整理）のうち、倒産前後や手続き内での事業譲渡や自主再建等によって、法的整理後も当該企業の事業が存続したものを計上。

例えば、2023年度においては、倒産件数（法的整理）8,881件に対して、本データでは4,611件（5割超）がカバーされている。

(注2) 倒産様態の定義は以下の通り。

「会社更生法」「民事再生法」…自主再建型（会社・事業が存続）や事業譲渡型（事業のみが存続）等が確認されたもの、再生計画が遂行できず事業が存続しなかったケースは該当しない。

「破産」…会社の清算を前提とした法的申請前の事業譲渡等が確認されたもの。

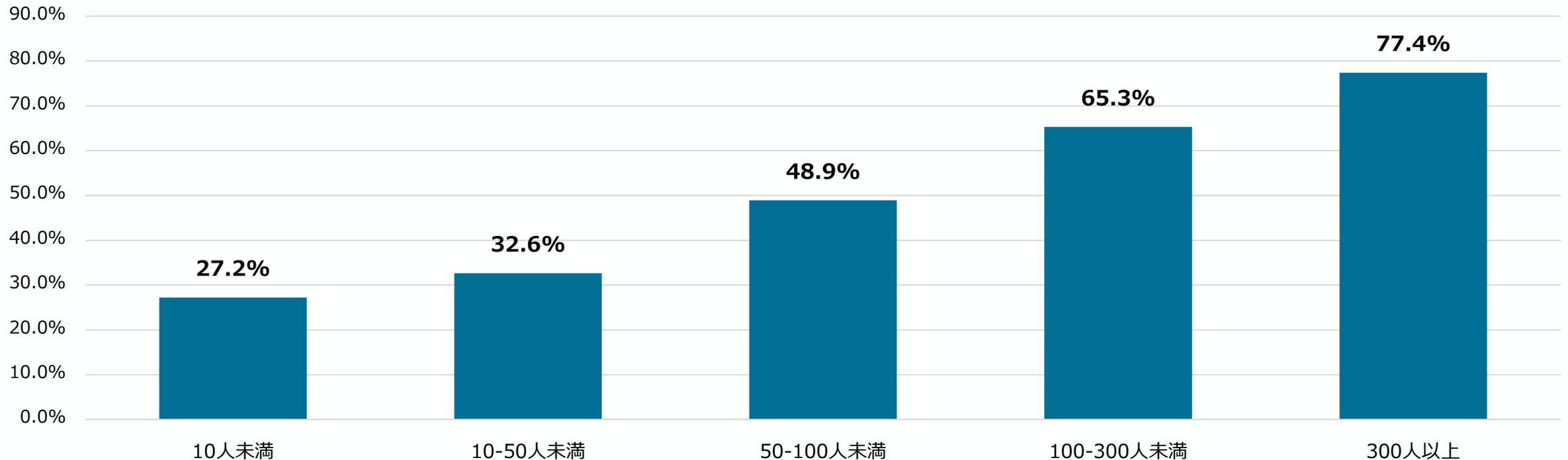
「特別清算」…会社の清算を前提とした事業譲渡、第二会社方式等が確認されたもの。

(出所) 帝国データバンク「『事業存続型倒産』の実態調査」(2024年7月)より加工。

(参考) 事業存続型倒産の推移 (従業員数別)

- 従業員数が多いほど事業存続率は増加。従業員数100人以上に限れば、約7割の企業が事業を存続させている一方で、従業員10人未満の小規模事業者の7割強は事業存続できずに倒産している状況。

事業存続率 (従業員数別、10年累計)



(注1) 負債5億円以上の倒産企業 (法的整理) のうち、倒産前後や手続き内での事業譲渡や自主再建等によって、法的整理後も当該企業の事業が存続したものを計上。
例えば、2023年度においては、倒産件数 (法的整理) 8,881件に対して、本データでは4,611件 (5割超) がカバーされている。

(出所) 帝国データバンク「『事業存続型倒産』の実態調査」 (2024年7月) より加工。

低評価協議会の支援レベルの底上げ

- 2023年度から、同じ統括責任者の任期内で2回目のD評価又は新たにE評価となった中小企業活性化協議会に対しては、一律に業務改善計画の策定を求める取組を開始（2023年度は4協議会が対象）。
- 業務改善計画の対象となった低評価協議会は、①地域金融機関、信用保証協会、民間支援専門家、関係支援機関との連携体制が確立できていない傾向にあり、②相談対応件数や支援件数等が他協議会と比べて全体的に低調。結果として、コロナ禍の長期化影響等により増加していると考えられる地域の中小企業者の支援ニーズを適切に拾い上げることができていない可能性。
- 上記を踏まえ、人員の体制面やスキル面での強化策、金融機関等の関係機関との関係構築に向けた取組方針を示した業務改善計画を策定し、四半期に1回、中企庁、地方局、中小企業活性化全国本部で進捗のフォローを実施。結果、4協議会中3協議会で支援実績が上がりランクアップ。残る和歌山県協議会については、地域金融機関等の協力も得ながら更なる改善を促していく。

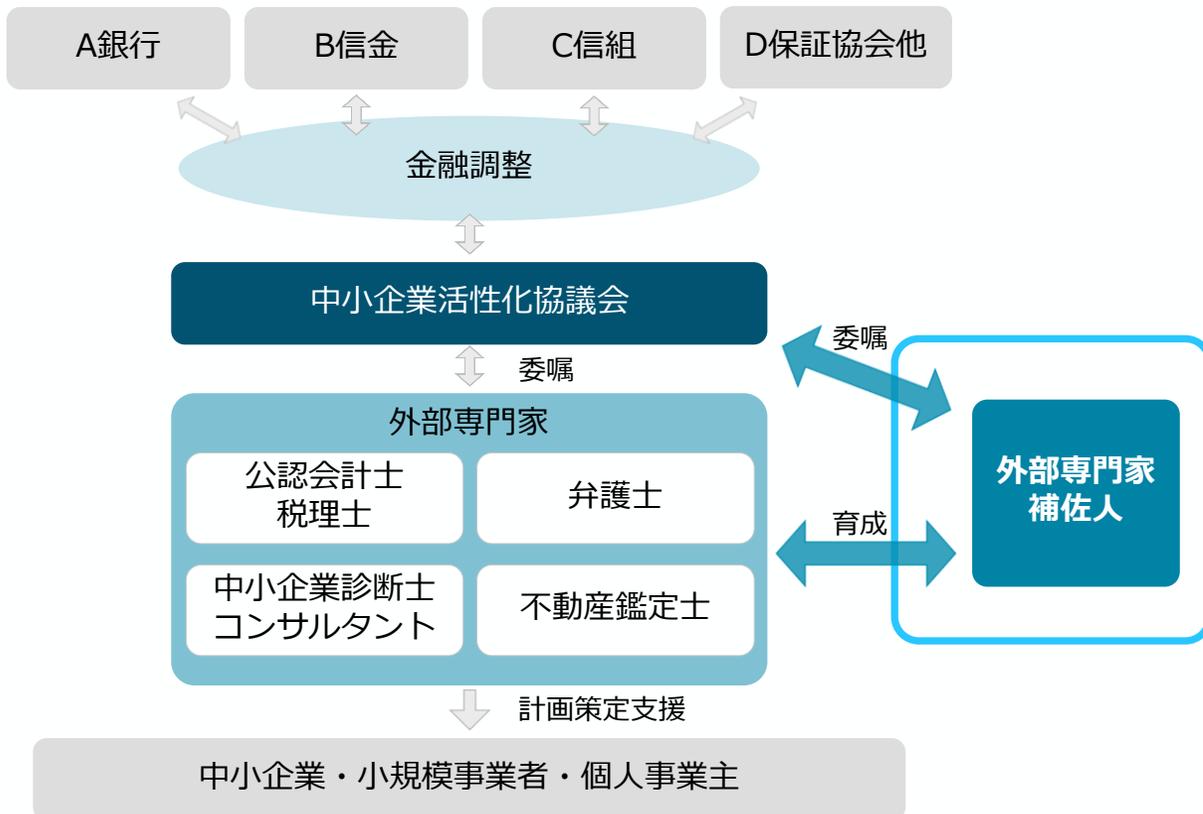
低評価協議会の評価状況

協議会	2021年度実績 に対する評価	2022年度実績 に対する評価	2023年度実績 に対する評価
和歌山	D	D	D
山口	C	D	C
高知	D	D	C
大分	D	D	C

協議会補佐人制度の創設

- 中小企業活性化協議会をハブとして、地域の事業再生の担い手となる人材を育成すべく、協議会が具体的な案件ごとに選定する外部専門家の下で、「外部専門家補佐人」として支援に参画できる制度を本年4月から創設。
- 外部専門家補佐人の経験は、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家の実務要件にカウントが可能となっている。既に当該制度を活用している宮城県、栃木県、埼玉県、沖縄県は2024年8月末時点で第三者支援専門家候補者リストに掲載された専門家が不在の県であり、育成が進むことが期待される。

協議会補佐人制度のイメージ



協議会補佐人制度の活用状況（2024年4月～8月）

活用協議県	件数
宮城県	1
栃木県	1
群馬県	1
埼玉県	2
新潟県	3
静岡県	1
大阪府	3
兵庫県	4
徳島県	4
香川県	2
愛媛県	1
沖縄県	3
総計	26

職種	人数
公認会計士	4
税理士	1
公認会計士・税理士	1
中小企業診断士	10
弁護士	6
計	22

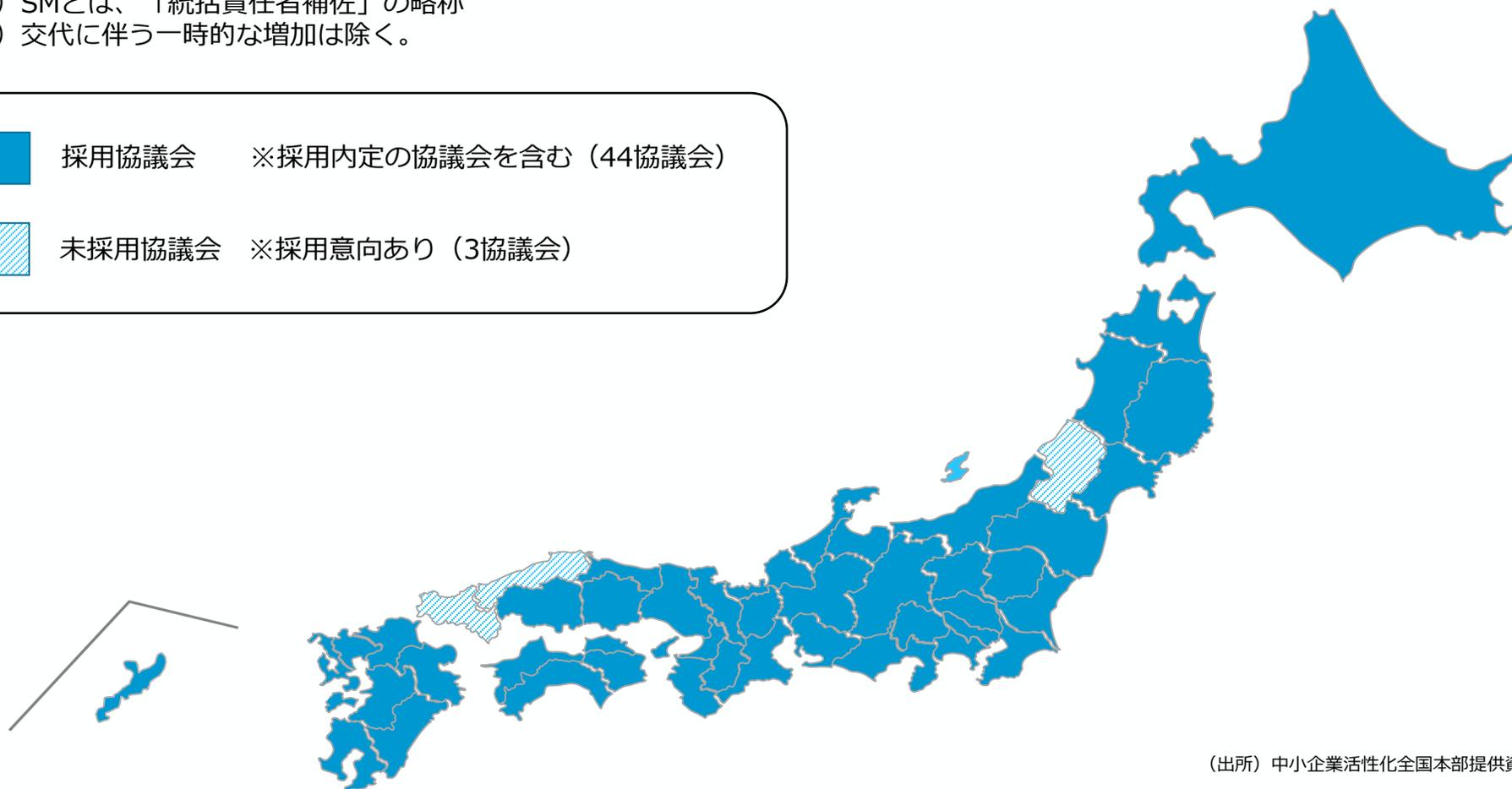
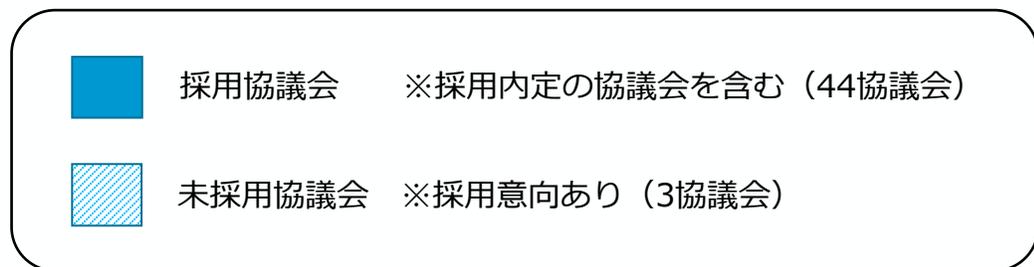
- ※ 2024年8月末時点
- ※ 同一の専門家が複数案件の外部専門家補佐人になっているケースが存在。
- ※ 一定のケースで外部専門家補佐人を3回経験すれば「中小企業の事業再生に関するガイドライン」の第三者支援専門家リストに掲載する要件を満たす。

(参考) 中小企業活性化協議会での弁護士SM^(※1)の配置状況について

- 「挑戦する中小企業応援パッケージ」において掲げた、弁護士SMの倍増の取り組み（26名→50名）について、**9月30日現在、採用内定者を含め60名（※2）**となっている。（山梨・佐賀は10月1日付けで着任）
- 採用意向のある先を踏まえると、令和6年度中には全協議会において弁護士SMを採用予定。（計63名程度となる見込み。）

(※1) SMとは、「統括責任者補佐」の略称

(※2) 交代に伴う一時的な増加は除く。



事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との連携推進

- 地域における支援の最大化を図るため、「中小企業活性化協議会」、「事業承継・引継ぎ支援センター」及び「よろず支援拠点」の**3機関連携を強化**。
- 各機関での評価において、案件の受け渡し件数の見える化や**評価比重を拡大**したほか、各地で「**3機関連携推進会議**」を開催。中小機構が策定、提示する「**案件受渡しの手引き**」、「**チェックリスト**」の活用等を通じて、適切な受渡し・共同支援が可能となるよう環境整備を進める。

①互いの業務内容把握

- 3機関間での**互いの業務内容の把握**。
 - 3機関における**支援現場の第一線の相場観の共有**。
- (例) ①相談受付から、実際の支援、支援完了までの業務フロー
②事業者から得る情報の粒度
③支援に当たっての案件受け渡しのタイミング

②案件の受渡しができる関係構築

- 名刺交換の関係にとどまらず、**組織×組織や、個人×個人で連携に関する信頼関係を構築**。

③連携に必要なインフラ・ルール整備

- 各地域における案件受渡し等の**ルールの整備**。
- 案件受渡しにあたり、3機関で共通の受付フォーマットや、案件受渡しを案内する**業務フローの整備**。

④案件受渡し・共同支援の実行

- 受渡しや共同支援すべき案件が出てきた際に、**適時適切な受渡しや共同支援を実行**。

小規模事業者注力型再生ファンドの仕組みの創設

- **小規模事業者**については特に信用保証付融資の割合が高いことが多く、早期の支援につながりにくいほか、再生には長期の支援が必要であり、更なる支援策が必要。
- そこで、**再生支援に充てられる期間を長期化**するために存続期間を最長15年→20年に拡充し、**一定割合を小規模事業者に投資**するファンド組成に向け、ファンド運営者の募集を開始。

小規模事業者注力型再生ファンド【中小企業再生ファンド】に関するファンド運営者の募集

【投資対象】

- 投資総額の70%以上は中小企業
- 投資先数の40%以上は小規模事業者
小規模事業者とは、下記①②のいずれかに該当するもの（※）
 - ①製造業、建設業、運輸業、サービス業（宿泊業・娯楽業）、その他の業種については、常時使用する従業員の数が20名以下
 - ②卸売業・小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）については、常時使用する従業員の数が5名以下（※）小規模事業者支援法、中小企業信用保険法、小規模企業共済法の3法における定義を準用

【組合の存続期間】

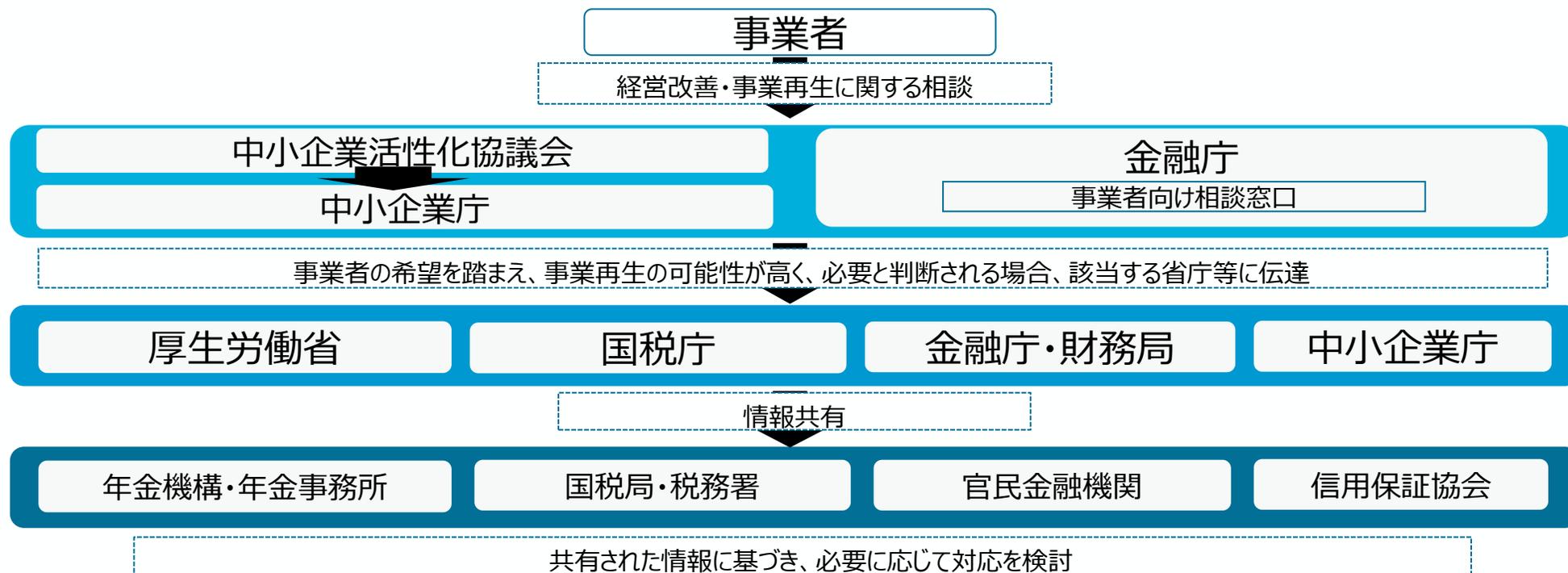
- 20年以内（3年を超えない範囲内で延長可能）

【公募期間】

- 2024年7月2日～2025年3月31日

事業再生情報ネットワークの創設

- 関係省庁が連携して再生支援を強化していくべく、**2024年6月から運用を開始**。
- **再生可能性の高い中小企業の情報を公租公課の徴収現場（年金事務所、税務署等）や金融機関等に共有することで、公租公課の適正な納付計画の策定、関係機関による処理方針や支援の判断・決定に資する仕組み**を構築し、公租公課の確実な納付と事業再生の両立を目指すもの。
- 本年8月末までに**延べ18件の申請を受付**。
- なお、中小企業活性化協議会では、本ネットワークの活用以外でも年金事務所への説明会や勉強会開催等を行っている。



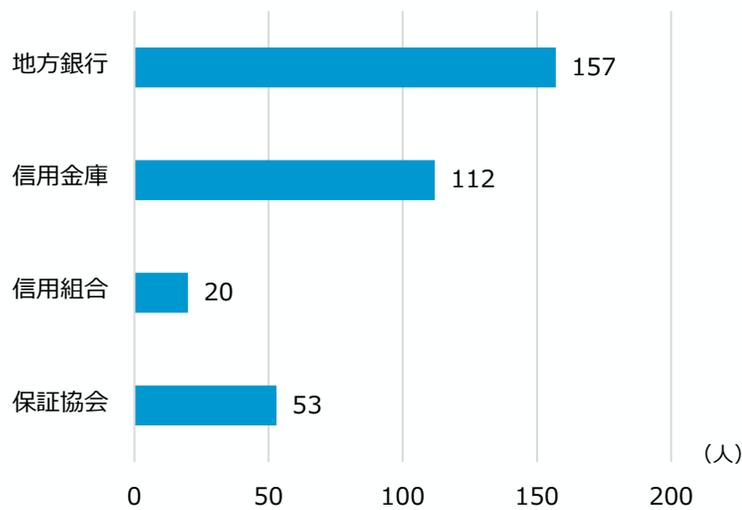
※地方税の課税主体である各地方団体に対しては、総務省から本ネットワークの趣旨等を周知。

※中小企業庁・金融庁等から中小企業活性化協議会・官民金融機関に対し、①公租公課の納付状況の確認、②公租公課は優先納付されるべき債権であることや納付計画を遵守しない場合のリスクの周知、③必要に応じた資金繰り支援や納付計画策定支援など、事業者支援の徹底を要請。

中小企業活性化協議会トレーニー研修制度の利用実績

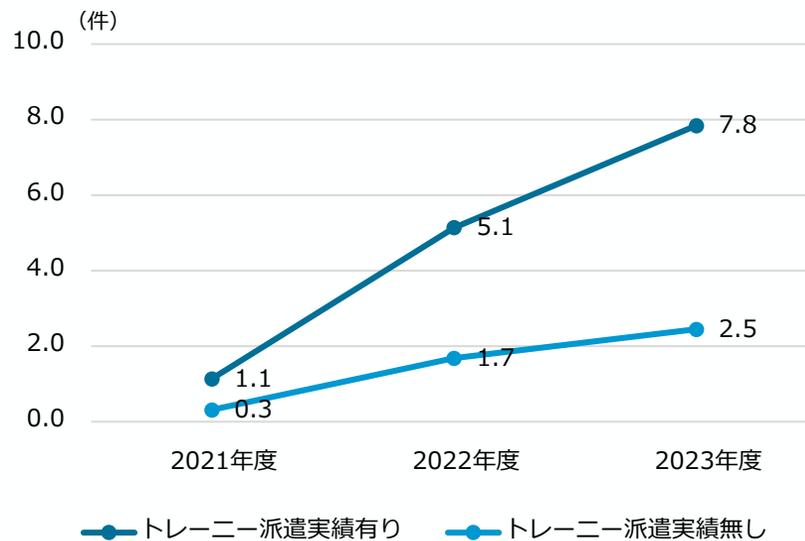
- 中小企業活性化協議会が有する再生支援のノウハウを地域に還元し、地域の再生支援の質の向上、再生支援専門家のネットワーク構築につなげることを目指し、**2022年度からトレーニー研修制度を創設**。
- 各地の協議会で、金融機関・信用保証協会の職員を2022年度は127名、2023年度は105名、合計232名受入れ。
- 本トレーニー派遣を通じて、協議会事業への理解や派遣元の金融機関等との関係構築が図られ、**派遣実績のある金融機関の1金融機関あたりの2021年～2023年の計画策定支援件数は、派遣実績無し金融機関の3倍以上**。（相談件数についても、年を追うごとに差が拡大）

トレーニー派遣実績（2022～2024年度累計）



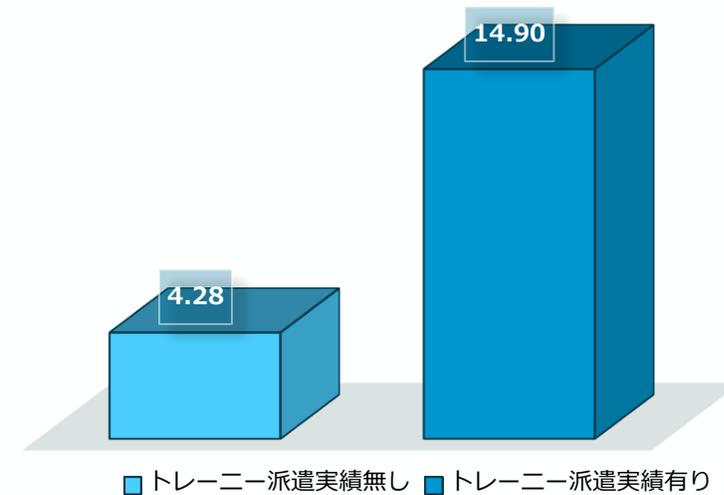
※属性別の2022年度～2024年度のトレーニー派遣累計人数
 ※2024年度はトレーニー110名を見込んでいる。

2022年度トレーニー制度開始後の活性化協議会への事前相談件数について



(1金融機関当たりの年間事前相談件数)

トレーニー派遣実績有り/無し金融機関の1金融機関当たり計画策定支援件数について（2021～2023年度累計）

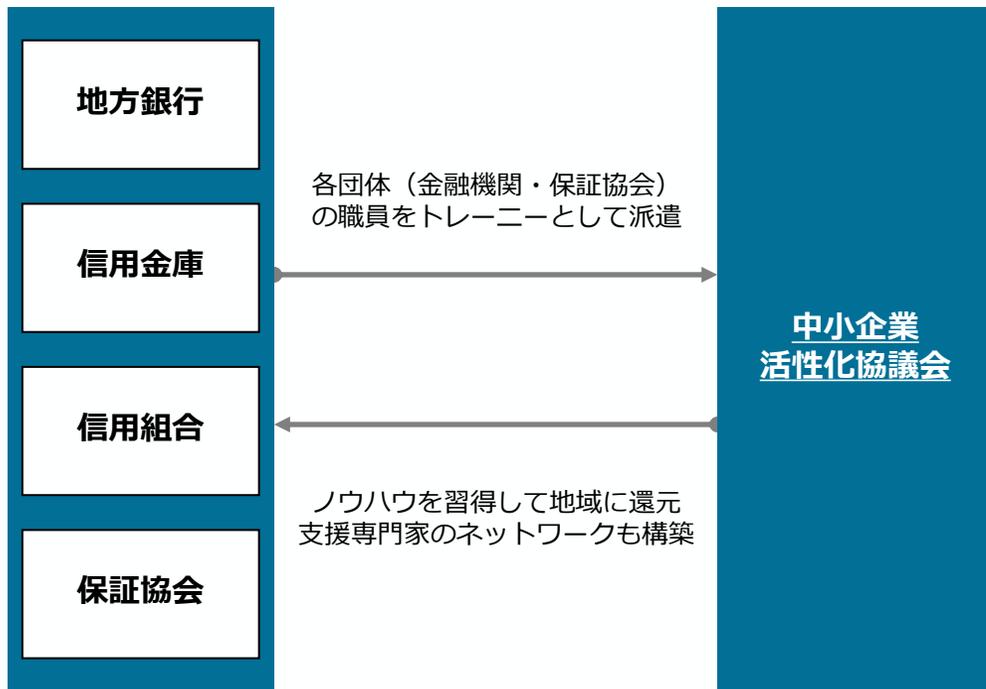


(1金融機関当たりの計画策定支援件数)
 ※計画策定支援：収益力改善支援・リスク・ブレ再生計画策定・再生計画策定
 (債権放棄・DES・DDS)

(参考) 中小企業活性化協議会のトレーニー研修制度について

- 協議会が有する再生支援のノウハウを地域金融機関に還元し、地域全体での事業再生の機運の醸成、質の向上、再生支援専門家のネットワーク構築につなげることを目指し、2022年度からトレーニー研修制度を創設。6ヶ月コースを原則とし、半期に1度金融機関団体を通じて募集を実施。
- 本トレーニー制度について、トレーニーや派遣元、中小企業活性化協議会からは、「協議会の職員だけでなく、弁護士や公認会計士など、再生に関する様々な支援者と知り合うことができ、トレーニー期間終了後も再生案件への相談や対応が行いやすくなった」、「協議会との距離感がより近くなり、金融機関を交えた相談会（意見交換会）を行うようになった」といった声が挙げられている。

トレーニー制度のイメージ



トレーニー制度の評価

トレーニーや派遣元からのコメント	活性化協議会（全国本部）からのコメント
<ul style="list-style-type: none"> 協議会の職員だけでなく、様々な専門家（弁護士や公認会計士、中小企業診断士）と知り合うことができ、事業再生において知識の幅が広がった。トレーニー期間終了後も再生案件への相談や対応が行いやすくなった。 トレーニー制度を通じた再生支援実務ノウハウの蓄積・還元が期待される。 実際の案件に触れることで、事業者への再生支援への実務のみならず、協議会の公平中立な立場として事業者に寄り添う考え方などが学習できた。 	<ul style="list-style-type: none"> OJTを実施することで統括責任者補佐の協議会事業の理解が深まった。 各地域での（事業再生実務）専門家人材の育成に繋がることが期待される。 トレーニーを受入れることで、現場のモチベーションアップに繋がった。 トレーニーを通じて各地域・現場の声の把握、課題の掘り起こしが期待できる。 協議会との距離感がより近くなり、金融機関を交えた相談会（意見交換会）を行うようになった。

(出所) トレーニー並びに各活性化協議会（全国本部）からのヒアリングより

早期経営改善計画策定支援（ポストコロナ持続的発展計画事業：通称ポストコロ事業） を活用した民間金融機関による経営改善支援について

- ポストコロ事業は、早期の経営改善への取組を後押しすべく、資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった経営改善計画策定の支援をする制度。
- 本制度は2024年2月より、民間金融機関が中小企業に行う計画策定支援も補助の対象としている。

	民間金融機関	認定経営革新等支援機関 (金融機関を除く)
実施期間	2024年2月～2025年1月	—
補助額	上限15万円（計画策定費用の2/3のみ）	上限25万円（注1）
伴走支援	3年間 （注2）	1年間（注2）
対象事業者	① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間ゼロゼロ融資（借換分(注3)を含む）を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注4)であること ③ 支援を行う金融機関における、支援対象者の民間ゼロゼロ融資（借換分(注3)を含む）の保証債務残高が2,000万円以下であること ④ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が、民間ゼロゼロ融資（借換分(注3)を含む）の保証債務残高の2倍以内であること	中小企業・小規模事業者 及び個人事業主

(注1) 計画策定支援費用及びその後の伴走支援（モニタリング）費用の2/3。計画策定費用上限15万円、伴走支援費用費用上限10万円（期末5万円、期中5万円）。

(注2) 早期経営改善計画の策定日から最初の決算期を起算日（0期）とし、以降1年間の決算期（金融機関の場合3年間）まで。

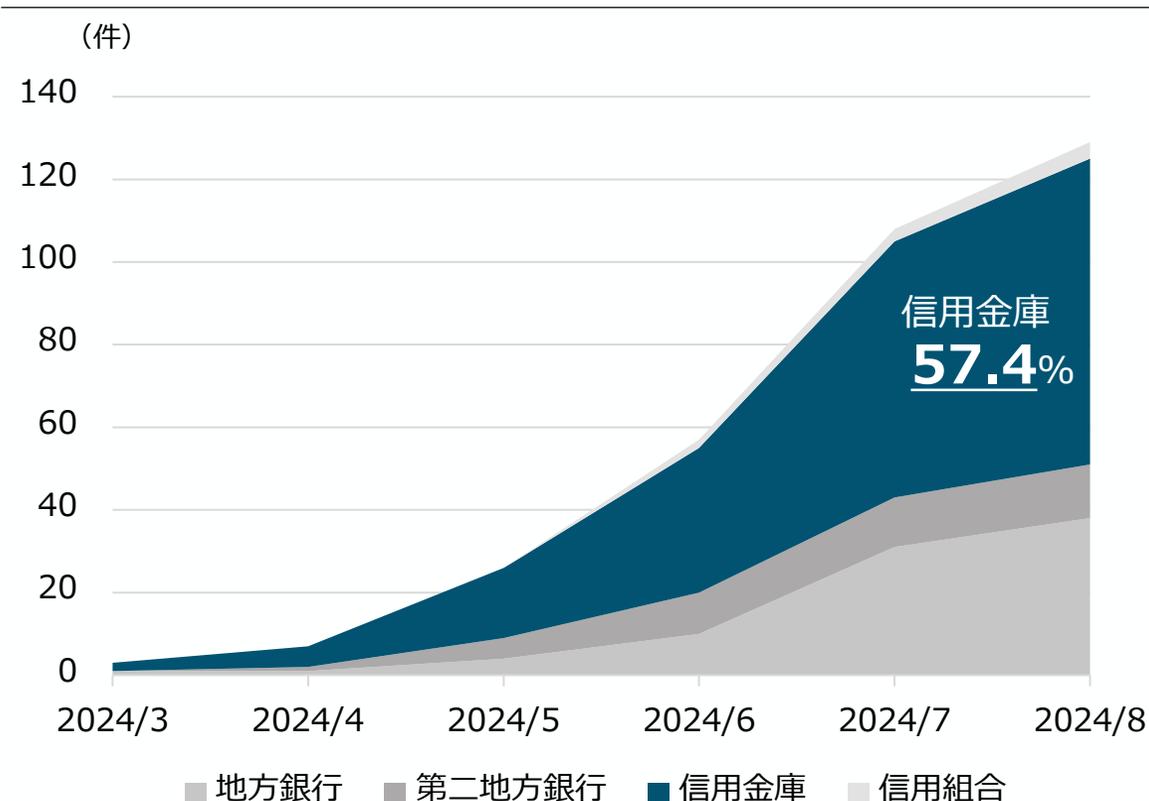
(注3) 本件における借換分とは、民間ゼロゼロ融資を借り換えて、民間ゼロゼロ融資でない保証協会付融資になっている場合を含む。借換えの際、追加融資を伴う場合、残高は追加融資分を含んだ融資残高とする。

(注4) 本件におけるメインバンクとは、上記融資の利用申請時点または利用申請の直近決算時点の融資残高が、最も多い金融機関をいう。ただし、取引年数や取引状況等を勘案した上で、支援対象者がメインバンクと認める場合はこの限りでない。

民間金融機関のポストコロナ事業活用状況

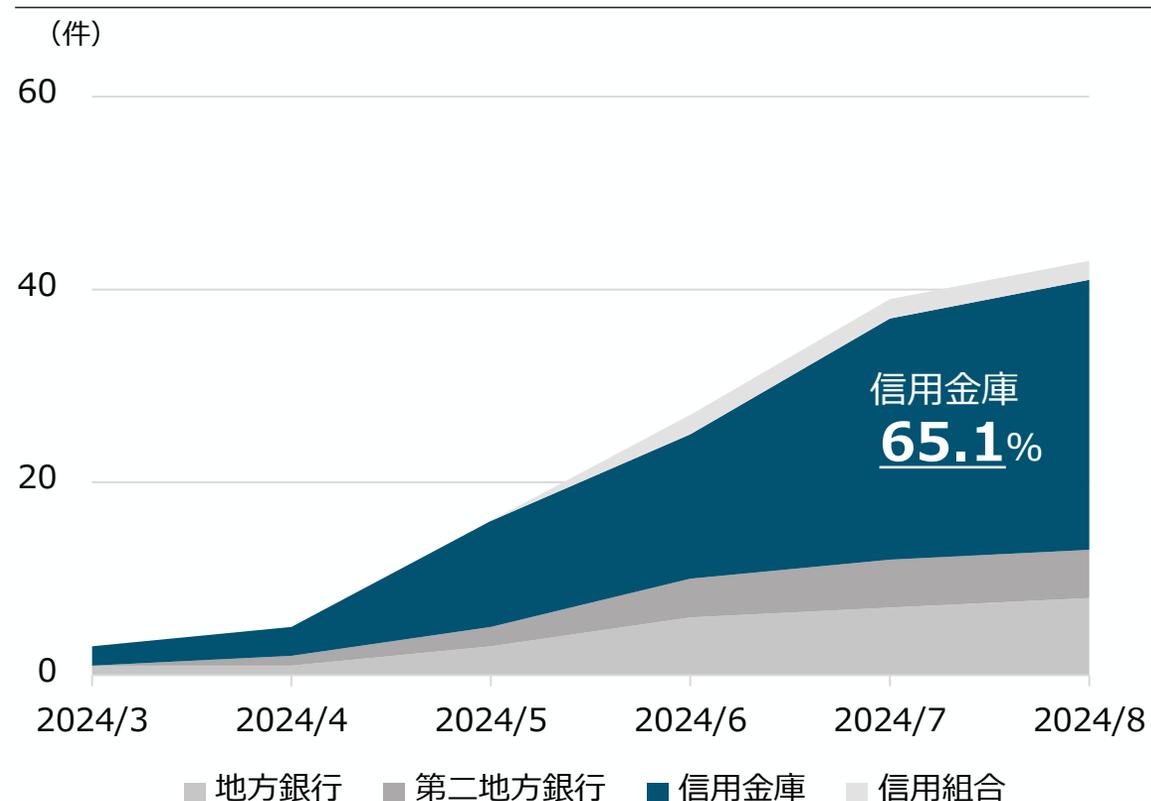
- 2024年2月に制度を開始したものの、民間金融機関の体制整備にも時間を要し、件数は低調に推移してきたが、徐々に増加傾向。申請件数の増加は、利用金融機関の広がりによる寄与も大きい。金融機関種別では信用金庫からの申請が過半。（信用金庫57.4%、地方銀行29.4%、第二地方銀行10.1%、信用組合3.1%）
- 業種別では、建設業が27%、卸売業小売業20%、製造業17%、宿泊業飲食サービス業10%。「物価高」、「人手不足」による影響を受けやすい事業者の利用が多い。

申請件数の推移（件）



(出所) 中小企業活性化全国本部提供資料より

活用した金融機関数の推移（件）

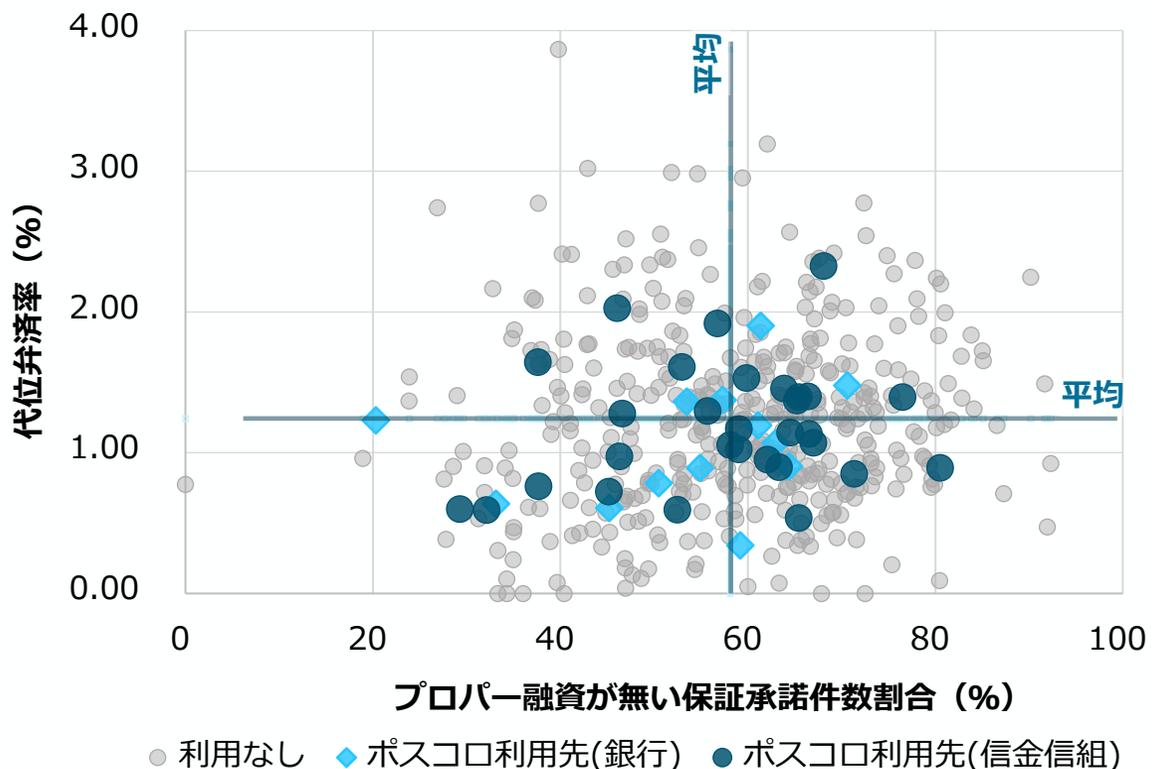


(出所) 中小企業活性化全国本部提供資料より

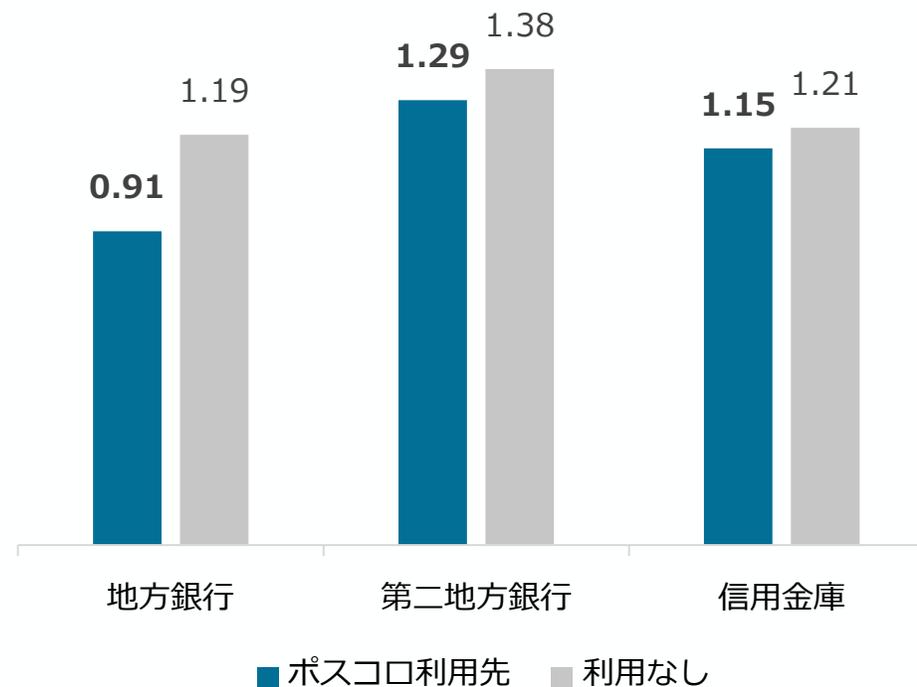
ポストコロナ事業を活用する金融機関の傾向

- 保証承諾時にプロパー融資が無い割合が低い金融機関、代位弁済率が低い金融機関ほどポストコロナ利用を積極的に開始している傾向にあるのではないかと。
- 各金融機関の代位弁済率（平均）は、ポストコロナ非利用先の金融機関と比べて、**利用先の金融機関の方が低い傾向**。

プロパー融資が無い保証承諾件数割合と代位弁済率



利用先と非利用先の代位弁済率 (%)



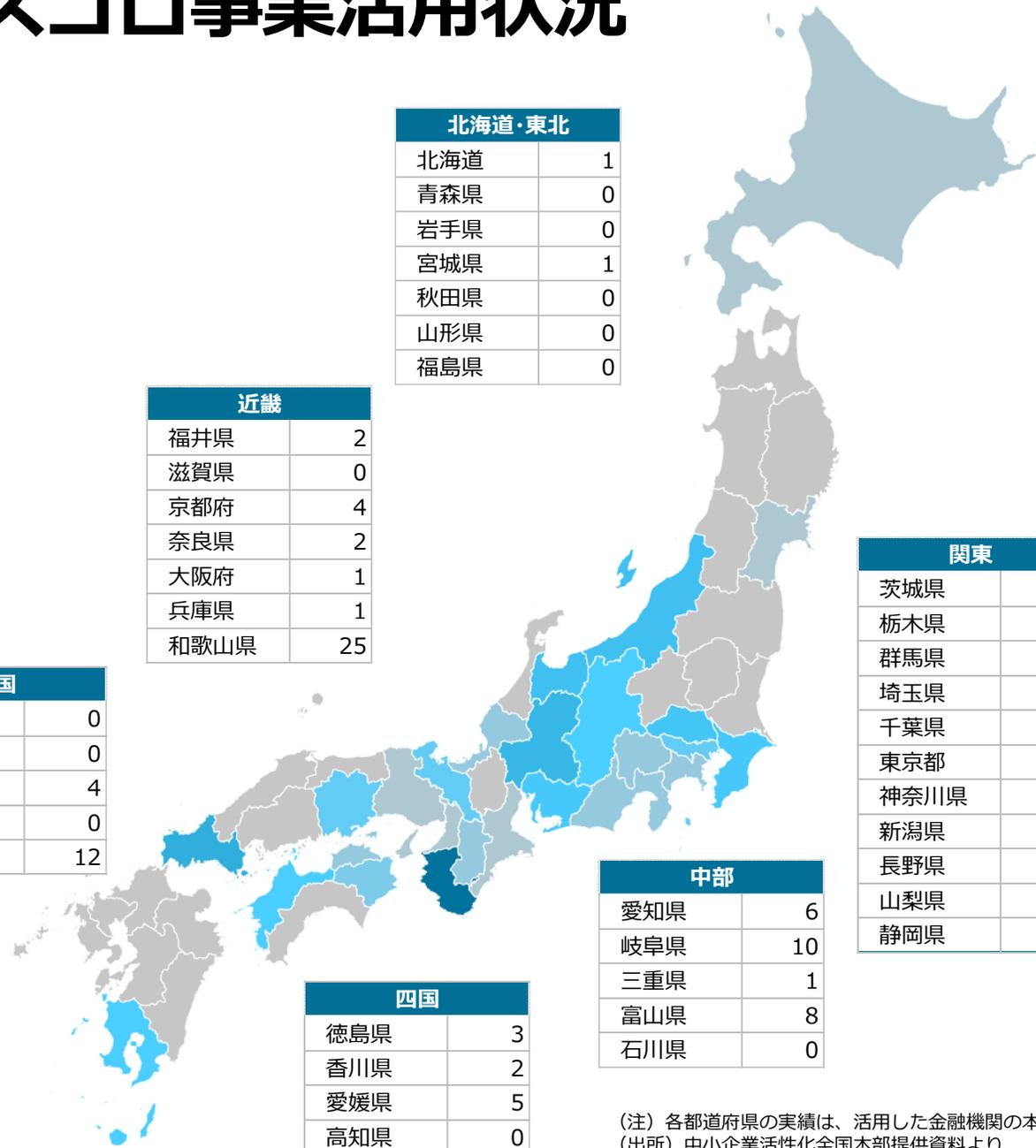
(注1) 代位弁済率、プロパー融資がない保証承諾件数割合は、保証承諾の件数が10件以上かつ、保証債務残高（平均）の件数が100件以上の地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合の2023年度実績を集計。

(注2) ポストコロナ利用先（銀行）とは、地方銀行及び第二地方銀行を言う。ポストコロナ利用先（信金信組）とは、信用金庫及び信用組合を言う。

(注3) 信用組合については、利用が2件の為除く。

(出所) 中小企業活性化全国本部提供資料及び全国信用保証協会連合会資料より作成

(参考) 地域別のポストコロナ事業活用状況



北海道・東北	
北海道	1
青森県	0
岩手県	0
宮城県	1
秋田県	0
山形県	0
福島県	0

近畿	
福井県	2
滋賀県	0
京都府	4
奈良県	2
大阪府	1
兵庫県	1
和歌山県	25

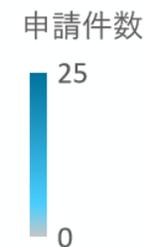
関東	
茨城県	0
栃木県	0
群馬県	0
埼玉県	7
千葉県	6
東京都	4
神奈川県	2
新潟県	8
長野県	5
山梨県	2
静岡県	2

中国	
鳥取県	0
島根県	0
岡山県	4
広島県	0
山口県	12

九州・沖縄	
福岡県	0
佐賀県	0
長崎県	0
熊本県	0
大分県	0
宮崎県	0
鹿児島県	5
沖縄県	0

中部	
愛知県	6
岐阜県	10
三重県	1
富山県	8
石川県	0

四国	
徳島県	3
香川県	2
愛媛県	5
高知県	0



(注) 各都道府県の実績は、活用した金融機関の本店所在地別で集計、単位：件。
(出所) 中小企業活性化全国本部提供資料より

(参考) ポスコロナ事業による金融機関の取り組みまでの事例

信用金庫の取り組み事例

地方銀行の取り組み事例

■ 金融機関の取り組み方針・体制

- 民間ゼロゼロ融資先の**モニタリングの一環・課題把握のツール**としてポスコロナ事業を活用。
- ポスコロナ活用促進の為、利用申請を各営業店、個人担当者の**評価項目へ追加**。
- 計画策定には、複数回の面談が必要であり、時間を要することは想定されたが、**信用金庫の経済合理性ではなく、事業者が腹落ちする計画策定を目指した**。
- これまで有償で計画策定支援は行っておらず、外部専門家へ依頼していたが、**ポスコロナ事業開始を契機に取り組みを開始**。
- 法人融資担当者向け勉強会の実施、支店長会議にて**取り組み方針(積極活用)説明**。

■ 金融機関側の声

- 事業者との**対話を深め、お互いに理解(目線合わせ)を深められる**。
- 対話による潜在的な問題を共有できた。予兆管理の面でも効果あり。
- 信用金庫担当者の**スキルアップにも繋がる**。

■ 金融機関の取り組み方針・体制

- 事業者支援ツールの一つとして活用。
- 従前から計画策定支援には取り組んでいたが、金融支援を要する先がメインであった。制度開始により、**これまで支援対象に入っていなかった事業者を経営サポート先として管理対象とした**。
- 形式的な計画ではなく、質を伴う計画となるよう**銀行本部にて営業店のフォロー体制を整備**。
- **保証協会とは利用申請前より情報を共有し、事業者支援の連携を図ることを確認**。
- 本制度提案により**事業者の潜在的な悩みや問題を掘り起こすことを目的として取り組み**。

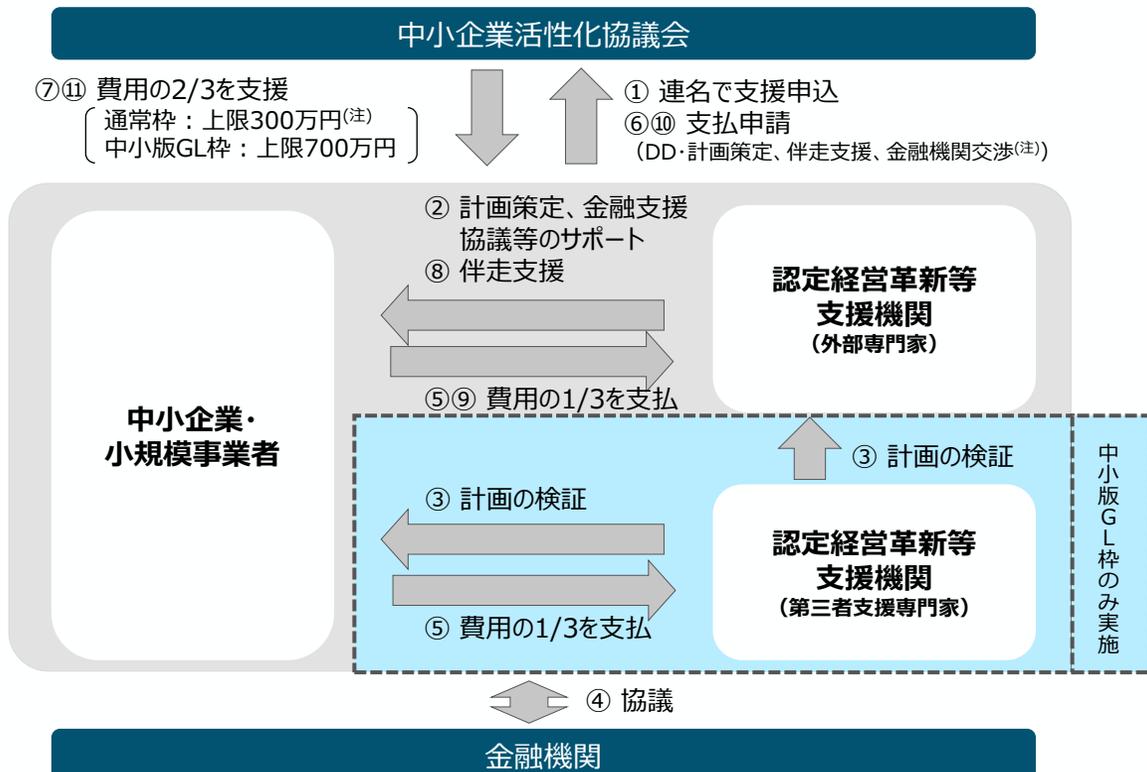
■ 金融機関側の声

- 小規模事業者やゼロゼロ融資先への**接点・フォローの機会が増えた**。
- 本制度を通じて、事業者との接点が増えることで**事業をより理解することが可能**。また**事業者との相互理解も深まる**。
- 行員の事業理解が深まり、**スキルアップに繋がる**。

(参考) 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業：405事業

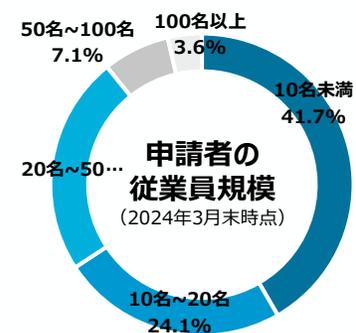
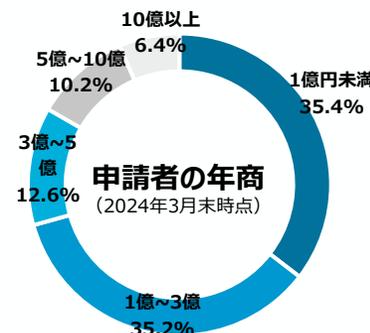
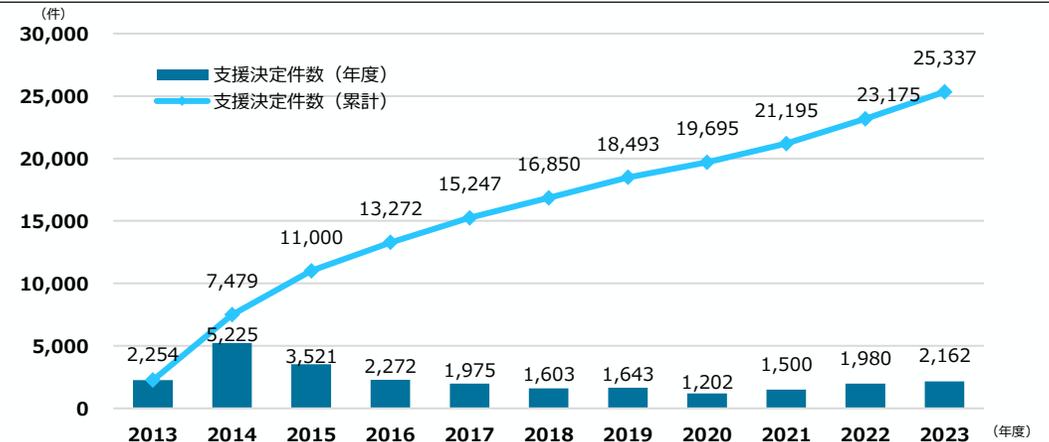
- 金融支援を伴う本格的な経営改善の取組が必要な中小企業を対象に、認定経営革新等支援機関が経営改善計画の策定を支援【通常枠】。2022年4月より、「中小企業の事業再生等のための私的整理手続(中小版GL)」に基づく事業再生等を促進する支援メニューを追加【中小版GL枠】。
- 中小企業者等が認定経営革新等支援機関に対し支払う費用の2/3を中小企業活性化協議会が支援する。
※上限額：通常枠＝300万円(注)、中小版GL枠＝700万円
- 通常枠では、2023年4月より「収益力改善支援に関する実務指針」(2022年12月策定)に沿った支援を行い、本源的な収益力の改善支援に加え、ガバナンス体制の整備についての支援も行うこととしている。

事業スキーム



(注)通常枠で、経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合は別途補助(補助上限額10万円)

制度利用状況 ※2024年3月末現在

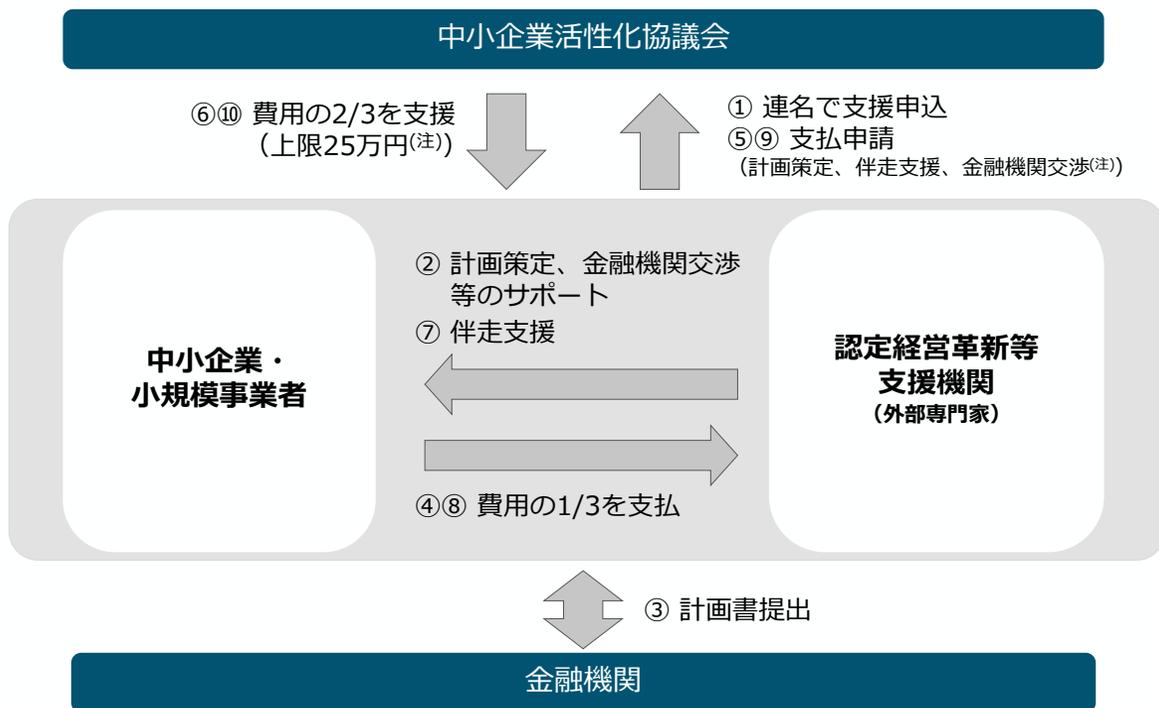


(出所) 中小企業活性化全国本部提供資料より

(参考) 認定支援機関による早期経営改善計画策定支援事業：ポストコロナ事業

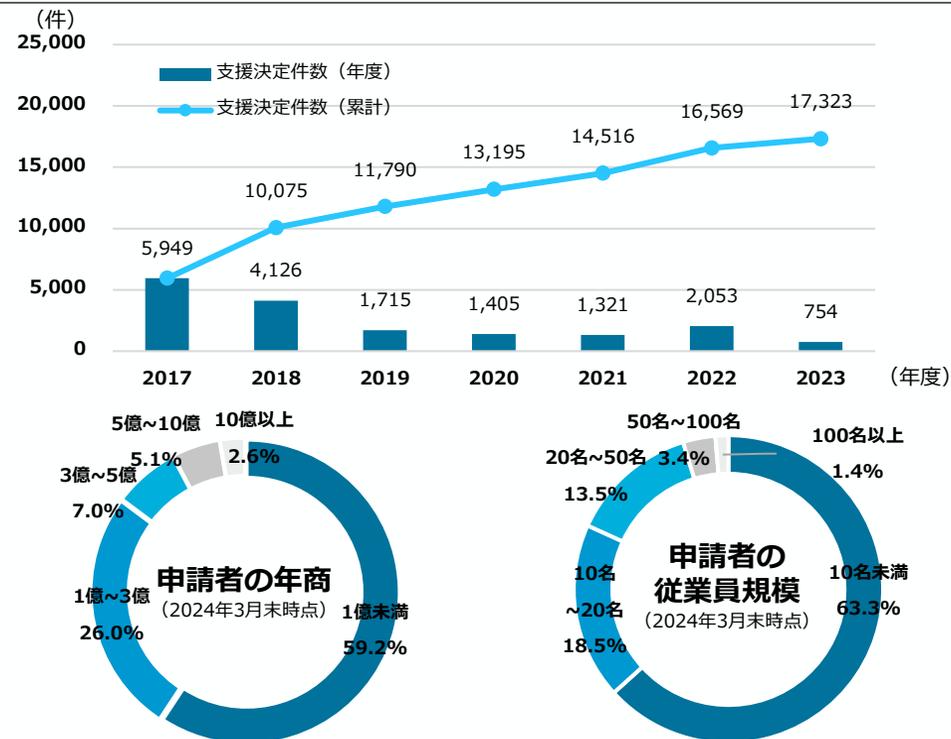
- 資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などに取り組む中小企業を対象として、認定経営革新等支援機関の支援を受けて**資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプラン**といった計画の策定を支援。
- 中小企業が認定経営革新等支援機関に対し支払う費用の2/3を中小企業活性化協議会が支援する。
※上限額25万円（経営者保証解除を目指した計画を作成し金融機関交渉をする場合は、上限10万円を別途補助。）
- 本事業では、2023年4月より「収益力改善支援に関する実務指針」（2022年12月策定）に沿った支援を行うこととし、**ガバナンス体制の整備を含め、早期の経営改善**に向けた支援を行うこととしている。
- 2024年2月から2025年1月末まで、時限的に**民間金融機関による支援も補助対象**を実施している。

事業スキーム



(注)経営者保証解除を目指した計画を作成し、金融機関交渉を実施する場合は別途補助（補助上限額10万円）

制度利用状況 ※2024年3月末現在



(出所) 中小企業活性化全国本部提供資料より

(参考) 再生支援の総合的対策

- 再生支援ニーズの高まりを踏まえ、2024年3月に財務省、金融庁と連携して「再生支援の総合的対策」を策定し、支援のプレイヤー毎の取組強化策を公表。

再生支援の総合的対策

2024年3月8日
経済産業省
金融庁
財務省

- 民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク(本年4月)に万全を期すため、①コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長するとともに、②保証付融資の増大や再生支援等のニーズの高まりを踏まえて支援を強化する。
- なお、本年7月以降は、例えば、日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなど、コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。

コロナ資金繰り支援

主な施策

- ①コロナセーフティネット保証4号(100%保証、借換目的のみ)、②コロナ借換保証(100%保証の融資は100%保証で借換)を本年6月末まで延長。
- 日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付については、現行制度を本年6月末まで延長。7月以降は、災害貸付金利を適用(特例金利(▲0.5%)を廃止)し、特別貸付制度は継続(期限あり)。
- 日本政策金融公庫等のコロナ資本金劣後ローンを本年6月末まで延長するとともに、総合経済対策(令和5年11月)に基づき利用を促進。

1. 信用保証協会による支援の強化

主な施策

- 信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正【24年6月】
 - 金融機関との連携の上、保証付融資の割合が高い先など支援先を特定し、協会が主体的に支援。
 - 経営改善支援の効果検証指標を設定(売上高営業利益率、EBITDA等)し、目標・実績を協会別に公表。
 - 中小企業活性化協議会への案件持込を促進し、持込実績を協会別に公表。
 - 過去に破産を経験している経営者に対しても、足下の事業計画等を踏まえて、公正な保証審査を行う。
 - 「経営者保証の提供を選択できる保証制度」について、保証申込時に事業者に対して説明。利用実績を協会別に公表。
- 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携推進【24年4月】
 - 保証申込時等の契約書において、事業者情報の守秘義務が解除される対象として、活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターを明記。再生支援・スポンサー探しの事前相談の円滑化を図る。
- 求償権放棄の円滑化(再チャレンジを含む条例制定の都道府県等への要請)【24年3月】

2. 中小企業活性化協議会による支援の強化

主な施策

1. 低評価協議会の支援レベルの底上げ【24年4月】
 - **低評価協議会**(相談・支援件数が低位、支援の質が低い等の協議会)に対して、**業務改善計画の策定**(相談・支援件数増加に向けた対策、支援体制の整備等)を義務付け。
2. 「協議会補佐人制度」の創設【24年4月】
 - ① 協議会で再生支援を行う**弁護士等**の下で、**地域の専門家が「補佐人」として支援に参画**できる制度を創設。これにより、地方の再生支援人材を育成。
 - ② 当該補佐人経験を、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家の実務要件にカウント。
3. 事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点との連携推進【24年3月】
 - 各機関における評価において、**案件の受け渡し件数の見える化**や**評価比重を拡大**する。

3. 再生ファンド(中小機構出資)による支援の強化

主な施策

1. 小規模事業者注力型再生ファンドの仕組みの創設【24年4月】

ファンドの**存続期間を最長15年→20年に拡充**、再生支援に充てられる期間を長期化(投資期間を10年程度にすることが可能)。等
2. 再生支援ノウハウを有する商工中金による難易度の高い先を支援する再生ファンドの組成

4. 民間金融機関による支援の強化

主な施策

1. 一歩先を見据えた経営改善・再生支援の強化

- ① 監督指針の改正を行い、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、**一歩先を見据えた対応を求める**。【24年4月適用開始】
 - 日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理と認識共有(プッシュ型での情報提供)
 - メイン・非メインに関わらず金融機関自身の経営資源の状況を踏まえた対応促進
- ② 事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、「**実現可能性の高い抜本的な経営再建計画**」等の策定を**促進**。【24年度～】
- ③ 昨年実施した重点的なヒアリングの結果を踏まえ、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けた取組みを一層促進。【24年度～】

2. 経営改善・事業再生支援人材の拡充

- ① 経営改善・事業再生支援に関心のある**地方の専門家(弁護士、税理士、会計士等)を発掘**、金融機関・地方の専門家・知見のある専門家の**連携強化を目指すイベントを開催**。【24年中】
- ② REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き開催。

3. 事業者のガバナンス向上支援(経営者保証を不要とするための課題解決促進)

- 金融機関が、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた**事例等を取りまとめ、横展開を実施**。【24年6月末】

5. 政府系金融機関による支援の強化

主な施策

1. 日本政策金融公庫等の「コロナ資本性劣後ローン(限度額15億円)」を本年6月末まで延長【再掲】
2. 日本政策金融公庫等による経営改善支援
 - コロナ特別貸付の返済時に経営が悪化している事業者に対しては、関係機関と連携して早期の経営改善支援を行う。
3. 「早期経営改善計画策定支援」を活用した日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの活用促進【24年3月】
 - **早期経営改善計画策定支援を通じて策定した事業計画を、コロナ資本性劣後ローンの申込時に必要な事業計画(民間金融機関による協調支援なしの場合)として活用**できるようにすることで、小規模事業者の資本性劣後ローンの活用を促進する。
 - 一定期間経過後、借手の申し出によるコロナ資本性劣後ローンの期限前返済が可能であることを明確化することにより、利便性を向上。

6. 関係省庁の連携による支援の強化

主な施策

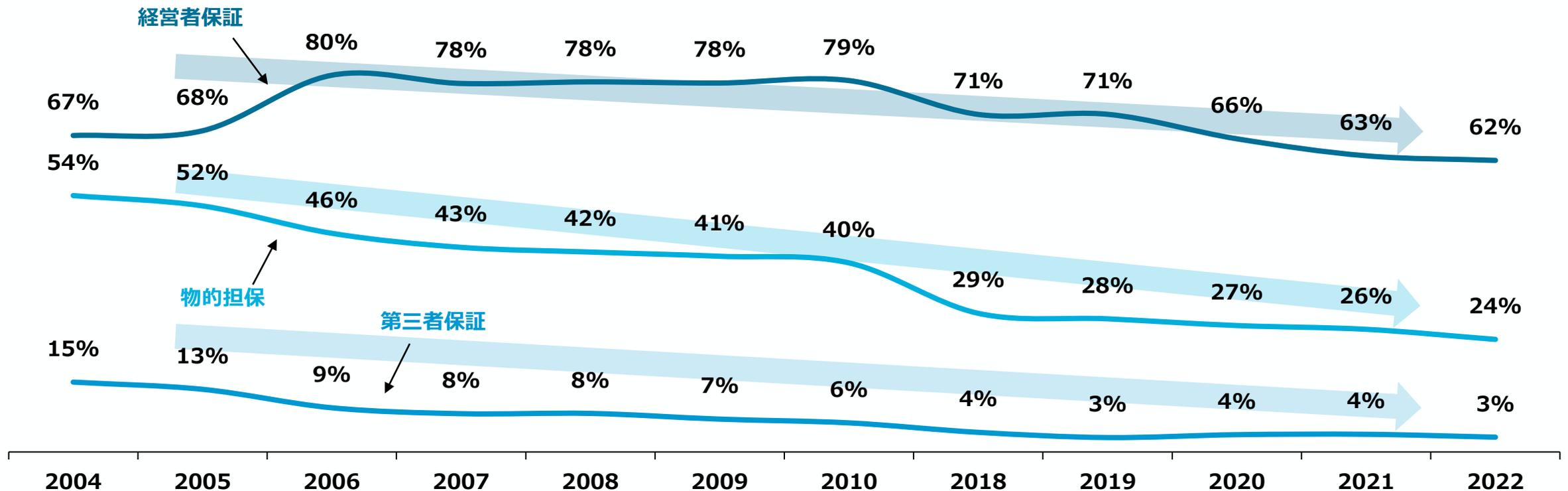
1. 「事業再生情報ネットワーク」の創設【24年度～】
 - ① 事業者の経営改善・事業再生に向けた資金面での悩みごとについて、金融庁に設置する「事業者の経営改善・事業再生相談窓口(仮)」や中小企業活性化協議会を通じて把握する。その際、公租公課の分割納付の相談など、他省庁との連携が必要と判断されるものは、**関係省庁等との間で情報共有する仕組みを構築**し、対応する。
 - ② 公租公課の納付と事業再生との両立が図られた事例等を取りまとめ、横展開を実施。 等
2. 関係省庁連名の要請文の発出【24年3月】
 - 信用保証協会、官民金融機関、中小企業活性化協議会等の外部機関、弁護士、税理士、会計士等の専門家が連携した経営改善・事業再生支援を実施するよう、**関係省庁の大臣より要請文を発出**。

1. 足元の中小企業金融の状況
2. スタートアップ・成長企業を念頭に置いた多様な金融支援
3. 信用保証付融資を取り巻く状況
4. 再生支援の総合的対策公表後の取組状況
- 5. 経営者保証改革**
6. コロナ融資の効果検証
7. 御議論いただきたい論点

経営者保証を提供している中小企業の割合は横ばい

- メインバンクからの借入に**第三者保証**を提供している企業は2004年度から**7割減**、**物的担保**の提供企業は**半減**しているなど、それぞれ減少傾向。
- 他方、**経営者保証**を提供している企業は、足下では減少傾向にあるものの、**長期では横ばい**。

中小企業（法人のみ）の借入における経営者保証、第三者保証、物的担保の提供状況



(*1) すべて決算年度ベース。2011年度～2017年度は、調査項目から外れていたためデータが存在しない。

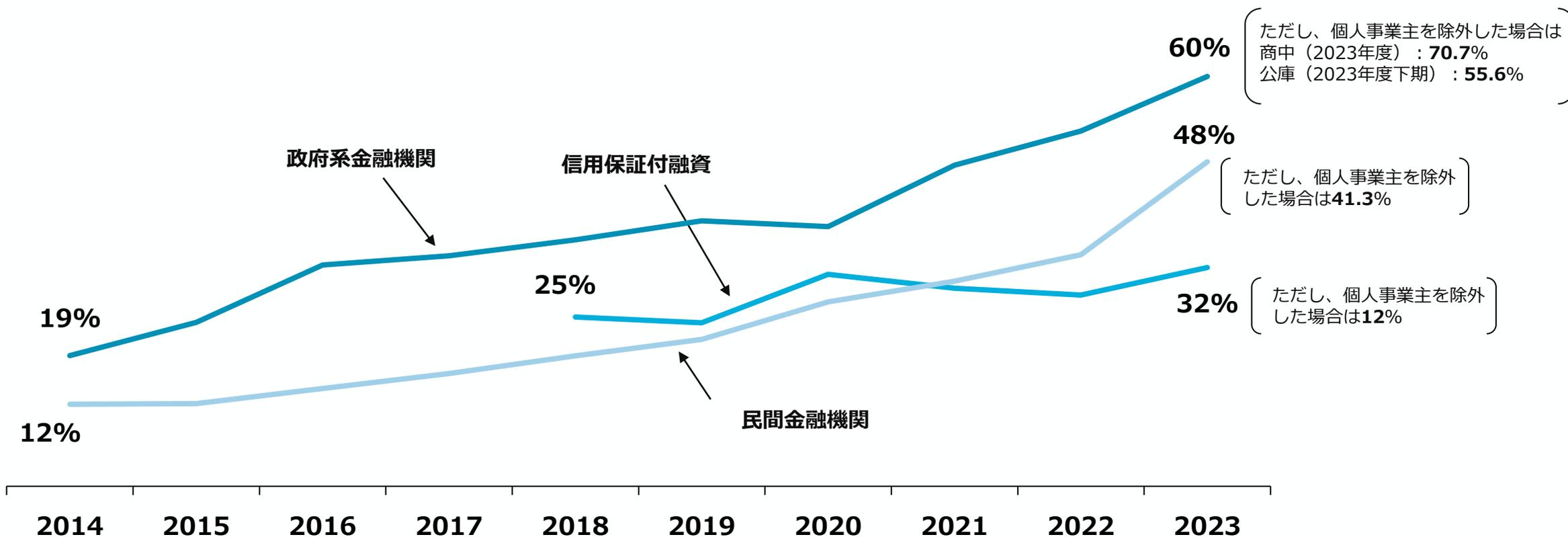
(*2) メインバンクから借入を行っている企業のうち、それぞれを提供している企業の割合を計算。

(出所) 「中小企業実態基本調査」より作成。

経営者保証に関する足下の状況 ～新規融資時～

- 経営者保証ガイドラインの運用開始から10年が経過。経営者保証に依存しない新規融資は増加傾向。ただし、政府系金融機関は約6割、民間金融機関は約5割となるなか、信用保証付融資は3割程度にとどまる。

経営者保証が外れている新規融資案件の割合



(注) 政府系金融機関のグラフは、日本政策金融公庫 (国民生活事業) の個人向け融資を除いた長期融資全体に占める割合で作成。
 (出所) 中小企業庁HP、金融庁HPより作成。

(参考) 経営者保証を求めない創業時の信用保証制度 (スタートアップ創出促進保証)

- 失敗時のリスクが大きいため起業をためらう起業関心層のうち、約8割が原因として経営者保証を挙げている。
- そのため、創業時に信用保証を受ける場合、経営者保証を不要とする新しい信用保証制度を2023年3月15日に創設。
- なお、本制度については、保証協会所在の都道府県市のうち、既に41都道府県市において制度融資が措置され、自治体における追加支援が措置されている。

資格要件	<ul style="list-style-type: none">• これから法人を設立する創業予定者と法人設立後5年未満の創業者。 * 創業予定者と税務申告1期末終了者に限り、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有することを追加的な要件とする。
保証限度額等	<ul style="list-style-type: none">• 保証限度額：3500万円（保証割合：100%）
保証期間等	<ul style="list-style-type: none">• 保証期間：10年以内（据置期間1年以内。プロパー融資がある場合は3年以内も可）
貸付金利・保証料率	<ul style="list-style-type: none">• 貸付金利：金融機関所定利率• 保証料率：各信用保証協会所定の創業関連保証の信用保証料率に0.2%を上乗せ
ガバナンス向上のための工夫	<ul style="list-style-type: none">• 創業3年目及び5年目に決算申告書を基に、中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、結果を記したチェックシートを金融機関に提出。提出を受けた金融機関は内容を確認し、その後信用保証協会に提出する。

(参考) スタートアップ^o創出促進保証制度の利用状況

	保証承諾	
	件数	金額
北海道	98	825
青森県	10	127
岩手県	5	36
宮城県	142	1,184
秋田県	16	145
山形県	9	78
福島県	11	80
新潟県	17	220
茨城県	31	329
栃木県	26	171
群馬県	35	407
埼玉県	87	703
千葉県	120	741
東京都	600	8,748
神奈川県	120	1,328
山梨県	16	146
長野県	157	1,110
静岡県	36	260
愛知県	169	1,715
岐阜県	8	53
三重県	5	44
富山県	4	34
石川県	5	44
福井県	1	10

	保証承諾	
	件数	金額
滋賀県	18	187
京都府	28	201
大阪府	187	1,740
兵庫県	53	549
奈良県	11	66
和歌山県	6	42
鳥取県	4	35
島根県	0	0
岡山県	9	58
広島県	61	357
山口県	18	118
香川県	5	42
徳島県	12	84
高知県	3	16
愛媛県	33	328
福岡県	44	232
佐賀県	10	83
長崎県	0	0
熊本県	2	23
大分県	30	94
宮崎県	1	10
鹿児島県	11	121
沖縄県	17	174
合計	2,291	23,098

(注) 島根県や長崎県など、創業者向けに保証料負担のない融資制度が整備されている地域もあり、本制度の実績が伸びない傾向にある。

(注) 2023年3月15日から2024年7月30日までの都道府県別の保証承諾実績（確定値）、単位：件、百万円

(参考) 保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度の創設

- 保証料率の上乗せにより、経営者保証ガイドラインの3要件（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）よりも緩和した要件を設定。
- また、新制度の活用を一気に加速していくため、新制度における「上乘せ保証料」について、保証料上乘せに慎重な中小企業へ活用を促すべく、3年の時限措置として軽減（1年目は0.15%、2年目は0.10%、3年目は0.05%）。

対象要件

(一定の経営規律等)

経済産業省令に規定

次の要件のいずれにも該当すること(*)

- 過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等其他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類^{(*)1}を当該金融機関の求めに応じて提出していること。
- 直近の決算書において代表者への貸付金等^{(*)2,3}がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- 直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではないこと。
- 上記①及び②については継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
- 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望していること^{(*)4}。

(*)法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあっては①から③までに掲げるものを、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者にあっては③に掲げるものをそれぞれ除く。

保証料率

- 通常保証料率に、上記③の要件を両方とも満たしている場合は0.25%、どちらか一方のみを満たしている場合は0.45%の上乗せを行う（2期分の決算書がない場合は0.45%の上乗せ）。
- 事業者負担軽減のため、時限措置として、上乘せした保証料の一部について軽減措置を講じる。

(*)1原則、貸借対照表及び損益計算書とするが、必要に応じて試算表や資金繰り表等も含む。

(*)2「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。

(*)3「貸付金」以外の金銭債権（仮払金・未収入金等）も含み、少額のものや事業の実施に必要なものは除く。

(*)4経営者保証を不要とすることができる既存の保証制度等については、本制度によらず、引き続き従前の取扱いを可能とする。

(参考) 保証料の上乗せ制度等の利用状況

	保証承諾	
	件数	金額
北海道	356	4,511
青森県	7	64
岩手県	17	196
宮城県	25	340
秋田県	17	220
山形県	2	28
福島県	35	553
新潟県	25	259
茨城県	67	782
栃木県	24	417
群馬県	31	427
埼玉県	164	2,508
千葉県	37	533
東京都	1,569	28,262
神奈川県	134	2,749
山梨県	8	167
長野県	147	1,376
静岡県	35	459
愛知県	179	3,892
岐阜県	70	1,429
三重県	18	302
富山県	20	217
石川県	3	91
福井県	6	86

	保証承諾	
	件数	金額
滋賀県	21	275
京都府	38	853
大阪府	830	23,804
兵庫県	63	1,186
奈良県	18	350
和歌山県	21	482
鳥取県	6	42
島根県	27	172
岡山県	27	388
広島県	215	3,482
山口県	119	1,239
香川県	34	524
徳島県	33	332
高知県	8	168
愛媛県	28	239
福岡県	58	833
佐賀県	6	86
長崎県	5	38
熊本県	16	202
大分県	9	44
宮崎県	5	80
鹿児島県	2	50
沖縄県	73	950
合計	4,658	85,687

(注) 3月15日から9月6日までの都道府県別の保証承諾実績(速報値)、単位:件、百万円

(参考) 保証料の上乗せ制度等の利用状況 (金融機関・保証協会の声)

利用が進んでいる地域の声

- 金融機関からは、保証付融資における選択肢が増え、経営者保証なしの保証付融資を提案しやすくなったとの声を聞く。
- (監督指針改正の影響か) 保証付融資を相談する際の、金融機関の経営者保証に関する説明が丁寧になった。
- 保証協会主催で金融機関の営業店向けに説明会を実施することで制度に対する理解が進み、利用促進に繋がっている。
- 借入金の調達コストに敏感な顧客層にとっては、上乗せ保証料の一部を補助する制度が時限で措置されていることで利用促進に寄与している。
- 制度開始に伴い、本制度に限らず、(スタートアップ創出促進保証制度など) 経営者保証を求めない制度の認知度が向上している。

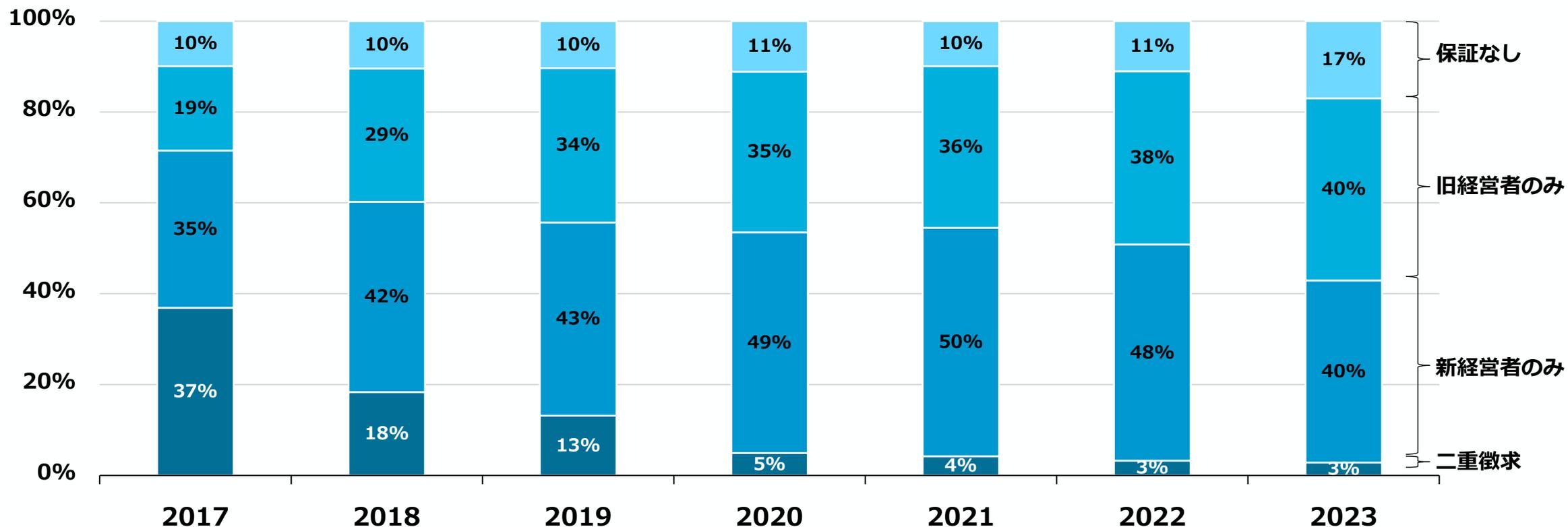
利用が進んでいない地域の声

- 経営者保証は当然に提供するものと考える事業者も依然として多く、上乗せ保証料を支払うことも含めて追加的な対応をしてまで経営者保証を外すことを希望しない事業者も一定数いる。
- 保証利用先は小規模事業者が殆どであり、法人と個人が一体になっている事業者も多く、本制度の要件を満たしていない事業者も一定数いる。

経営者保証に関する足下の状況 ～事業承継時～

- 事業承継時に、新旧の経営者双方から経営者保証を徴求（二重徴求）する案件は3%まで減小。
- 他方、新経営者または旧経営者のいずれかから経営者保証を徴求する案件は8割。

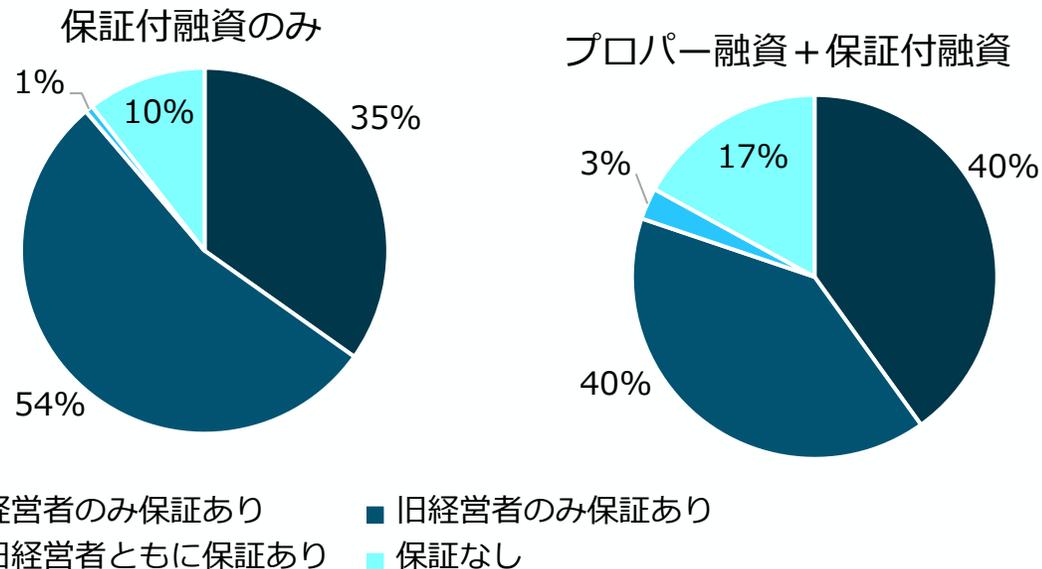
民間金融機関の事業承継時の経営者保証の徴求状況



保証協会におけるM&A時の経営者保証改革の推進

- 経営者保証が支障となり、M&A・事業承継が円滑に進まないといった指摘がある中、新旧双方の経営者が経営者保証を提供することは大きく減少してきたが、多くのケースで、**新経営者又は旧経営者のどちらかは経営者保証を提供**。
- 金融庁は、昨年4月より、新規融資時に、金融機関に対して経営者保証の必要性等の説明責任を課したが、M&A・事業承継時においても、同様の説明責任を課すべく、**金融機関向けの監督指針を改正**。
- 中小企業庁も、本年3月より、「保証料の上乗せにより経営者保証の提供を不要とする保証制度」を創設し、経営者保証の解除を後押ししてきたが、今般、**金融機関向けと同様の趣旨で、保証協会向けの監督指針を改正**し、経営者保証解除を通じたM&A・事業承継の促進を図っていく（2024年9月、改正監督指針を公表した上で、本年10月1日より適用開始）。

M&A・事業承継時の経営者保証の提供割合（2023年度実績）



保証協会向け監督指針改正（該当箇所抜粋）

（下線部を追加）

Ⅱ-3 「経営者保証に依存しない融資慣行」としての浸透・定着等

Ⅱ-3-2 主な着眼点

（1）保証審査時及び支援体制の構築における対応

⑤経営者保証を提供している中小企業者について、**M&A・事業承継時など、主たる株主等が変更になることを信用保証協会が把握した場合は、金融機関を介するなどして、「事業者選択型経営者保証非提供制度」の活用を促すなど、経営者保証の契約の変更・解除の検討や、経営者保証ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な説明を行っているか。**

1. 足元の中小企業金融の状況
2. スタートアップ・成長企業を念頭に置いた多様な金融支援
3. 信用保証付融資を取り巻く状況
4. 再生支援の総合的対策公表後の取組状況
5. 経営者保証改革
- 6. コロナ融資の効果検証**
7. 御議論いただきたい論点

コロナ資金繰り支援策の効果検証について

- コロナ資金繰り支援策について、昨年度より、①CRDデータベースに蓄積された決算書データと、②信用保証協会及び政府系金融機関より提供を受けたコロナ融資に関する債権データを組み合わせて定量的に分析を実施。

【昨年度の分析結果（ポイント）】

- コロナ融資利用者のデフォルト率が低い／従業員数の維持に資した。
 - 従来から金利減免を受けている事業者がコロナ融資を利用する確率が低かった。
- 本年度においては、**対象データを2023年度データに延伸**するとともに、内容についても、
 - コロナ融資利用者は、融資を受けた後、**どのように当該資金を利用したのか**
 - 融資金額、融資期間、据置期間、融資時期、及び追加融資有無といった**利用条件**によって、事業者の**その後のパフォーマンスに違い**は生じているのかといった点に着目して分析していく予定。
- なお、分析の手順や手法、解釈を検討するにあたって、引き続き、研究会を開催し、知見をお借りしているところ。

【研究会委員（敬称略、五十音順）】

- 植杉 威一郎（一橋大学経済研究所 教授）
- 滝澤 美帆（学習院大学 経済学部経済学科 教授）
- 遠山 祐太（早稲田大学政治経済学部 准教授）
- 宮川 大介（早稲田大学商学学術院商学部 教授）
- 家森 信善（神戸大学 経済経営研究所教授） ◎座長

(参考) 昨年度のコロナ資金繰り支援策の効果検証 (結果)

1. 経済学的手法を用いて、コロナ禍における資金繰り支援策について分析。
2. どういった事業者がコロナ融資を利用する確率が高かったかを確認。

- ▶ 売上規模が大きい事業者 **利用する確率が高かった**
- ▶ 事前の借入金依存度が大きい事業者 **利用する確率が高かった**
- ▶ 従来から金利減免を受けている事業者 **利用する確率が低かった**

3. コロナ融資がデフォルト率に与えた影響を確認。

- ▶ コロナ融資利用者 **デフォルト率が低い**

	デフォルト率	
	コロナ融資	
	利用者	非利用者
2020年度	0.14%	1.33%
2021年度	0.44%	1.01%
2022年度	0.81%	1.17%

4. コロナ融資が雇用に与えた影響を確認。

- ▶ 期末従業員数 **維持に資した**
- ▶ 人件費 **維持・増加に資した**

	IPW-DID (コロナ融資利用者と非利用者の差)	
	2018-2019 (コロナ前)	2019-2021 (コロナ禍)
期末従業員数	0.18%***	0.28%***
人件費	-4.33%***	6.46%***

5. 効果検証ではコロナショックからの回復経路についても分析を行ったが、データが**2022年までの決算に限定**されているため、限定的な分析しか行えなかった。

6. このため、コロナが5類感染症に移行された**2023年度以降の推移については来年度追加の分析を実施。**

事業者の要素	平均限界 確率効果
売上高	▲ 0.080***
借入金依存度	▲ 0.057***
低支払利息基準フラグ	▼ -0.059***

↑ (注) 変数は2019年度時点、売上高と借入金依存度は対数変換後。***は1%有意水準。
低支払利息基準フラグ=Caballero, Hoshi and Kashyap (2008)を参考に、決算書上、実際の支払利息が必要最低支払利息を下回った企業のフラグ。

← (注) 傾向スコアを算出後、全体データから傾向スコア上位50%の事業者を抜粋し、そのデフォルト率を計測。デフォルト率は単年度実績。n数は処置群約35万件、非処置群約7.2万件。

(注) 傾向スコアを用いて逆重み付けし、差の差分分析を実施。

← プラセボ検証はパラレルトレンドの仮定の検証のために実施したが、有意に差が検出されたため、本分析ではコントロールしきれない要因やバイアスによる影響を否定できない。一方で、プラセボ検証による推計値と比較して、ATT(処置群に対する平均処置効果)は上昇しており、一定の効果があつたと考えられると判断した。

***は1%有意水準。n数は処置群約49万件、非処置群約31万件。期末従業員数と人件費の標準誤差はそれぞれ、0.06%、0.06%と0.24%、0.25%。

1. 足元の中小企業金融の状況
2. スタートアップ・成長企業を念頭に置いた多様な金融支援
3. 信用保証付融資を取り巻く状況
4. 再生支援の総合的対策公表後の取組状況
5. 経営者保証改革
6. コロナ融資の効果検証
- 7. 御議論いただきたい論点**

御議論いただきたい論点

1. 中小企業が直面する経営課題が、**コロナによる影響よりも資材費等の価格高騰や人手不足、今後の金利上昇などにより移行している中で、どのような施策が必要と考えるか。**また、スタートアップ企業・成長企業を念頭に、エクイティやメザニンの活用も含めた資金調達方法の選択肢の拡大によって、中小企業金融を変革していくことも必要ではないか。
2. 今なお、コロナ禍の影響に苦しむ事業者は存在する中で、**コロナ借換保証の据置期間も約75%は1年以内※**であることも踏まえると、**必要な事業者を早期に特定して、再生支援や再チャレンジ支援を行えるよう、中小企業活性化協議会はもちろん、地域金融機関や信用保証協会の連携をより強化**していく必要があるのではないかと（「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による支援の一層の促進等）。特に、手遅れな状態で中小企業活性化協議会に持ち込まれることをどのように回避すべきか。
※伴走支援型特別保証（いわゆるコロナ借換保証）を利用して借換えた事業者の据置期間：
6ヶ月以内が66.3%、1年以内が8.4%、2年以内が8.0%、3年以内が11.9%、4年以内が1.4%、5年以内が4.0%。
3. 経営改善・再生に加え、今後の安定的な事業継続・成長を促していく上で、**メインバンク等の民間金融機関の役割は重要**であり、そのためにも、コロナ禍で増えた保証協会の100%保証の割合や減少したプロパー融資あり保証承諾件数の割合等を鑑みつつ、**金融規律がより一層発揮されるよう取組を進める必要があるのではないかと。**
4. **保証付融資割合の高い事業者へのモニタリング**にかかる信用保証協会の役割の重要性が増し、その対応負荷が急増する可能性があり、協会内はもちろん民間金融機関にもリソース制約がある中で、①**厳しい状況にある事業者を効果的かつタイムリーに特定できるモニタリングの在り方**、②**早期に適切な対応の実行**（収益力改善・事業再生・再チャレンジ）に繋げていく**仕組みの構築**等に課題があるのではないかと。

(参考) 円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会

1. 設置趣旨

- 金融規律がより一層発揮されるよう取組を進める必要があるものの、コロナ禍における中小企業金融・資金繰り支援策を経て、信用保証付融資が増大し、民間ゼロゼロ融資の返済も本格化している中で、民間金融機関だけでなく、特に**保証付融資割合の高い中小・小規模企業へのモニタリングにかかる信用保証協会の役割の重要性が増し、その対応負荷が増している可能性がある。**
- 足下では、代位弁済率や倒産件数が増加しコロナ前の水準に戻りつつあり、中小企業活性化協議会への再チャレンジ支援等への相談件数も増加しているなど、再生フェーズでの動きも出てきている。
- こうした中で、コロナ後も事業悪化が継続する中小企業・小規模企業など、**事業価値の棄損や地域経済・従業員への影響等を最大限回避**しながら、金融機関・支援機関等においては**事業再生や再チャレンジに進むべき企業を早期に特定**し、各機関での機能分担・連携の下で**計画策定や廃業支援を含めて必要な対応を実行**することが重要。
- 特にコロナ禍を経て保証付融資の割合が高い企業が増加しており、信用保証協会はもちろん民間金融機関にもリソース制約がある中で、**DX/IT化の取組も含めて効率的・効果的にモニタリングを行っていくことが必要**となっているのではないかと。
- こうした点を踏まえて、保証付融資を念頭に、
 - ①**事業継続の観点から厳しい状況にある事業者を効果的かつタイムリーに特定できるモニタリングの在り方（DX/IT化対応を含む）**
 - ②**早期に適切な対応の実行（収益力改善・事業再生・再チャレンジ）に繋げていく仕組みの構築**といった観点から、現状や課題を整理の上、対応の方向性について検討を行っていくこととする。

2. スケジュール

- 11月頃～3月頃にかけて毎月1回を目途に合計5回程度開催予定。来春目途に報告書を取りまとめる予定。